

瑞穂町
第4次地域保健福祉計画
令和3年度～令和7年度

令和3年3月
瑞穂町

はじめに

瑞穂町では、自助、互助、共助、公助の見地から平成28年3月に策定した「瑞穂町第3次地域保健福祉計画」に基づき、基本理念の実現に向け福祉及び保健を総合的に推進してきました。

住民の皆さまにおかれましては日頃よりボランティア活動や健康づくりなど、同じ地域に暮らす人々がお互いに知り合い、つながり、ささえあう地域づくりの推進にご活躍いただいております。

今日、我が国では少子高齢化と人口減少が深刻化する中で、社会の変容や住民ニーズの変化により個人や世帯が様々な生活課題を抱えており、既存のサービスだけでは解決困難な複合化された生活課題が増えてきています。こうした社会状況や生活様式の変化から生まれる新たな生活課題に対応するため、住民の皆さま及び地域組織・関係団体、社会福祉協議会、町がー丸となって考え、向き合っていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により世界中で甚大な影響を多岐に渡り受けています。町では皆さまが健康で安心して暮らせるよう国や東京都と連携し、迅速なワクチン接種事業を推進していきますので、皆さまにも感染症対策へのより一層のご協力をお願いします。



一方で、国際的には「誰一人取り残さない」を理念とした国際目標SDGsが掲げられています。町はこの理念とともに平成29年に改正された社会福祉法に基づき、「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ ～すべての人がつながる福祉社会をめざして～」を基本理念とした「瑞穂町第4次地域保健福祉計画」を策定しました。計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間と定め、地域共生社会の実現に向けて地域福祉及び地域保健を推進していきます。

今後、本計画に基づき、住民の皆さまとともに各福祉施策を粘り強く推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域保健福祉審議会及び各専門分科会の委員の皆さまをはじめ、策定に先立ち実施したアンケート調査にご協力いただきました住民の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

瑞穂町長 杉浦 裕之

<目 次>

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	3
(1) 国の動向.....	3
(2) 東京都の動向.....	3
(3) 瑞穂町の動向.....	3
2 地域保健福祉とは.....	7
3 計画の位置付け.....	8
4 計画の期間.....	9
第2章 瑞穂町の現状	11
1 地域福祉に係る状況.....	13
(1) 総人口の推移と推計.....	13
(2) 年齢構成別人口構成.....	15
(3) 出生数と出生率及び合計特殊出生率の推移.....	16
(4) 人口動態.....	18
(5) 世帯数の推移.....	18
(6) 高齢者と高齢化率の推移と推計.....	20
(7) 高齢者世帯の推移と推計.....	21
(8) 要介護・要支援認定者数の推移と推計.....	22
(9) 民生委員・児童委員の活動状況.....	23
(10) 障害者手帳等所持者数の推移.....	24
(11) ボランティアの登録状況.....	24
(12) 権利擁護センターみずほの利用状況.....	25
2 保健福祉に係る状況.....	26
(1) 健康診査受診率の推移.....	26
(2) 予防接種率の推移.....	27
(3) がん検診受診率の推移.....	28
3 地域保健福祉計画調査概要.....	29
(1) 調査結果の概要.....	30
第3章 第3次地域保健福祉計画の進捗状況	41
1 ふれあい、ささえあいの地域づくり.....	43
(1) 地域での交流活動の推進.....	43
(2) 地域情報の発信.....	45
(3) 利用しやすい施設の環境づくり.....	46
(4) 世代間交流の活性化.....	47
(5) 高齢者や障がい者の社会参加促進.....	50
(6) 介護保険制度の適正な運営.....	54

2 地域福祉をすすめるための体制づくり	56
(1) 地域福祉の担い手の養成	56
(2) 地域における福祉教育・学習の推進	58
(3) ボランティア・NPOの活動の推進	59
(4) 相談体制の充実	61
(5) 福祉サービスの質の向上	63
3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	65
(1) 権利擁護の推進	65
(2) ユニバーサルデザインの推進	67
(3) 防災・防犯体制の充実	69
(4) すべての子育て家庭への支援	71
(5) 支援が必要な子どもと家庭への支援	74
(6) 障がい者の就労支援	77
(7) 地域包括ケアシステムの推進	78
4 いきいきと暮らすための健康づくり	80
(1) 保健事業の充実	80
(2) 医療体制の充実	81
(3) 生活習慣改善の推進	82
第4章 計画の基本的な考え方	85
1 課題の抽出	87
2 計画の基本理念	90
3 計画の基本目標	90
4 第4次計画での重点的な取組	92
5 地域福祉活動のための小地域区分(圏域)	93
6 第4次地域保健福祉計画施策の体系	94
第5章 施策の展開	97
1 基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり	99
基本施策(1) 地域での交流活動の推進	99
基本施策(2) 地域情報の発信	99
基本施策(3) 利用しやすい施設的环境づくり	100
基本施策(4) 世代間交流の活性化	100
基本施策(5) 高齢者や障がい者の社会参加促進	101
基本施策(6) 介護保険制度の適正な運営	102
2 基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり	103
基本施策(1) 地域福祉の担い手の養成	103
基本施策(2) 地域における福祉教育・学習の推進	103
基本施策(3) ボランティア・NPOの活動の推進	104
基本施策(4) 相談体制の充実	104
基本施策(5) 福祉サービスの質の向上	105

3 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	106
基本施策(1)権利擁護の推進(瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)	106
基本施策(2)ユニバーサルデザインの推進	107
基本施策(3)防災・防犯体制の充実(瑞穂町再犯防止推進計画 取組⑤から⑨まで) ..	108
基本施策(4)すべての子育て家庭への支援	110
基本施策(5)支援が必要な子どもと家庭への支援	111
基本施策(6)障がい者の就労支援	112
基本施策(7)地域包括ケアシステムの推進	112
4 基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり	113
基本施策(1)母子保健の充実	113
基本施策(2)健康増進の充実	114
基本施策(3)医療体制の基盤づくり	115
基本施策(4)健康危機管理対策の推進	115
第6章 計画の推進	119
1 計画推進の仕組み	121
2 進捗状況の管理及び公表	122
資料編	123
1 瑞穂町地域保健福祉審議会条例	125
2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則	127
3 瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿	128
4 瑞穂町地域保健福祉専門分科会委員名簿	130
5 計画の策定経過	134
6 地域福祉活動のための小地域区分(圏域)	136
(1)小地域の位置	136
(2)「地域ささえあい連絡協議会」で寄せられた主な地域課題	137

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、平成12年の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により地域福祉計画の策定が規定されて以来、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域における支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援など、厚生労働省通知の形で地域福祉計画へ盛り込む事項を指示してきました。

平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

これを受け、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現して行く方向性が明示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成29年には社会福祉法が一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化され、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成18年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる「福祉健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協議など、地域福祉に関する考え方を示していることから、地域福祉支援計画は策定していませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、東京都における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

この計画は、地域の支え合いを育み、都民の安心した暮らしを支え、地域福祉を支えるというテーマに沿い、包括的な相談・支援体制の構築や身近な地域における住まいの確保や居場所づくり、生活困窮者への総合的な支援体制の整備、福祉人材の確保・育成・定着、地域の多様な人材の参画と連携など、分野を超えたきめ細かな対応を充実させるための様々な施策を盛り込んでいます。

(3) 瑞穂町の動向

瑞穂町では、平成12年の社会福祉法の改正を受け、平成18年に第1次計画としての「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定し、平成23年には「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」を策定し、第1次計画の見直しと施策の更なる推進をはかりました。

その後、平成28年策定の「第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」のもと、平成26年に策定された「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、平成28年に自助、互助・共助、

公助の観点から計画全体を見直し、地域保健福祉のさらなる充実をはかり、住民と行政との協働による、基本理念の実現をめざした「瑞穂町第3次地域保健福祉計画」を策定しました。

本計画では、「第5次瑞穂町長期総合計画」の内容をふまえた上で、「誰一人取り残さない」を理念とした国際的な動き、平成29年の社会福祉法の改正、国や東京都の地域共生社会の実現に向けた施策をもとに、計画全体を見直し策定しています。

【地域保健福祉に関する国・都・町の動向】

平成 12 年	社会福祉法改正【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに第107条に地域福祉推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定する等の規定が定められた。
平成 13 年	瑞穂町 第3次長期総合計画策定【町】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の地域資源である「人」と「自然」を活かしたまちづくりをすすめ、住民だれでもがいきいきと安心して生涯を過ごせる快適なまちをめざし、策定した。
平成 18 年	自殺対策基本法施行【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間の自殺者が3万人を超えていた日本の状況に対処するため、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、制定された。
	福祉健康都市東京ビジョン【都】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「福祉改革」「医療改革」を更に推進していくための、福祉と保健医療の両分野を貫く、初めての基本方針であり、分野別計画の策定、推進の基本となる。確かな「安心」を次世代に引き継ぐために、このビジョンに基づき、大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療サービスの一層の充実をめざすと示された。
平成 19 年	瑞穂町 地域保健福祉計画策定【町】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年に設置した「瑞穂町地域保健福祉審議会」の答申を受け、「長期総合計画」を基に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との整合性をはかり、審議会の答申を最大限に尊重し策定した。
平成 19 年	厚生労働省通知 要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有をはかることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。
平成 22 年	厚生労働省通知 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援し、働きかけについて依頼があった。
平成 23 年	瑞穂町 第4次長期総合計画策定【町】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の推進にあたっての基本理念を「自立と協働」とした。
	瑞穂町 第2次地域保健福祉計画策定【町】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第4次長期総合計画」や関連計画との整合性をはかりながら、更なる地域福祉の推進につながるよう策定した。

平成 26 年	厚生労働省通知 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が定められた。
	瑞穂町協働宣言策定【町】
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 町に関わる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとすることを宣言した。
	生活困窮者自立支援法施行【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者が「最後のセーフティネット」である生活保護受給に至る前に、予防的に「第2のセーフティネット」として支援制度が設置されることとなり、生活保護法の改正とあわせて「生活困窮者自立支援法」が制定され4月1日に施行された。
	厚生労働省 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるとの観点を打ち出された。
	「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化の構造的な問題を解決し、更なる成長を続けられる社会をめざし、半世紀後の未来においても1億人の国民を維持し、国民それぞれが活躍している、社会の理想像を描いたビジョン。一億総活躍社会を創っていくため、名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロという高い目標を設定し、この的に向けて「新・三本の矢」を放つと示された。
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置【国】
<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の改正、平成30年度・平成33年度の介護・障害 福祉の報酬改定、更には平成30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行うことが示された。 	
地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置【国】	
<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実にすすめて、こうしたコンセプトの適用を更に広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示された。 	

平成 28 年	成年後見利用制度利用促進法施行【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項並びに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。
	自殺対策基本法改正【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺対策を地域レベルで推進し、都道府県と市町村は自殺対策計画を策定することとした。
	再犯防止推進法施行【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪や非行をした人の再犯防止を国と地方自治体の責務と明記した。地方自治体に対しては国の計画に沿って、「地方再犯防止推進計画」を定めることを努力義務とした。このほか国、自治体、民間団体の緊密な連携のほか、国民の理解と関心を深めるため毎年7月を「再犯防止啓発月間」とすることも定められた。
	瑞穂町 第4次長期総合計画後期基本計画策定【町】
<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次瑞穂町長期総合計画基本構想に示した将来都市像の実現に向けた各種施策を体系化し、長期総合計画後期基本計画として改訂した。 	
平成 29 年	瑞穂町 第3次地域保健福祉計画策定【町】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、自助・互助・共助、公助の観点からの計画を見直し、策定した。
	社会福祉法一部改正【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の策定が努力義務化され、地域福祉計画策定ガイドラインが示された。
	「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ ● 改正社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、更にはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりをすすめる。
	「再犯防止推進計画」閣議決定【国】
<ul style="list-style-type: none"> ● 再犯防止推進法に基づき、7つの重点課題について、115の具体的施策を設定した。 	
平成 30 年	厚生労働省通知 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進について【国】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。社会福祉法人の地域社会への貢献として、各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進すると示した。
	東京都地域福祉支援計画策定【都】
<ul style="list-style-type: none"> ● 東京における「地域共生社会」の実現を目的とし、策定された。 	
令和元年	東京都再犯防止推進計画策定【都】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うことが示された。
令和2年	いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画【町】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携により進めていくため策定した。

〈社会福祉法（抜粋・参考）〉

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

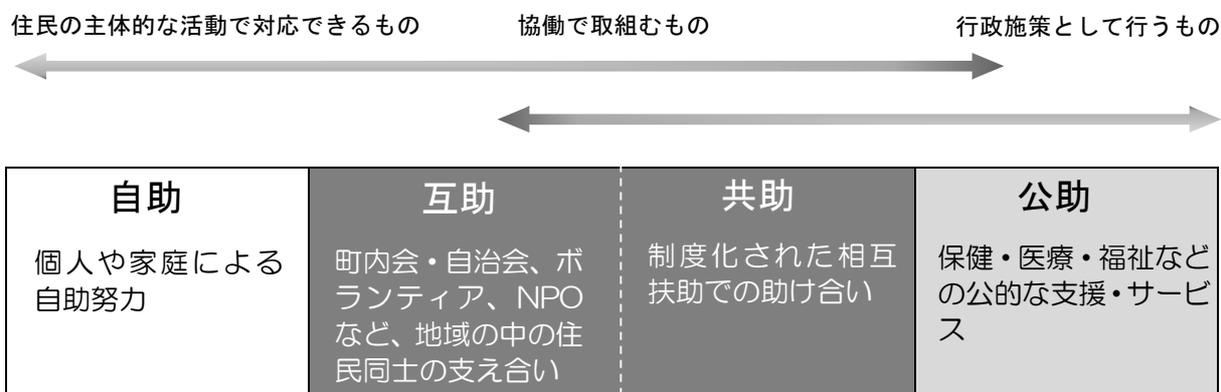
2 地域保健福祉とは

地域保健福祉とは地域の住民、住民組織と関係団体、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を住民や関係者で受け止め、協力して地域で解決するのが地域福祉であり、生活課題や地域課題と健康問題の関連性に着目し、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持、増進を推進することが地域保健です。

住み慣れた地域で安全・安心に、自分らしく暮らしていけることは、地域住民全ての願いであり、地域福祉はその願いの実現をめざすものです。そのため、既存の制度やサービスの利用を推進するだけではなく、地域全体でささえあっていく関係や仕組みをつくっていくことが重要となります。また、地域住民の誰もが、あらためて「地域のつながり」の重要性を認識し、社会的孤立や孤独、貧困、要援護、虐待等、地域におけるさまざまな課題の解決や深刻化を防ぐことが大切です。

地域保健福祉では、住民の誰もがサービスの利用者にも提供者にもなりえます。個人や家庭でできることは自分たちで取り組む【自助】、個人や家庭だけでは解決できないことを、近隣住民や団体、組織、事業者などによって支援する【互助・共助】、公的な制度に基づくサービスの提供等【公助】、といったさまざまな人や組織、行政が連携しながら、協働して地域保健福祉を推進していくことが求められています。特に、【互助・共助】の取組を広げていくことが、今後の地域保健福祉では重要となります。



3 計画の位置付け

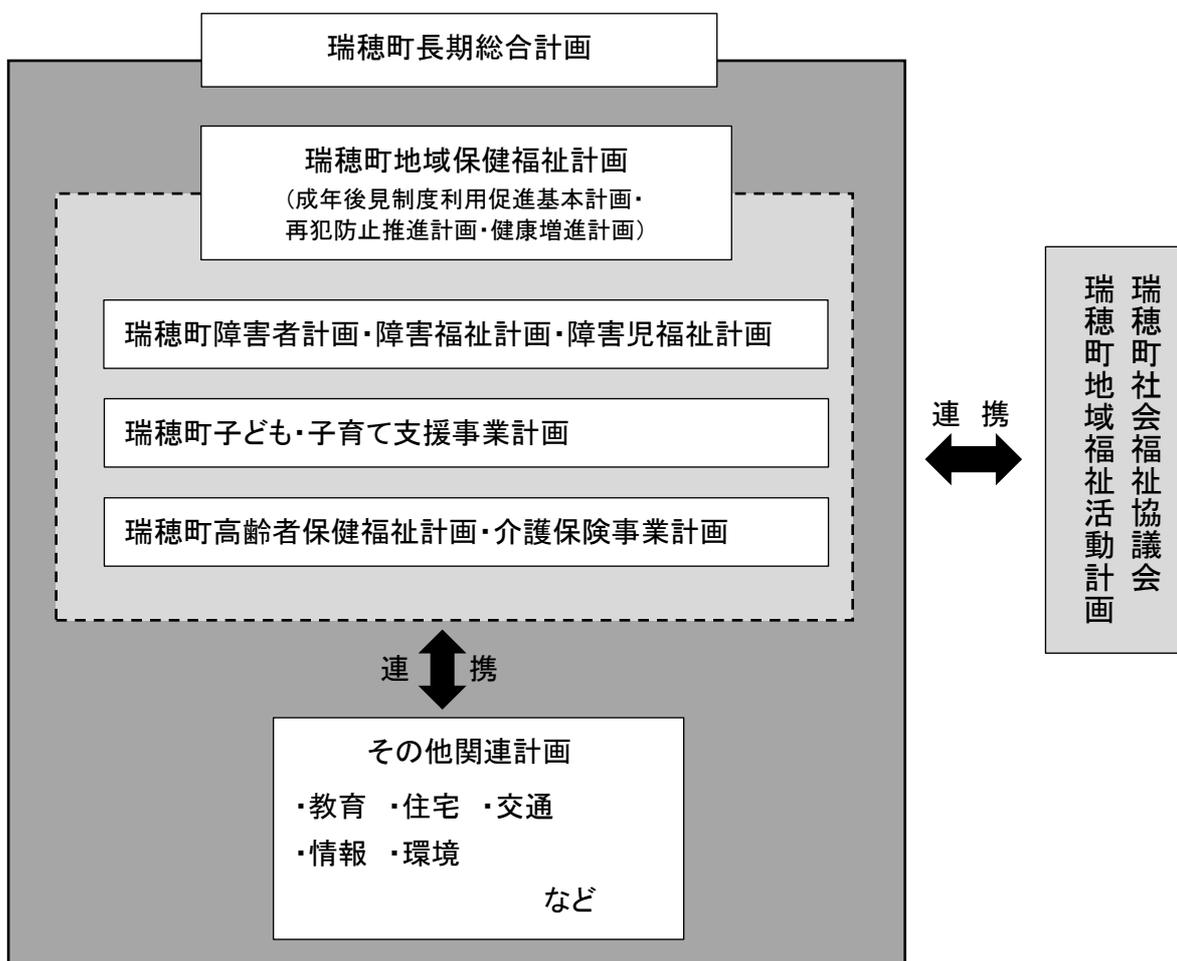
この計画は、社会福祉法第107条に基づき、『市町村地域福祉計画』として策定したものです。

国、東京都それぞれが策定した関連の計画や、町が策定した各種計画との整合、連携をはかります。

『第5次瑞穂町長期総合計画』を上位計画として、その理念や将来像、施策に掲げる目標をふまえています。同時に、関連する各種保健福祉計画（『瑞穂町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』『瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』『瑞穂町子ども・子育て支援事業計画』）の上位計画として位置づけられ、各種保健福祉計画を横断的に連携して推進する役割を担っています。

また、住民活動計画として社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』とも町がめざす地域共生社会の姿を共有しながら、相互連携をはかります。

更に、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく『成年後見制度利用促進基本計画』、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく『再犯防止推進計画』、健康増進法第8条第2項に基づく『健康増進計画』の内容も含まれます。



※この計画の推進は、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献するものです。

4 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の進捗状況等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

【地域保健福祉計画の期間】

	平成18年度～ 平成22年度 (2006～2010)	平成23年度～ 平成27年度 (2011～2015)	平成28年度～ 令和2年度 (2016～2020)	令和3年度～ 令和7年度 (2021～2025)
地域保健福祉計画	▶			
第2次地域保健福祉計画		▶		
第3次地域保健福祉計画			▶	
第4次地域保健福祉計画				▶ 本計画



第2章 瑞穂町の現状

第2章 瑞穂町の現状

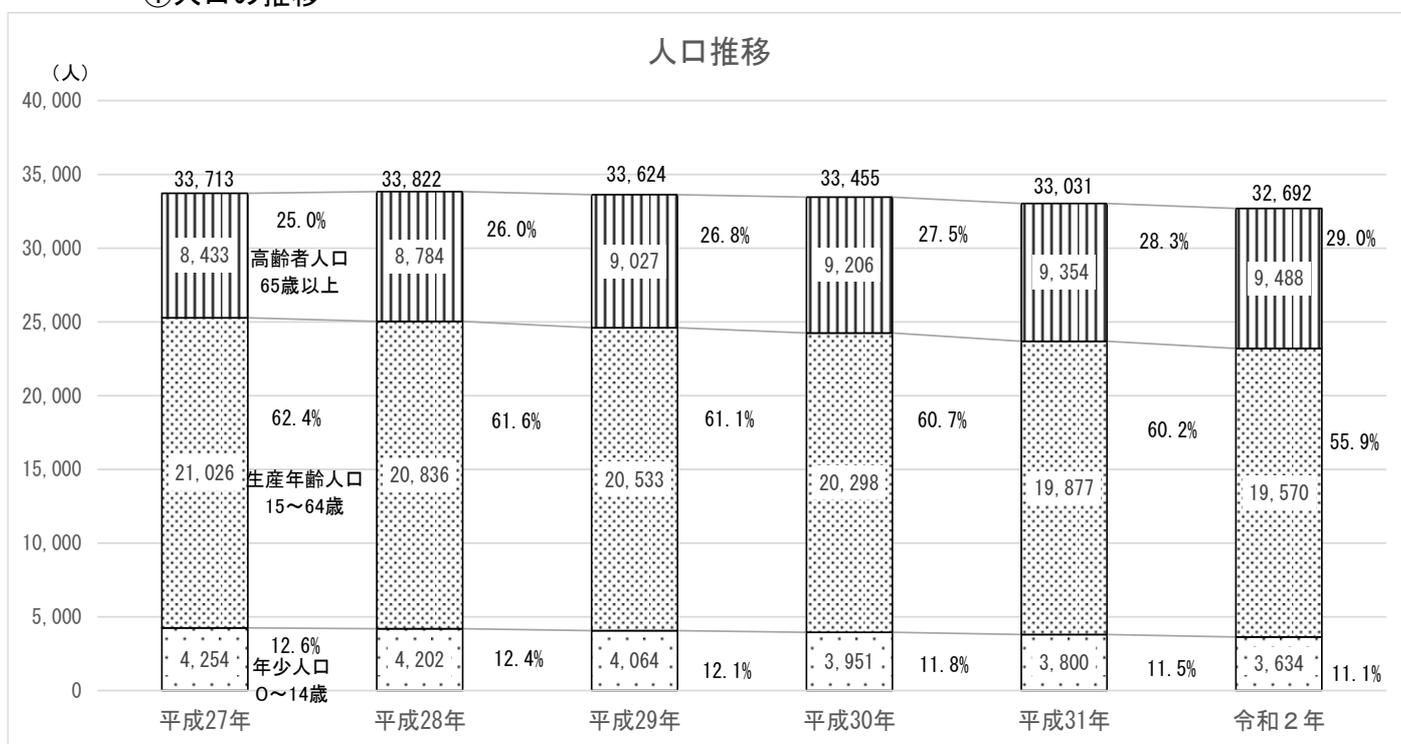
1 地域福祉に係る状況

(1) 総人口の推移と推計

町の人口は平成29年以降、緩やかな減少傾向を示しています。ここ数年間は33,000人台で推移していましたが、令和2年には32,692人に減少しました。令和7年には32,376人になると推計されます。

年齢3区分別人口で見ると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、少子高齢化が続くと推計されます。

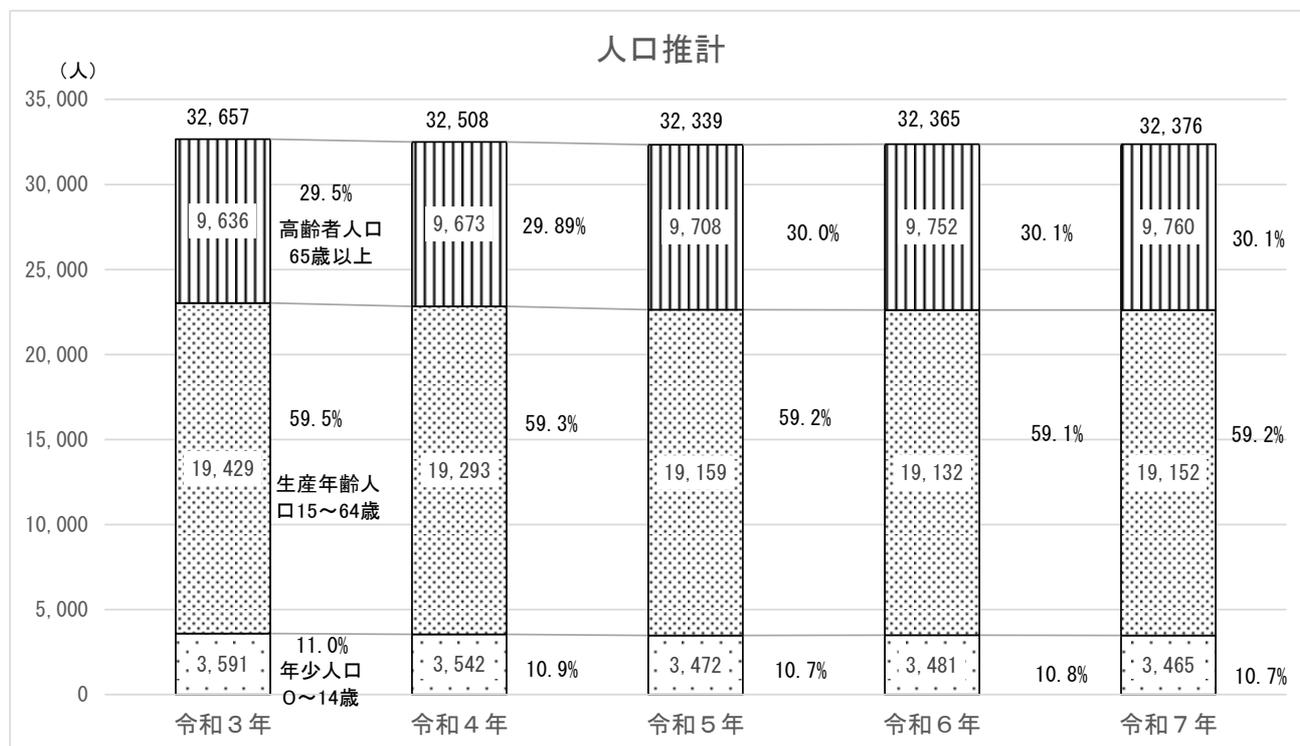
①人口の推移



資料：各年4月1日現在住民基本台帳



②人口推計



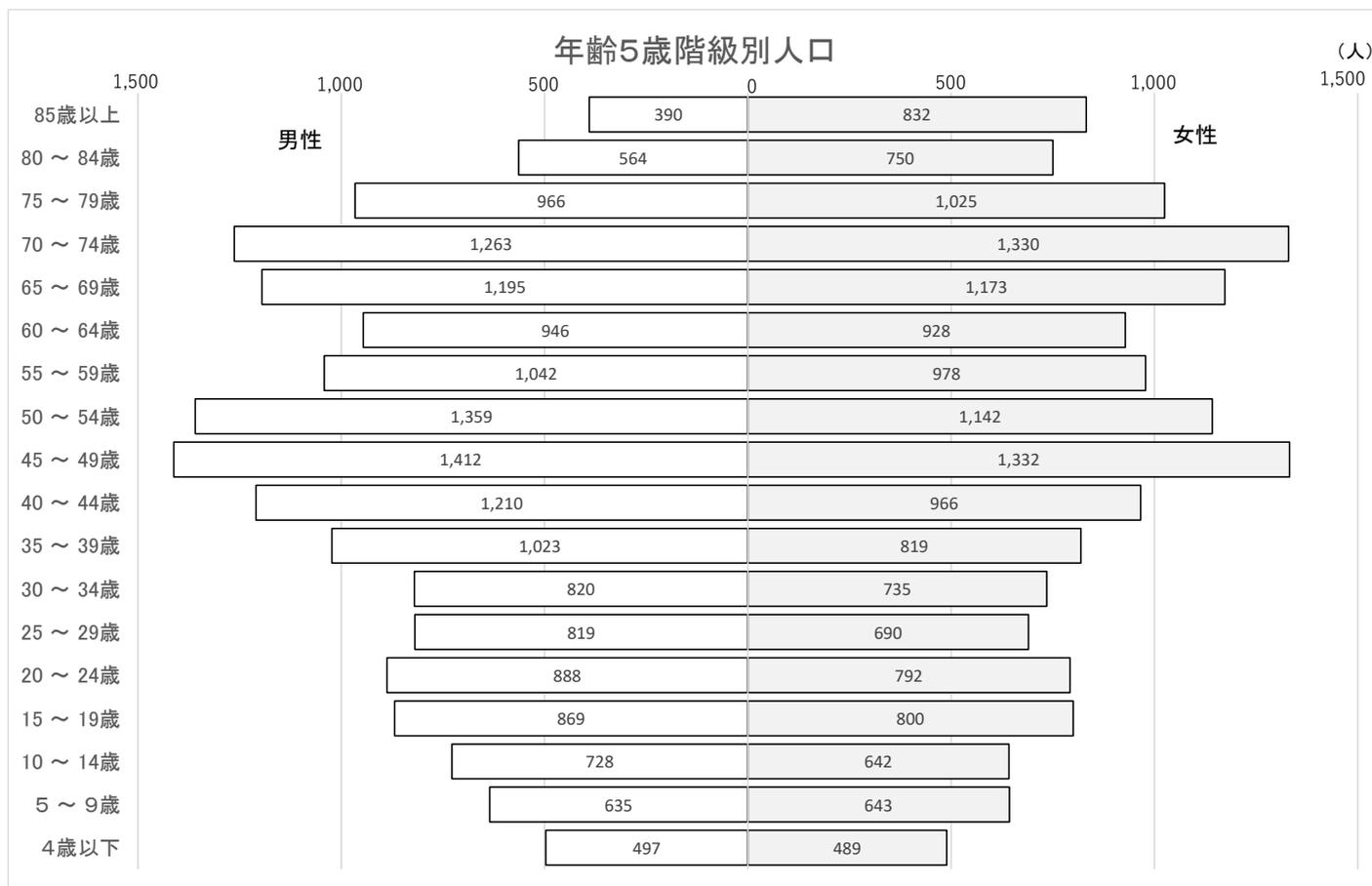
※推計値は、小数点以下の端数処理により人口総数と高齢者人口(65歳以上)、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の年齢3区分別人口の合計値が合わない場合がある。

資料：平成21年～令和元年10月現在住民基本台帳に基づきコーホート要因法で推計
 コーホート要因法とは、出生・死亡・移動の人口変動の要因別に設定した変化率に基づいて、将来人口を推計する方法



(2) 年齢構成別人口構成

人口構成を人口ピラミッドで見ると、60歳代後半の“ポスト団塊の世代”や40歳代後半の“団塊ジュニア世代”が多くなっています。40歳代後半をピークに若年層になるほど人口規模は縮小しつつあります。



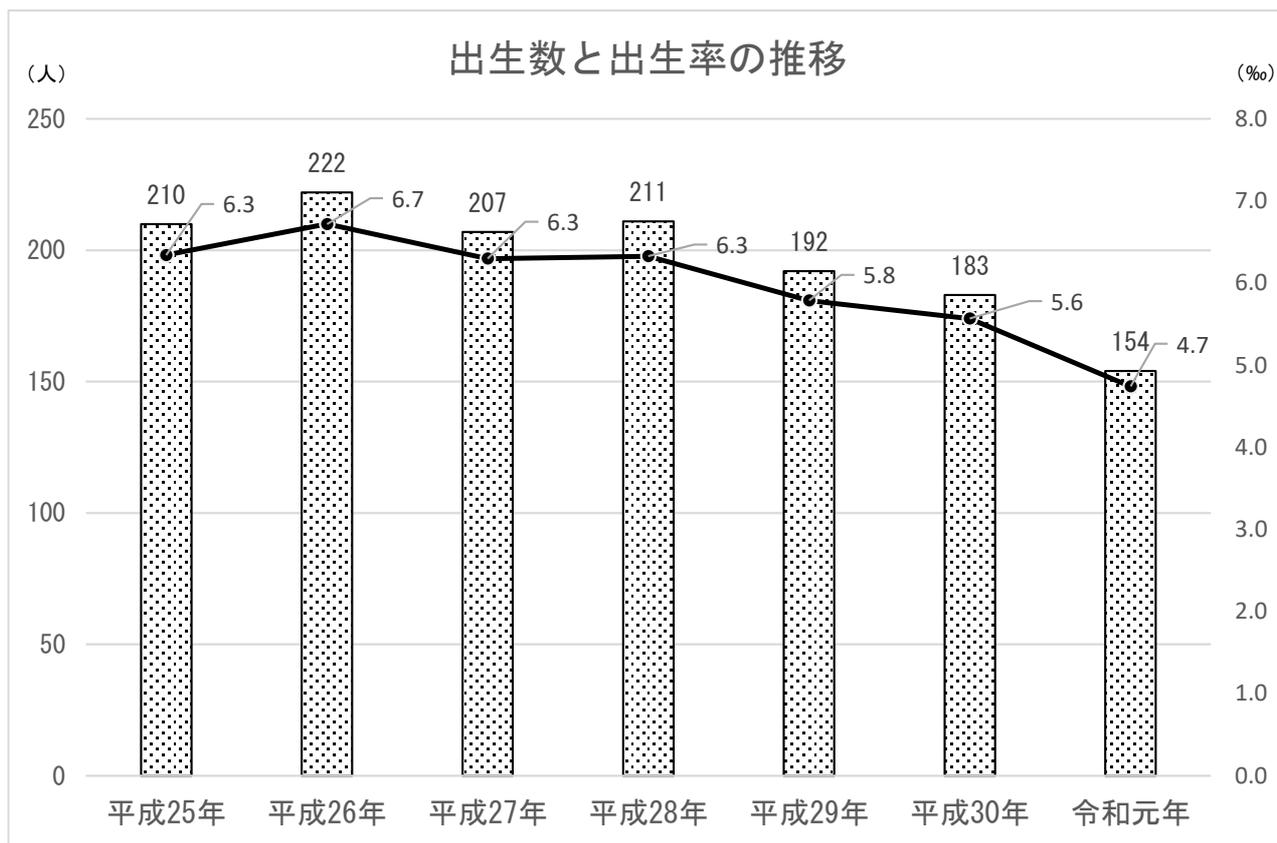
資料：令和2年4月1日現在住民基本台帳



(3) 出生数と出生率及び合計特殊出生率の推移

①出生数と出生率

出生数は減少傾向にあり、平成29年に200人を下回り、令和元年には154人に減少しました。出生率（人口千対比）も同様に減少傾向にあります。

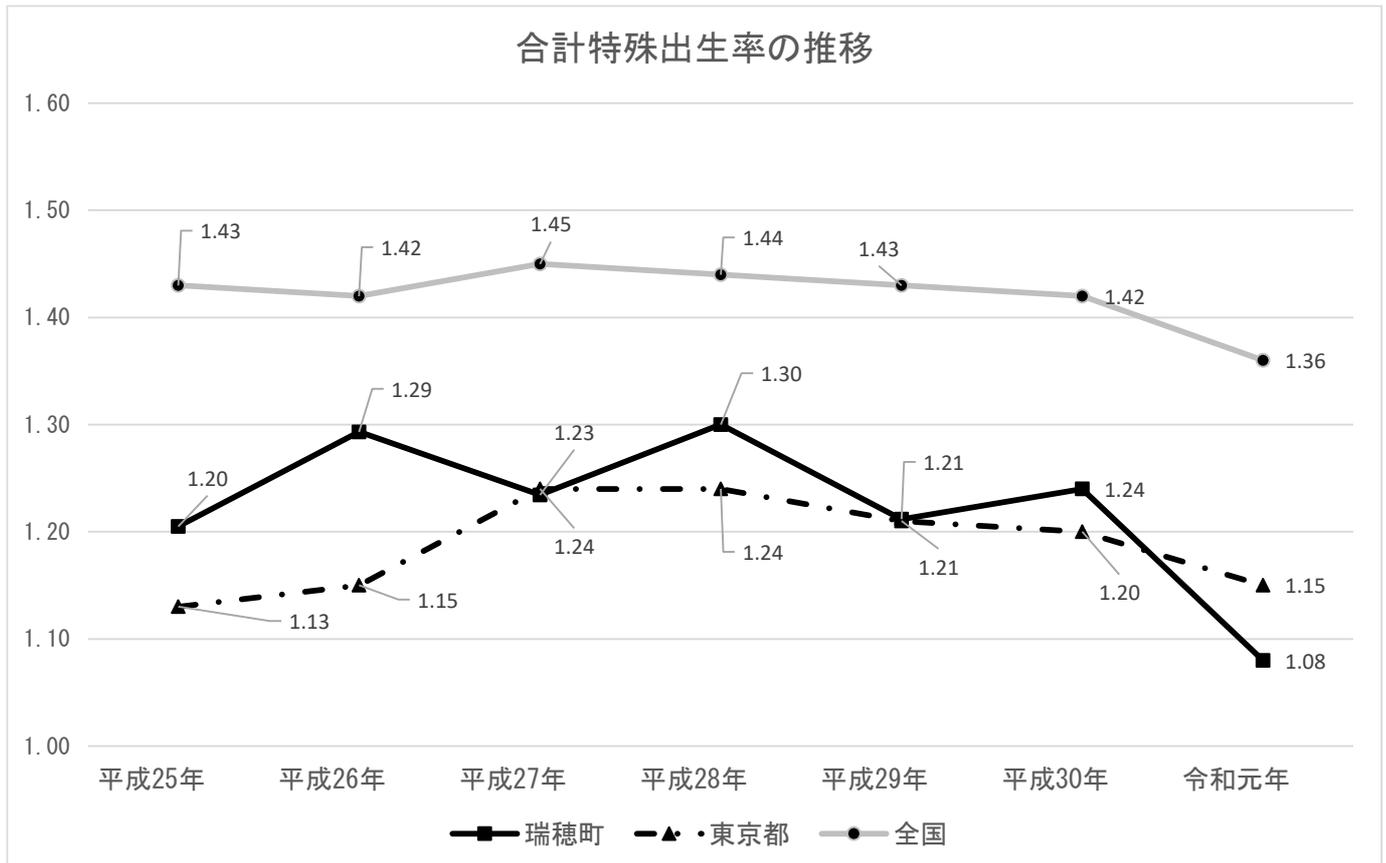


資料：人口動態統計



②合計特殊出生率

合計特殊出生率をみると、近年では全国で横ばいに推移しています。東京都及び町では、全国と比較して低めに推移していますが、概ね町が東京都を上回っています。



資料：人口動態統計



(4) 人口動態

令和元年の町における人口動態をみると、自然動態、社会動態ともに減少傾向を示し、合計で378人減少しています。

自然動態（令和元年）		単位：人
出生数	死亡数	自然増減
154	363	△209

資料：人口動態統計

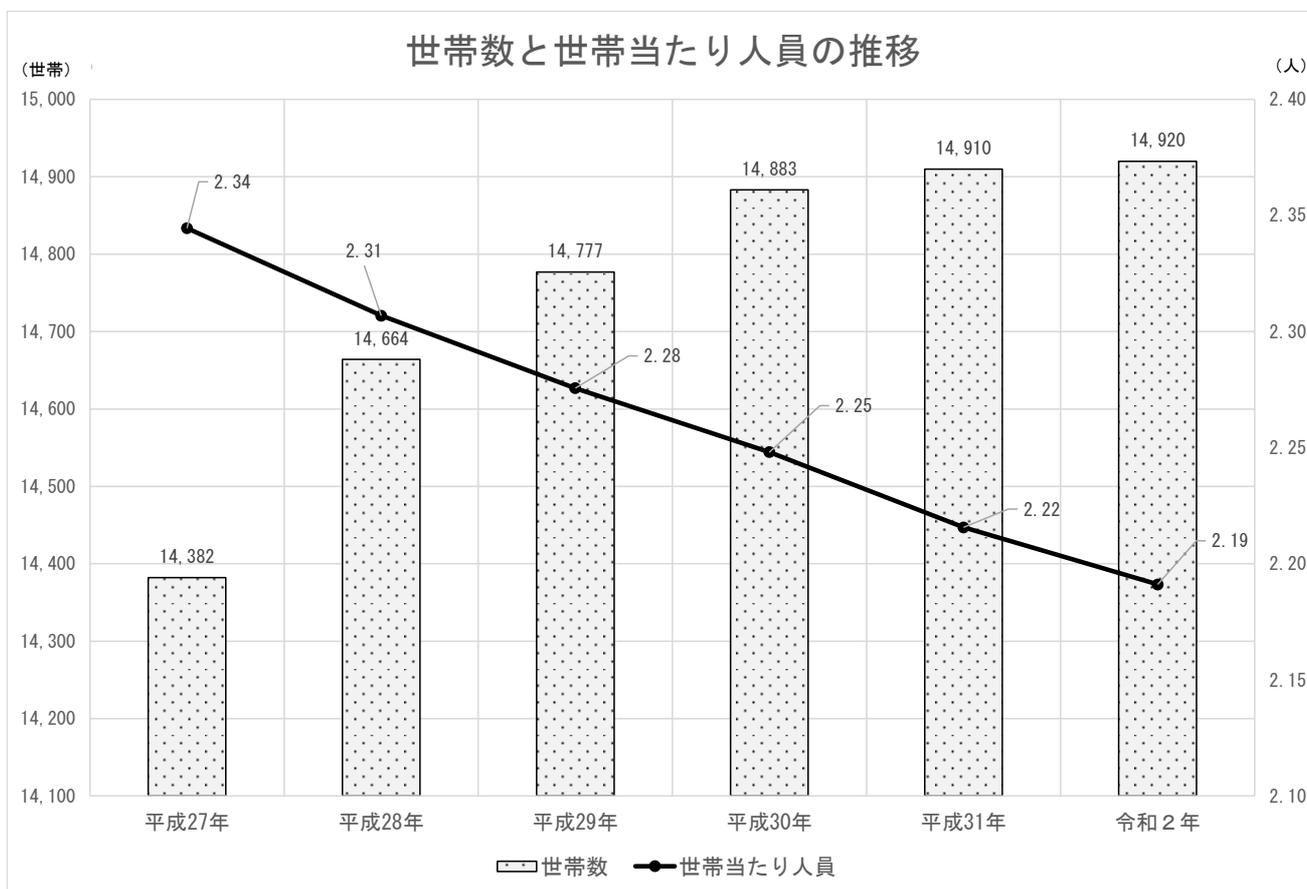
社会動態（令和元年）		単位：人
転入	転出	社会増減
1,140	1,309	△169

資料：住民基本台帳人口移動報告

(5) 世帯数の推移

①世帯数の推移

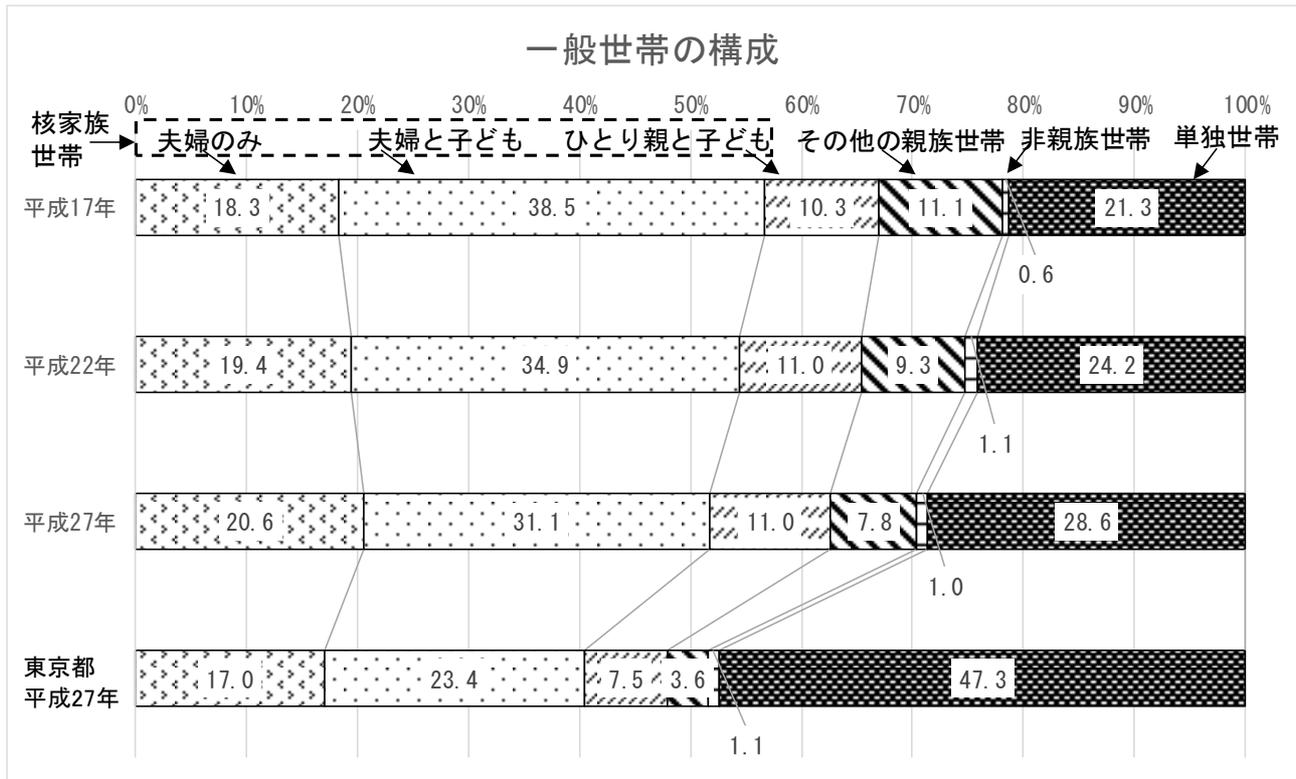
世帯数は、令和2年4月現在14,920世帯で、増加傾向を示しています。その一方で、世帯当たり人員は減少しており、令和2年4月現在2.19人となり、核家族化による世帯規模の縮小が顕著にみられます。



資料：各年4月1日現在住民基本台帳

②世帯構成

一般世帯の構成をみると、核家族世帯が6割以上を占めますが、「夫婦と子ども」世帯が減少し、「夫婦のみ」や「ひとり親と子ども」世帯の増加がみられます。また、「単独世帯」の割合は、東京都全体と比較すると半分ほどにとどまりますが、徐々に増加しています。

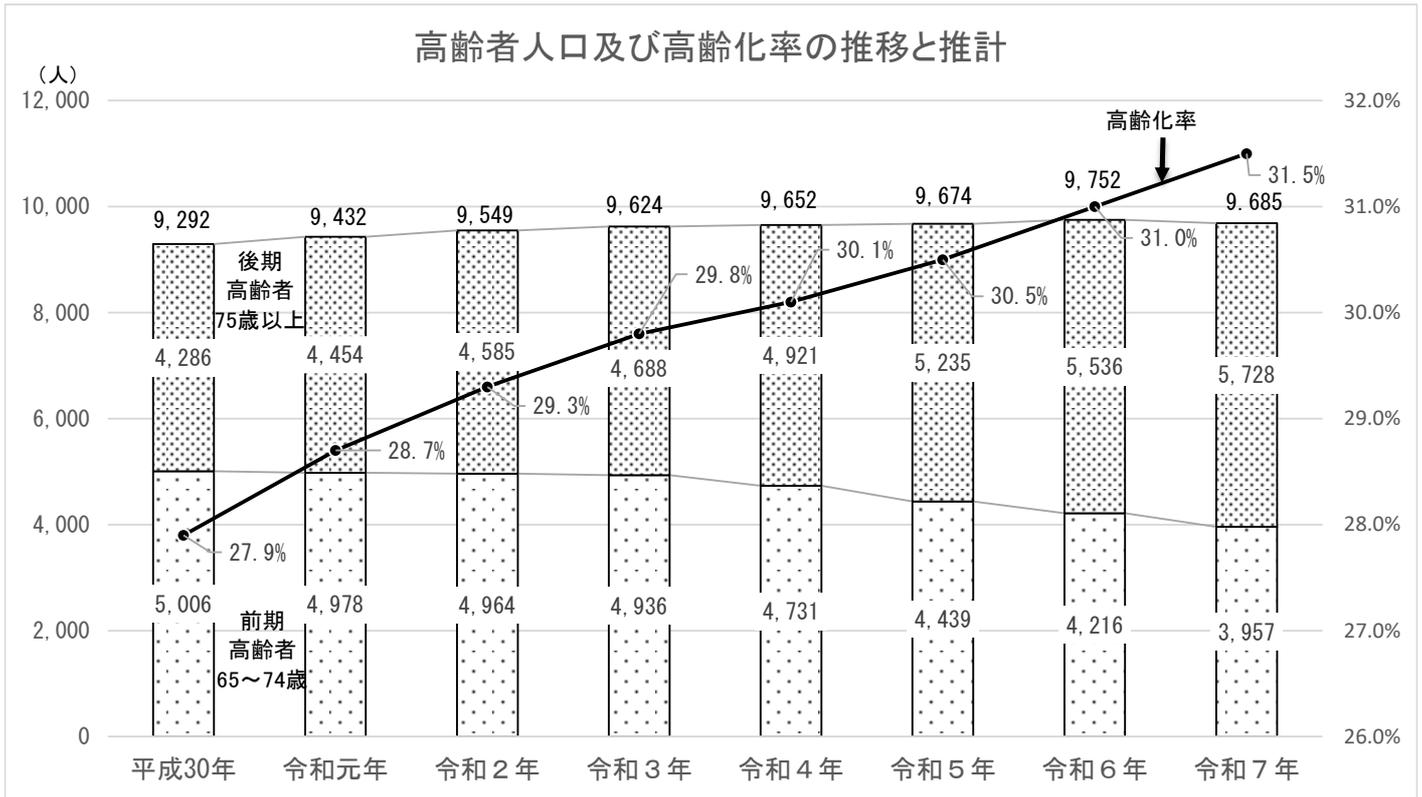


資料：国勢調査

(6) 高齢者と高齢化率の推移と推計

高齢者数、高齢化率ともに増加が続いており、令和7年には高齢化率が31.5%と推計されています。

前期・後期別に高齢者人口をみると、前期高齢者は減少傾向にあり、後期高齢者が増加傾向にあります。ここから町における人口の高齢化が伺えます。



資料：平成30～令和2年は10月現在住民基本台帳、令和3年以降はコーホート変化率法による推計（各年10月）、令和6年のみトレンド推計

コーホート変化率法とは、人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

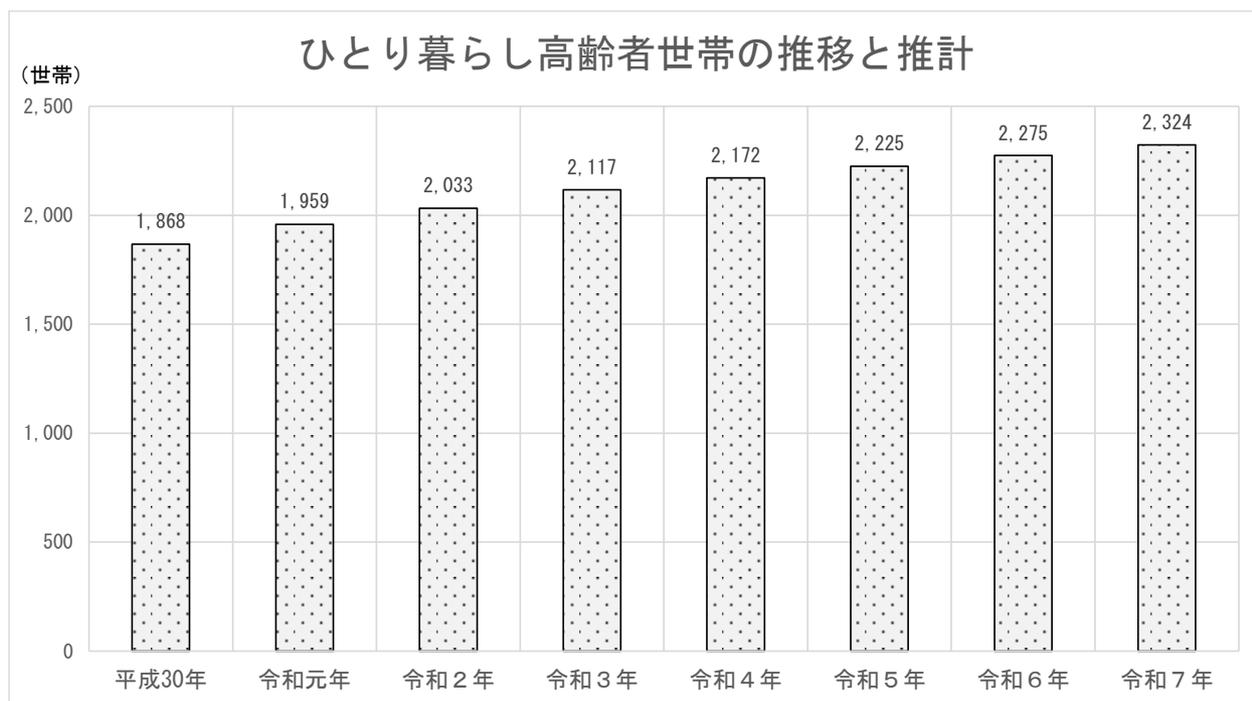
トレンド推計とは、時系列の実績値から分布式（回帰式など）を数学的に求め、分布式で推計年次の値を推計する方法



(7) 高齢者世帯の推移と推計

①ひとり暮らし高齢者世帯数の推移と推計

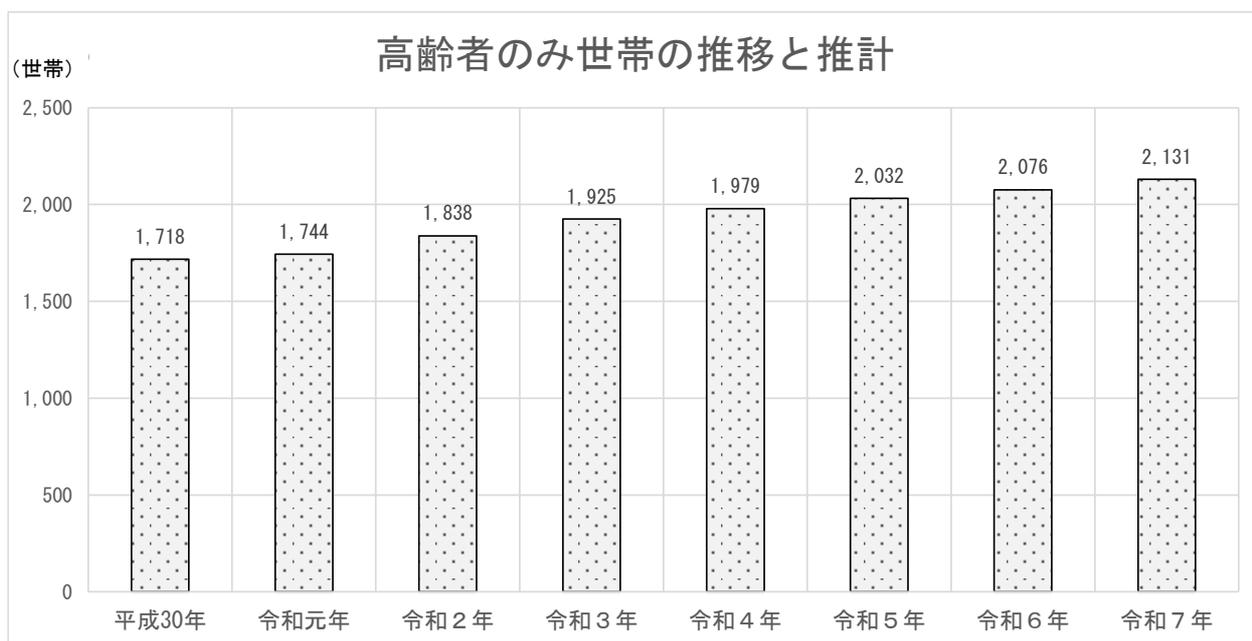
ひとり暮らし高齢者世帯数は核家族化と高齢化により、増加傾向にあり、令和7年には2,324世帯になると推計されます。



資料：平成30～令和2年は高齢者福祉課（各年6月現在）、令和3年以降は過去3年間の世帯数伸び率の平均値から算出、令和6年のみトレンド推計

②高齢者のみ世帯数の推移

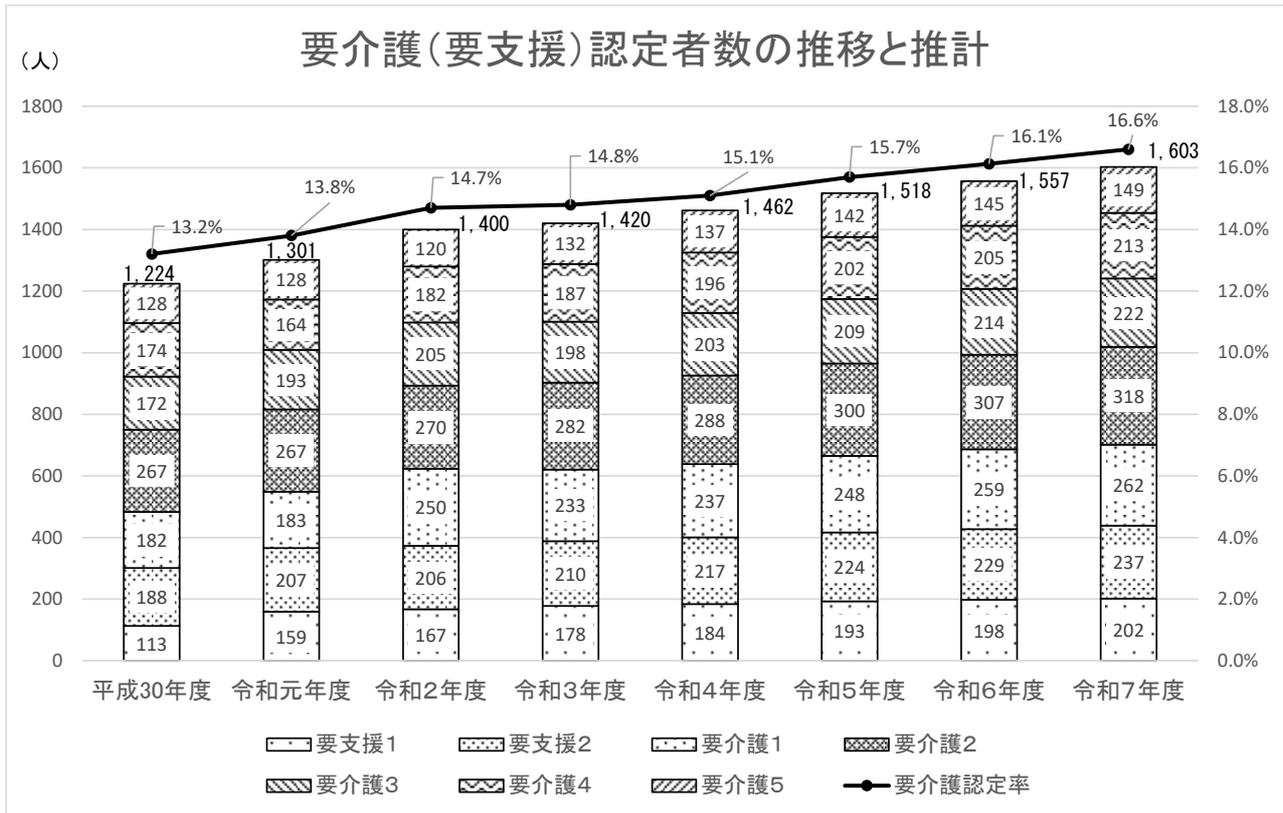
高齢者のみ世帯数も増加傾向にあり、令和7年には2,131世帯になると推計されます。



資料：平成30～令和2年は高齢者福祉課（各年6月現在）、令和3年以降は過去3年間の世帯数伸び率の平均値から算出、令和6年のみトレンド推計

(8) 要介護・要支援認定者数の推移と推計

要介護・要支援認定者数は、増加傾向が続き、令和7年度1,603人に達すると推計されます。要介護認定率は令和2年度の14.7%から、令和7年度には16.6%に上昇します。



資料：平成30～令和2年度は介護保険事業状況報告（各年9月末）、令和3年度以降は地域包括ケア「見える化」システム、令和6年度のみトレンド推計
 地域包括ケア「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム



(9) 民生委員・児童委員の活動状況

34人の民生委員・児童委員、2人の主任児童委員の36人が、それぞれの地域で身近な相談相手として活躍しています。高齢者・障がい者・生活困窮者など、地域に関するさまざまな相談に応じています。

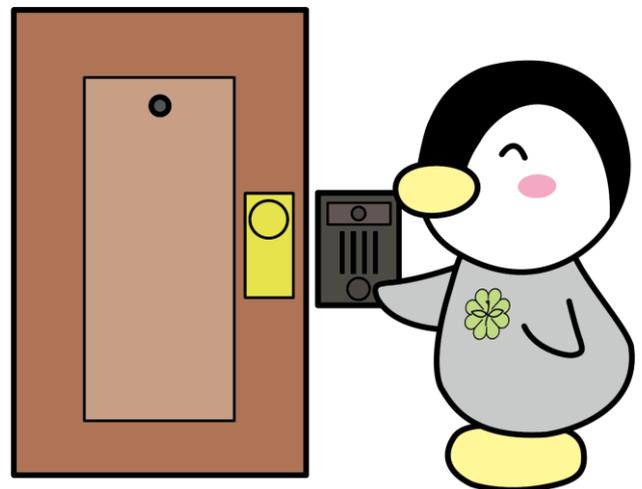
相談件数をみると、「生活費」「家族関係」「健康・保健医療」「介護保険」が比較的多く相談されています。各年度とも相談が多岐にわたり分類できないため「その他」が最も多くなっています。

相談件数

(件)

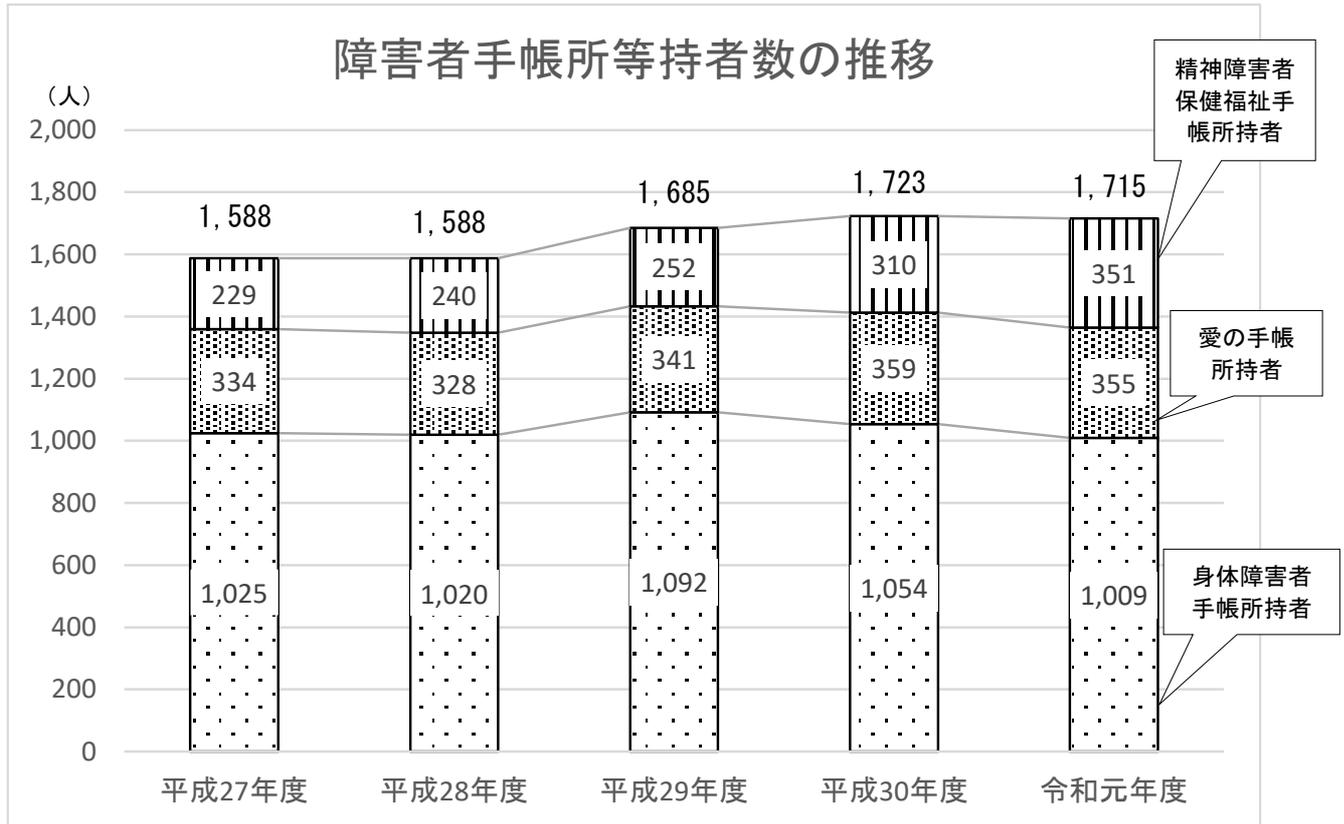
相談区分 年度	在宅福祉	介護保険	子育て・母子保健	年金・保険	子どもの地域生活	仕事	住居	日常的な支援	生活環境	健康・保健医療	生活費	家族関係	子どもの教育・学校	その他	合計
平成27年度	3	22	33	0	25	1	2	19	18	12	11	19	11	50	226
平成28年度	4	9	8	6	59	3	3	22	19	11	9	27	16	62	258
平成29年度	56	16	5	4	15	1	3	29	25	13	17	25	7	339	555
平成30年度	21	25	13	9	20	11	6	18	11	31	22	6	5	146	344
令和元年度	11	26	9	5	9	6	5	18	18	32	21	21	7	106	294

資料：福祉部福祉課



(10) 障害者手帳等所持者数の推移

障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等所持者数は、横ばいから微増傾向にあります。身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数は微減・微増傾向を繰り返していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向を示しています。



資料：瑞穂町事務報告書（各年度末）

(11) ボランティアの登録状況

社会福祉協議会の「ボランティアセンターみずほ」に登録されているボランティアは個人、団体ともに増加傾向にあります。

年度	個人ボランティア数	団体ボランティア数	団体ボランティア人数
平成27年度	662人	27団体	505人
平成28年度	694人	31団体	597人
平成29年度	724人	32団体	653人
平成30年度	747人	34団体	772人
令和元年度	779人	34団体	835人
令和2年度(2月末)	822人	33団体	831人

資料：ボランティアセンターみずほ

(12) 権利擁護センターみずほの利用状況

権利擁護センターみずほとは、だれもが住み慣れた地域で、地域の人々とつながり、ささえあいながら、尊厳をもってその人らしく生活を送ることができるよう適切な権利擁護支援や成年後見制度を利用できる機関として開設しました。

相談内容を見ると「成年後見制度に係る利用相談(一般相談)」と「地域福祉権利擁護事業に係る相談」が多くみられます。

また、利用者の内訳をみると、対象者別では「高齢者」、男女別では「男」、年齢層別では「65歳以上」が多くなっています。

相談人数

(人)

相談区分 年度	福祉サービス利用の苦情相談	判断能力不十分な方の権利擁護相談	地域福祉権利擁護事業に係る相談	成年後見制度に係る利用相談(一般相談)	司法書士による専門相談(後見・苦情等)	福祉サービス利用に関する専門的な相談	本事業に関する問い合わせ	合計
令和元年度	3	5	19	28	9	1	9	74
令和2年度 (2月末)	1	2	17	25	10	1	10	66

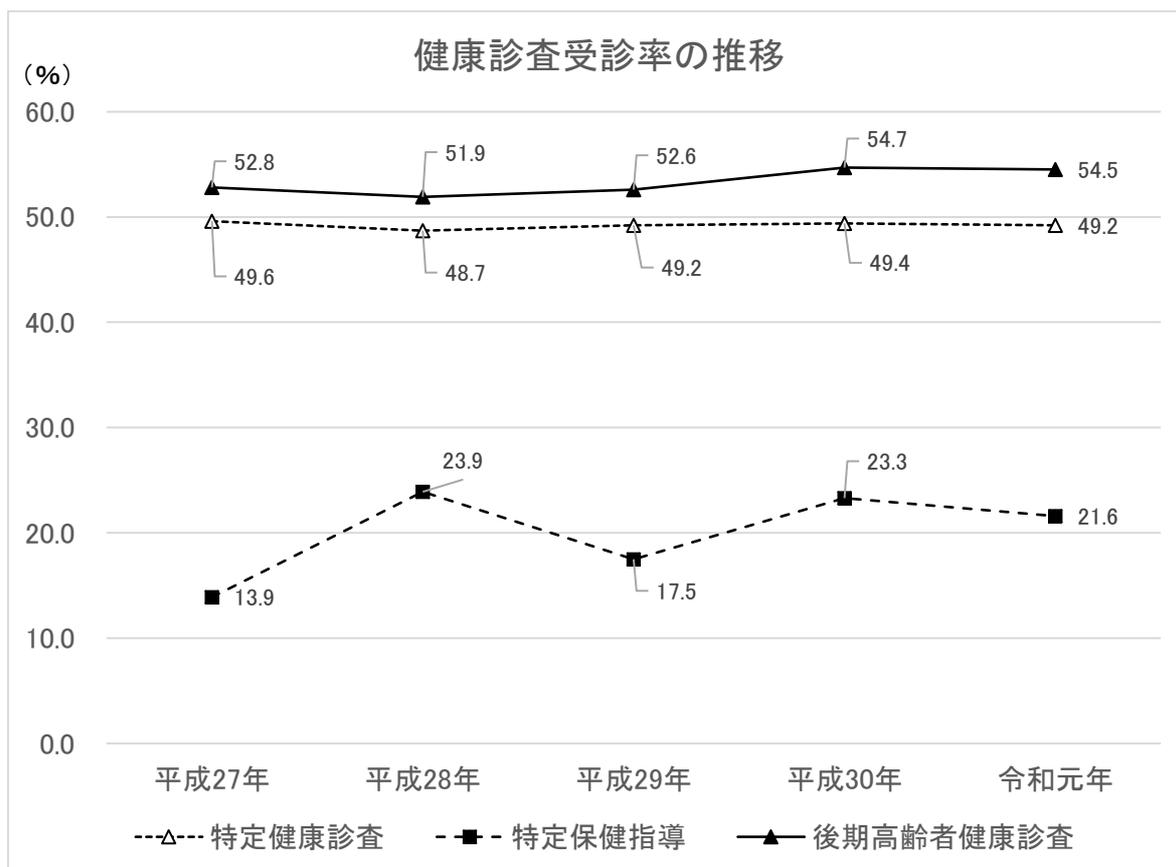
資料：権利擁護センターみずほ

2 保健福祉に係る状況

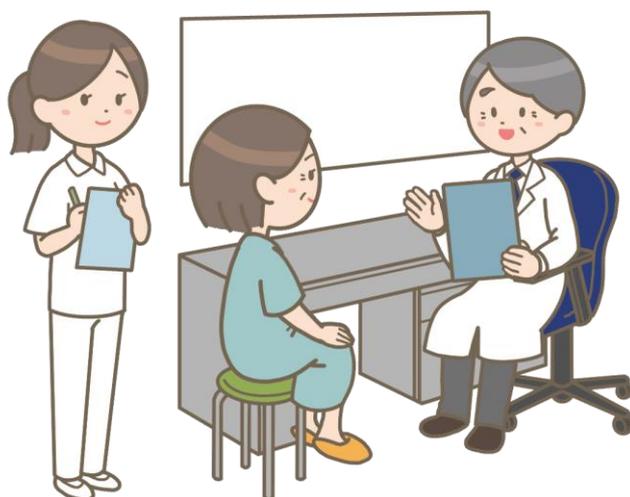
(1) 健康診査受診率の推移

後期高齢者健康診査、特定健康診査の受診率を見ると、概ね横ばいの傾向がみられます。前者が50%強、後者が50%弱で推移しています。

特定保健指導は増加、減少を繰り返しています。

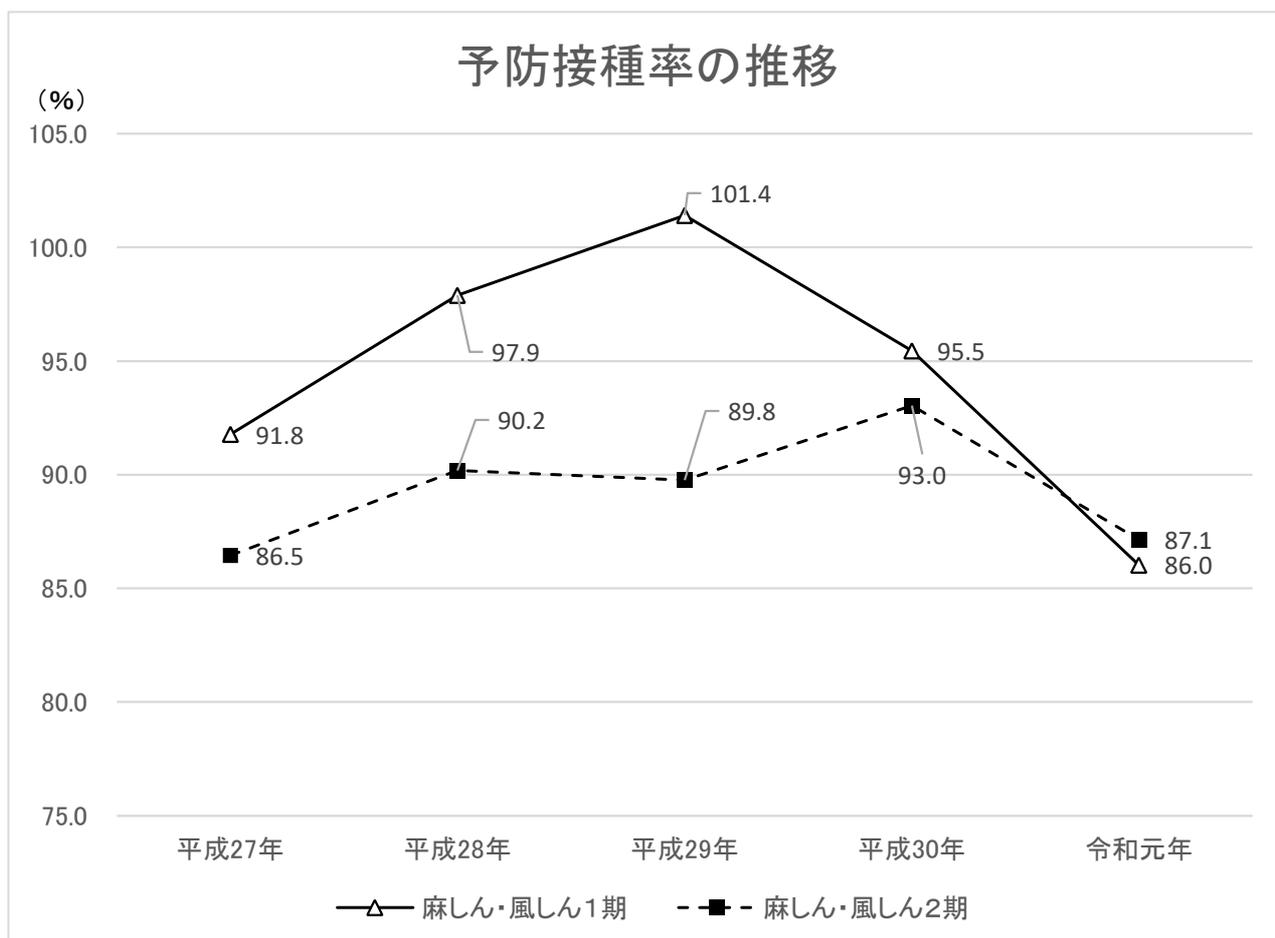


資料：福祉部健康課、令和元年の特定健康診査のみトレンド推計



(2) 予防接種率の推移

予防接種率をみると、麻しん・風しん1期・2期ともに85%以上で、1期はほぼ90%台で推移しています。



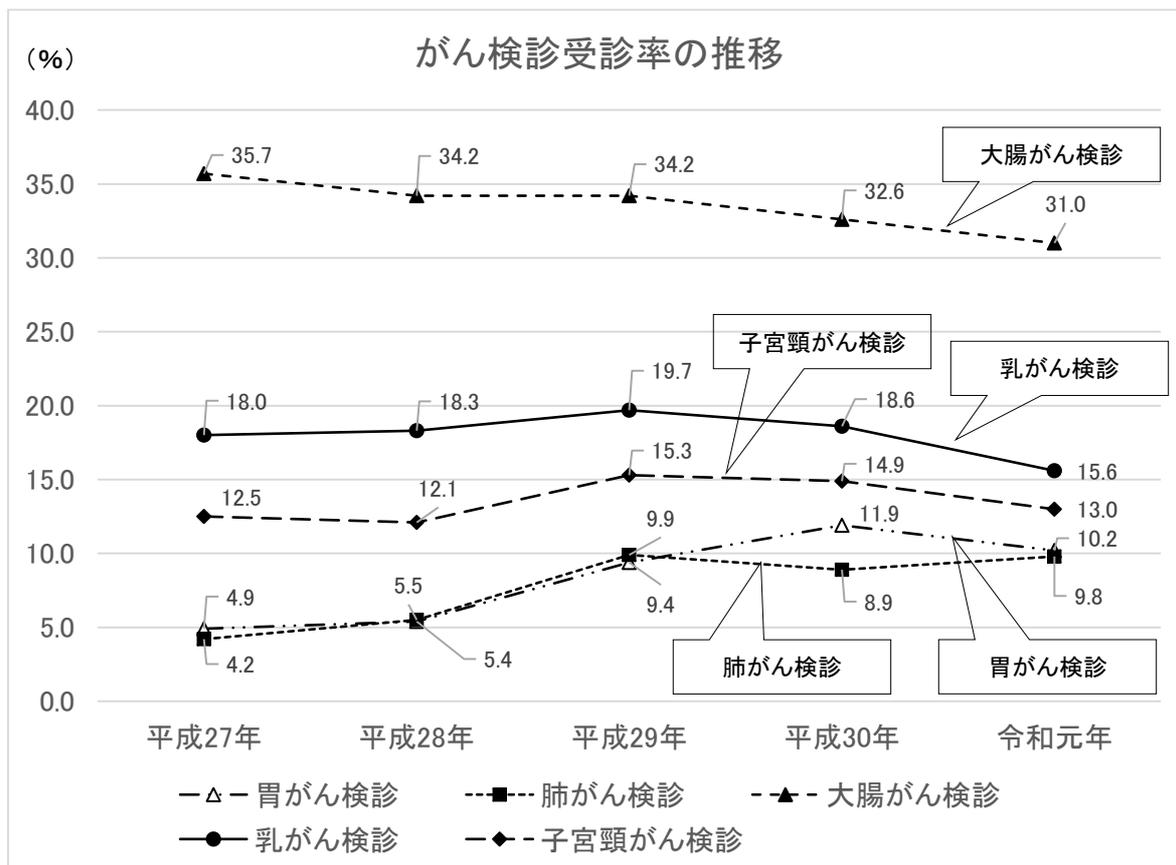
資料：福祉部健康課



(3) がん検診受診率の推移

がん検診受診率の推移をみると、大腸がん検診が最も高い数値を示し、30%台で推移しています。次いで、乳がん検診が15~18%台、子宮頸がん検診が12~15%台で推移しています。

胃がん検診と肺がん検診は4~10%台の受診率で推移しています。



資料：福祉部健康課

3 地域保健福祉計画調査概要

調査の目的	瑞穂町第4次地域保健福祉計画の策定にあたり、これからの瑞穂町におけるだれもが暮らしやすい地域社会の実現のための方法を住民とともに考え、よりよい施策実施の参考とするため、調査を行いました。
調査対象	瑞穂町在住の18歳以上65歳未満の方 500人（無作為抽出）
調査期間	令和元年（2019年）8月21日から9月18日まで
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	回収数195件 回収率39.0% 有効票192件 無効票3件 有効回収率38.4%

調査の分析結果を読む際の留意点は、次のとおりです。

- ・調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ・「n」は、「number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ・百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位まで表記します。このため、各項目の合計が100%にならないこと、複数項目の合算値が0.1%の範囲で異なること、複数回答の設問では各項目の合計が100%を超えることがあります。

**令和元年度瑞穂町地域保健福祉
計画策定のためのアンケート調査
結果報告書**

令和2年3月
瑞穂町

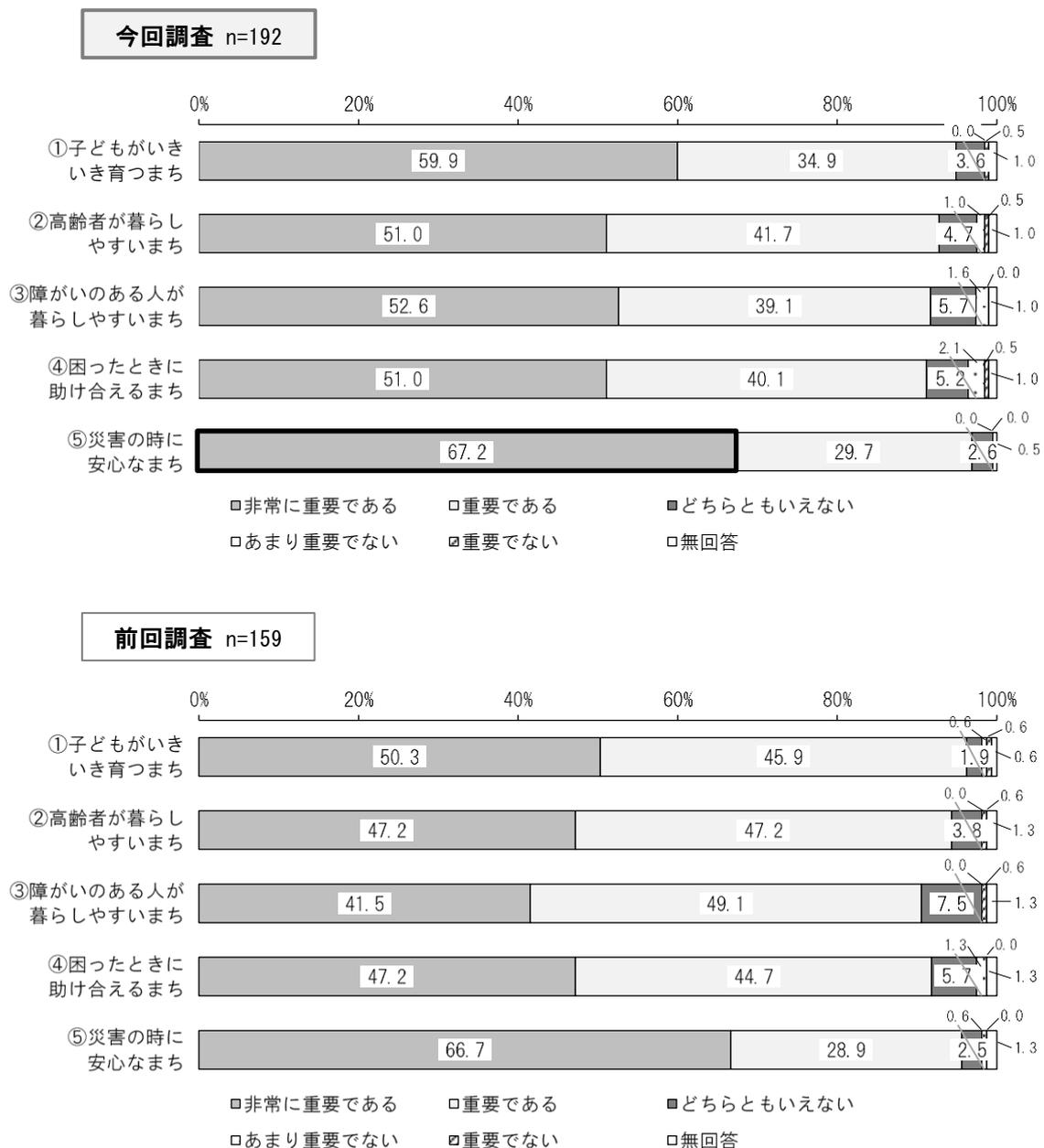
(1) 調査結果の概要

①瑞穂町の暮らしやすさ

問2. あなたにとって暮らしやすいと思うまちの姿を重要度でお答えください。
(①から⑤について、それぞれ1つに○)

暮らしやすいまちの姿の重要度について、「非常に重要である」は①子どもがいきいき育つまちでは、前回調査が50.3%、今回調査が59.9%と9.6ポイント上昇しています。②高齢者が暮らしやすいまちでは、前回調査が47.2%、今回調査が51.0%と3.8ポイント上昇しています。③障がいのある人が暮らしやすいまちでは、前回調査が41.5%、今回調査が52.6%と11.1ポイント上昇しています。④困ったときに助け合えるまちでは、前回調査が47.2%、今回調査が51.0%と3.8ポイント上昇しています。⑤災害の時に安心なまちでは、前回調査が66.7%、今回調査が67.2%と0.5ポイント上昇しています。

図表 暮らしやすいまちの姿の重要度【経年比較】



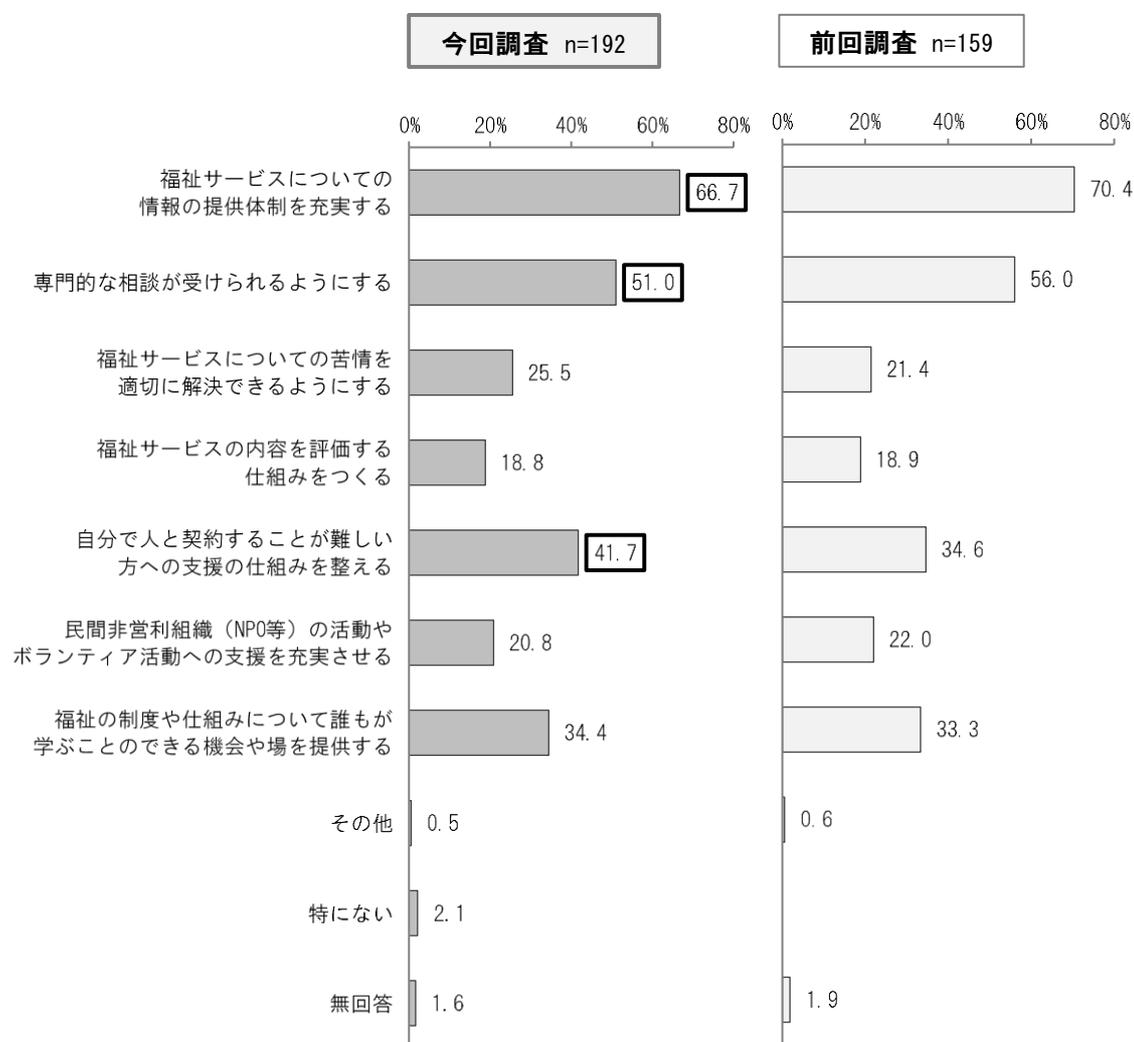
②利用者本位の福祉を実現するために必要なこと（複数回答）

問7. ほとんどの福祉サービスを利用者が選択（利用者自身が必要とする福祉サービスを自ら選択）できるようになりましたが、あなたは、こうした利用者本位の福祉を実現するために、どのようなことが必要になるとお考えですか。（3つまでに○）

利用者本位の福祉を実現するために必要なことについて、「福祉サービスについての情報の提供体制を充実する」が66.7%と最も高く、次いで「専門的な相談が受けられるようにする」が51.0%、「自分で人と契約することが難しい方への支援の仕組みを整える」が41.7%となっています。

前回調査と比べると、「専門的な相談が受けられるようにする」が5.0ポイント低下しています。一方、「自分で人と契約することが難しい方への支援の仕組みを整える」が7.1ポイント上昇しています。

図表 利用者本位の福祉サービスを実現するために必要なこと【経年比較】



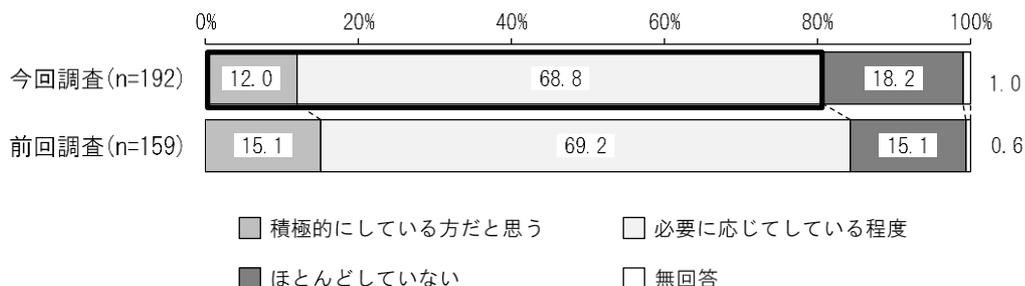
③近所づきあいの程度

問8. あなたの家と近所とのつきあいはどの程度ですか。(1つに○)

近所とのつきあいについて、『している』(「積極的にしている」+「必要に応じてしている」)は80.8%となっています。

前回調査と比べると、『している』は3.5ポイント低下しています。

図表 近所とのつきあい【経年比較】



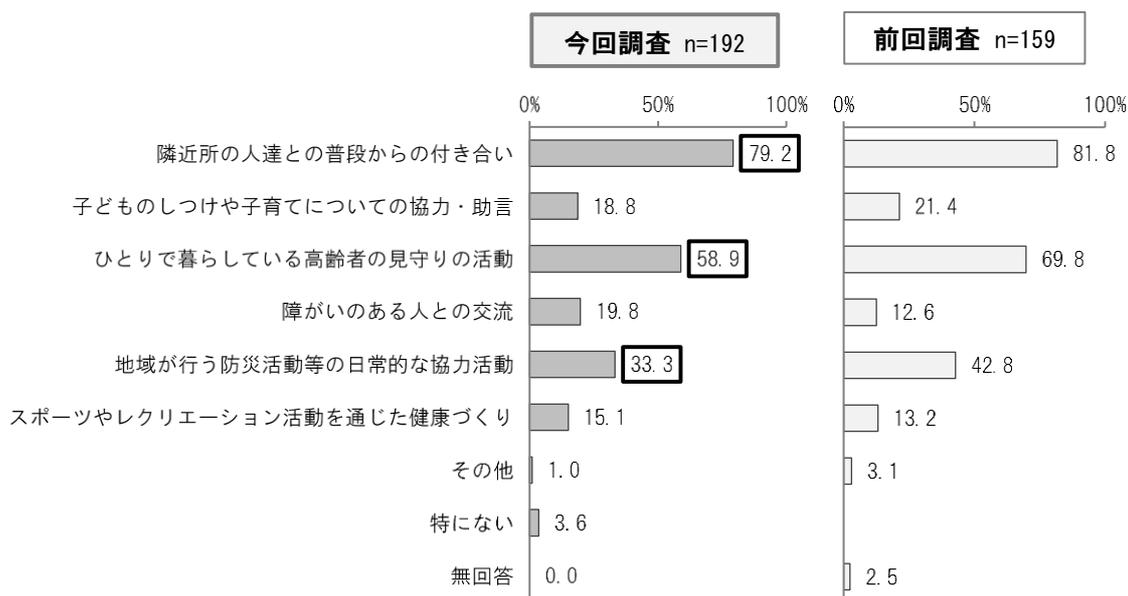
④地域の人達がお互いに支え合っていく上で大切なこと(複数回答)

問9. あなたは、地域の人達がお互いに支え合っていく上で大切なことは、どのようなことだと思いますか。(3つまでに○)

地域の人達が支え合うために大切なことについて、「隣近所の人達との普段からの付き合い」が79.2%ともっとも高く、次いで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」が58.9%、「地域が行う防災活動等の日常的な協力活動」が33.3%となっています。

前回調査と比べると、「ひとりで暮らしている高齢者の見守り活動」が10.9ポイント低下しています。一方、「障がいのある人との交流」が7.2ポイント上昇しています。

図表 地域の人達がお互い支え合うために大切なこと【経年比較】



⑤福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験

問 18. あなたは主に瑞穂町内において、福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことはありますか。(1つに○)

(問 18 で「1」とお答えになった方だけ教えてください。)

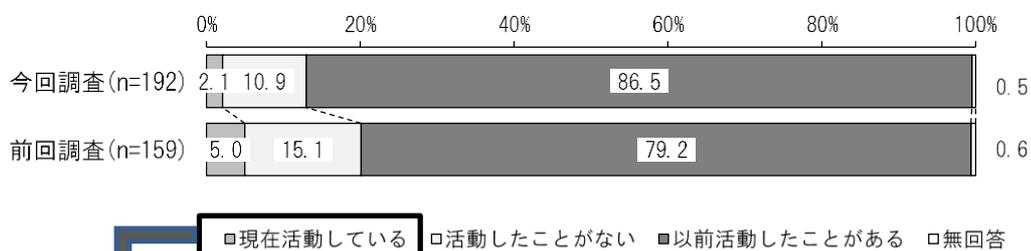
問 18-1. あなたが現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の具体的な内容は次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)

福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがあるかについて、「以前活動したことがある」が86.5%となっています。

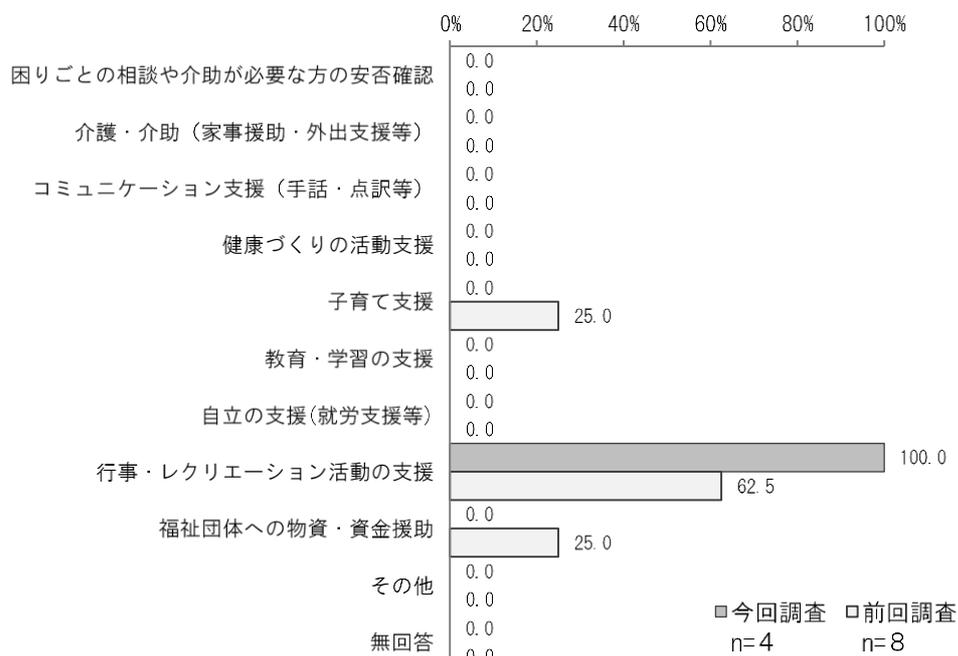
前回調査と比べると、「活動したことがない」が4.2ポイント、「現在活動している」が2.9ポイント低下しています。一方、「以前活動したことがある」が7.3ポイント上昇しています。

→「現在活動している」とお答えになった方で、取り組んでいるボランティア活動の内容は、4名全て「行事・レクリエーション活動の支援」となっています。

図表 問18. 取り組んでいるボランティア活動【経年比較】



図表 問 18-1. 取り組んでいるボランティア活動の内容【経年比較】



⑥今後の福祉ボランティア活動や助け合い活動の参加希望

問 19. 今後、瑞穂町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動を行いたいとお考えですか。
 (1つに○。現在行っている場合も含む)

(問 19で「3」か「4」とお答えになった方だけ答えてください。)

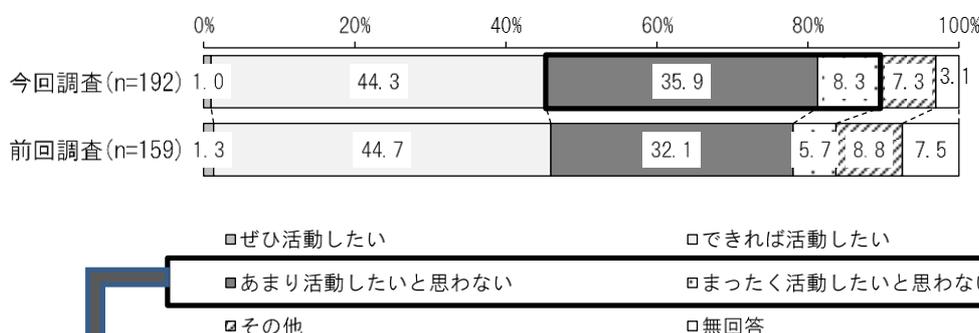
問 19-1. あなたが福祉ボランティア活動や助け合い活動に参加したいと思わない理由は何ですか。(3つまでに○)

福祉ボランティア活動や助け合い活動を行いたいかどうかについて、『活動したいと思わない』(「あまり活動したいと思わない」+「まったく活動したいと思わない」)が44.2%となっています。

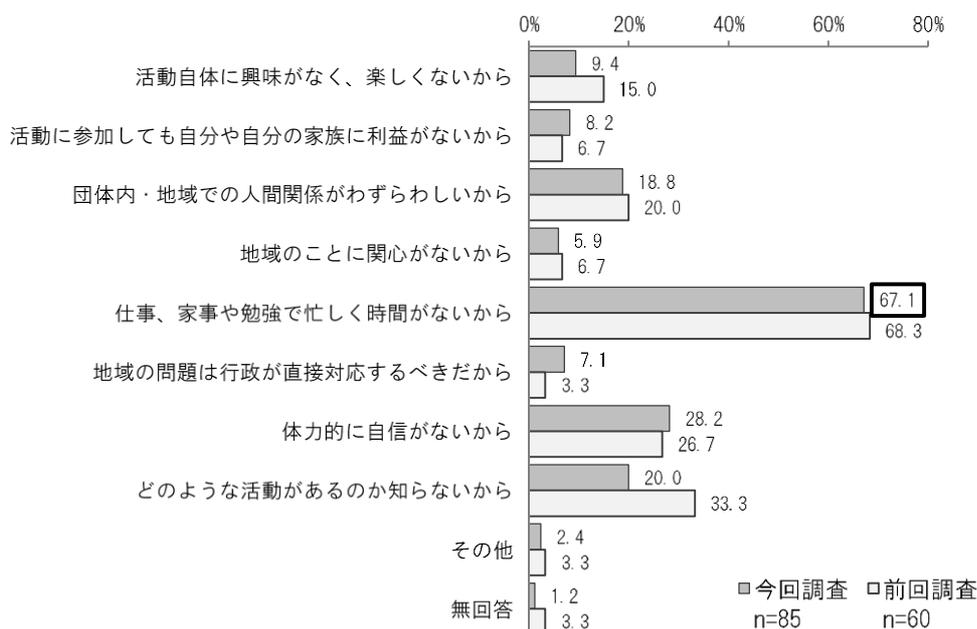
前回調査と比べると、『活動したいと思わない』は6.4ポイント上昇しています。

→「あまり活動したいと思わない」、「まったく活動したいと思わない」と答えた方でボランティアに参加したくない理由は、「仕事、家事や勉強で忙しく時間がないから」が67.1%と最も高くなっています

図表 問19. ボランティア活動の意思【経年比較】



図表 問 19-1. ボランティアに参加したくない理由【経年比較】



⑦地域社会の問題に対して住民がお互いに協力するために必要なこと（複数回答）

問 20. あなたは、地域社会での生活で起きる問題に対して、住民の間での自主的な協力関係が必要だと思いますか。（1つに○）

（問 20 で「1」とお答えになった方だけ答えてください。）

問 20-1. 地域社会の問題に対して住民がお互いに協力するためには、どんなことが必要だと思いますか。（2つまでに○）

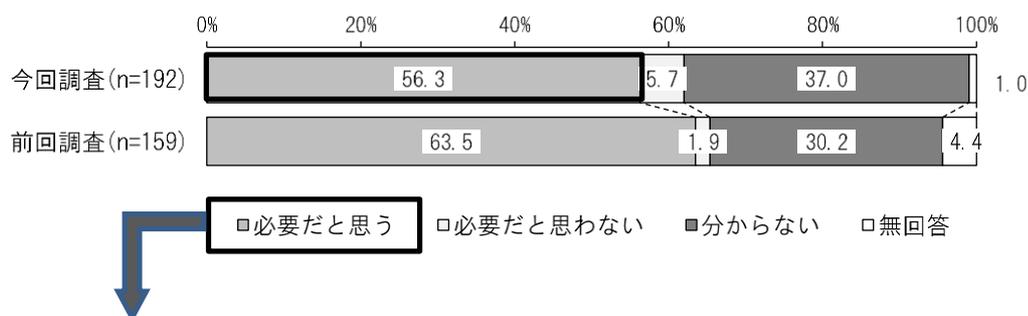
地域社会での生活で起きる問題に対して、住民の間での自主的な協力関係が必要かについて、「必要だと思う」が56.3%、となっています。

前回調査と比べると、「必要だと思う」が7.2ポイント低下しています。

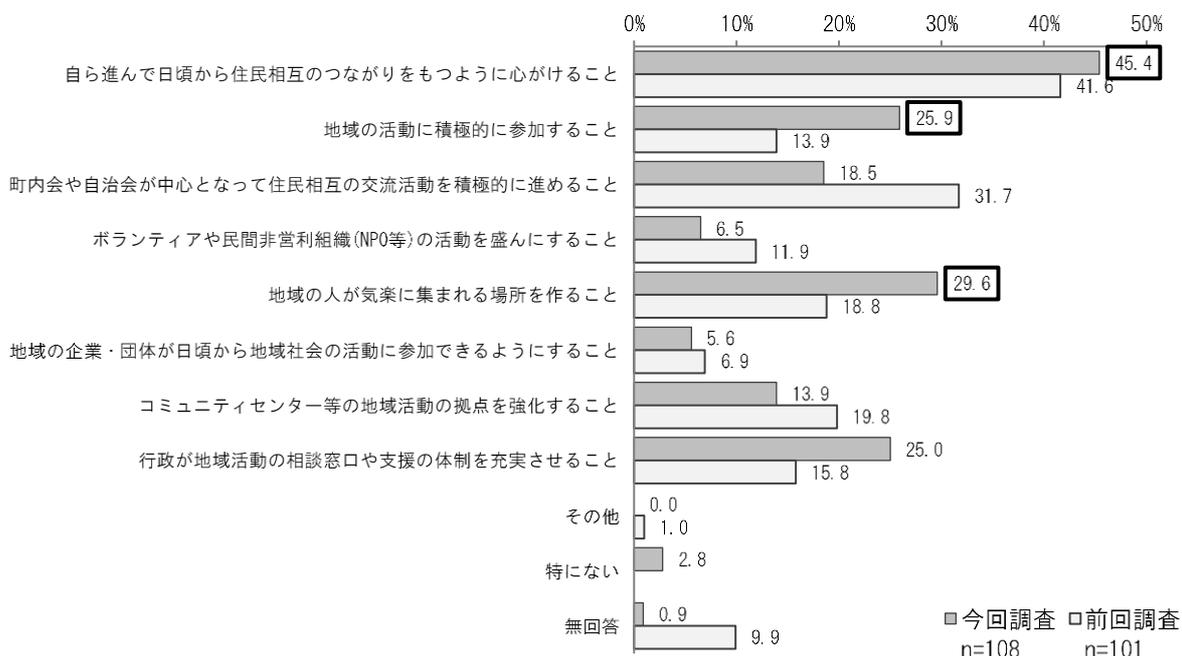
➡「必要だと思う」と答えた方で、地域社会問題の協力に必要なことについて、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がけること」が45.4%と最も高く、次いで「地域の人が気楽に集まれる場所を作ること」が29.6%、「地域の活動に積極的に参加すること」25.9%となっています。

前回調査と比べると、「地域の活動に積極的に参加すること」が12.0ポイント、「地域の人が気楽に集まれる場所を作ること」が10.8ポイント、「行政が地域活動の相談窓口や支援の体制を充実させること」が9.2ポイント上昇しています。

図表 問20. 地域社会で起きる問題の協力関係の必要性【経年比較】



図表 問 20-1. 地域社会問題の協力に必要なこと【経年比較】

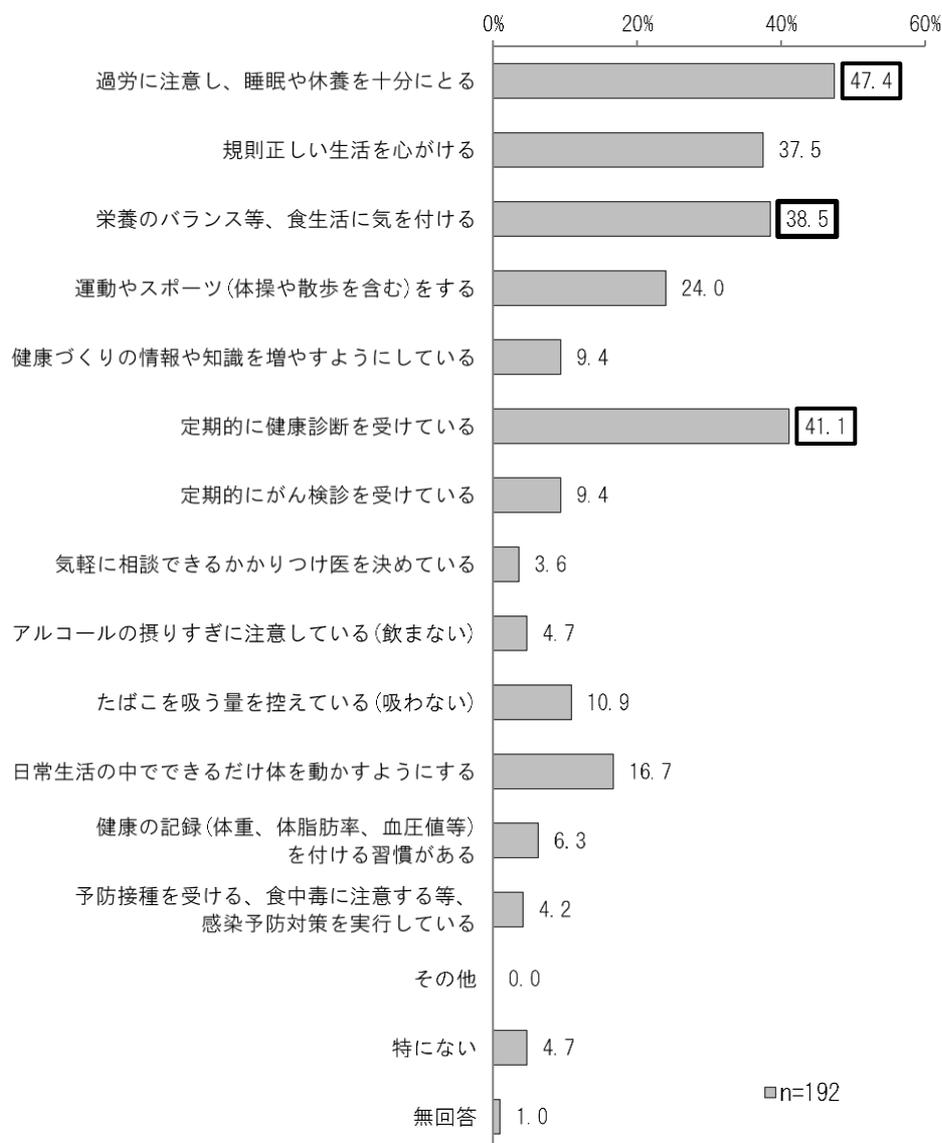


⑧日頃、健康について注意していること(複数回答)

問 24. あなたは、日頃、健康についてどのようなことに気を付けていますか。
(3つまでに○)

日頃、健康についてどのようなことに気を付けているかについて、「過労に注意し、睡眠や休養を十分にとる」が47.4%でもっとも高く、次いで「定期的に健康診断を受けている」が41.1%、「栄養のバランス等、食生活に気を付ける」が38.5%となっています。

図表 日頃、健康についてどのようなことに気を付けているか

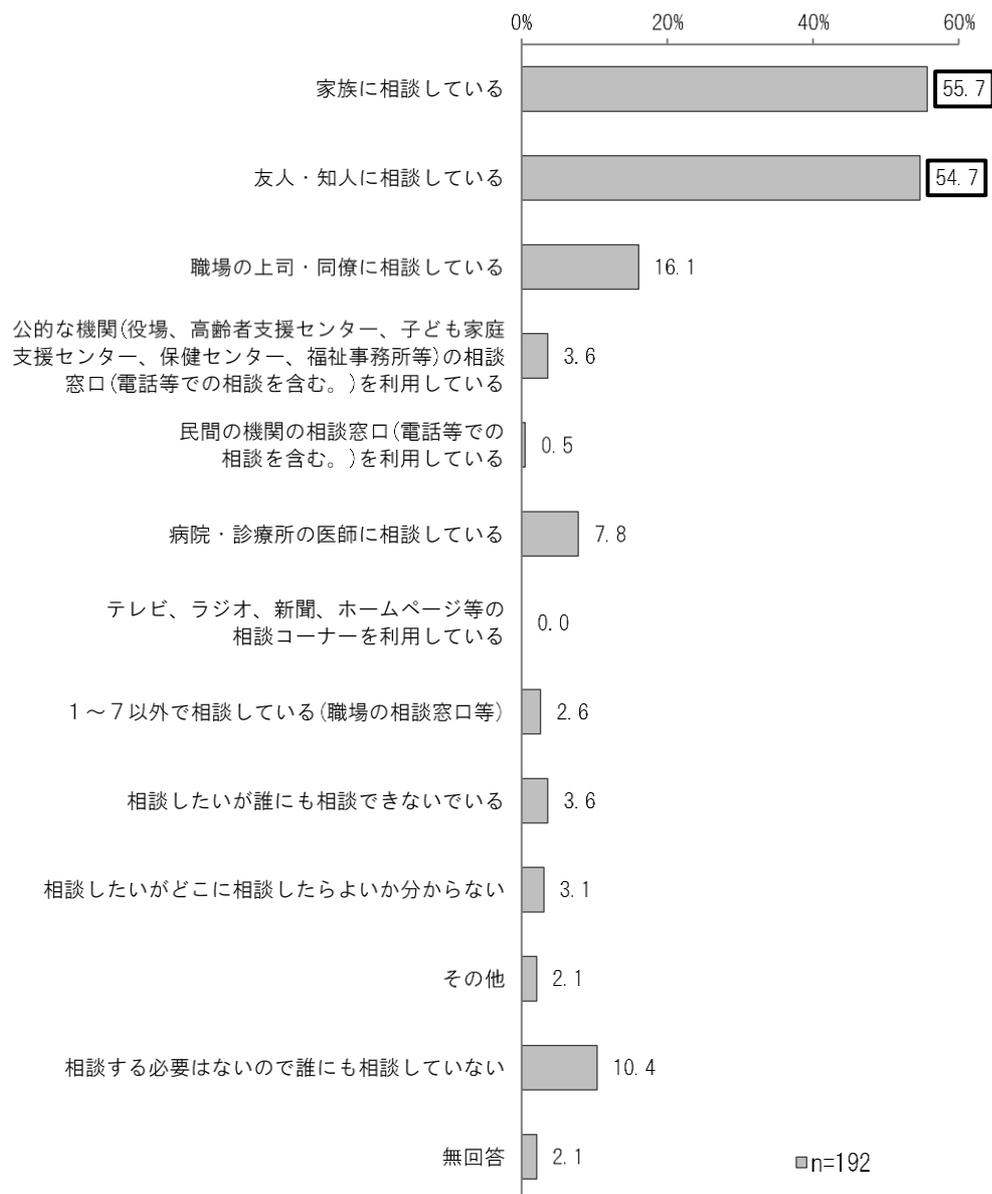


⑨悩みやストレスの相談相手(複数回答)

問 43. 悩みやストレスをどのように相談していますか。(5つまでに○)

悩みやストレスをどのように相談していますかについて、「家族に相談している」が55.7%と最も高く、次いで「友人・知人に相談している」が54.7%となっています。

図表 悩みやストレスをどのように相談しているか

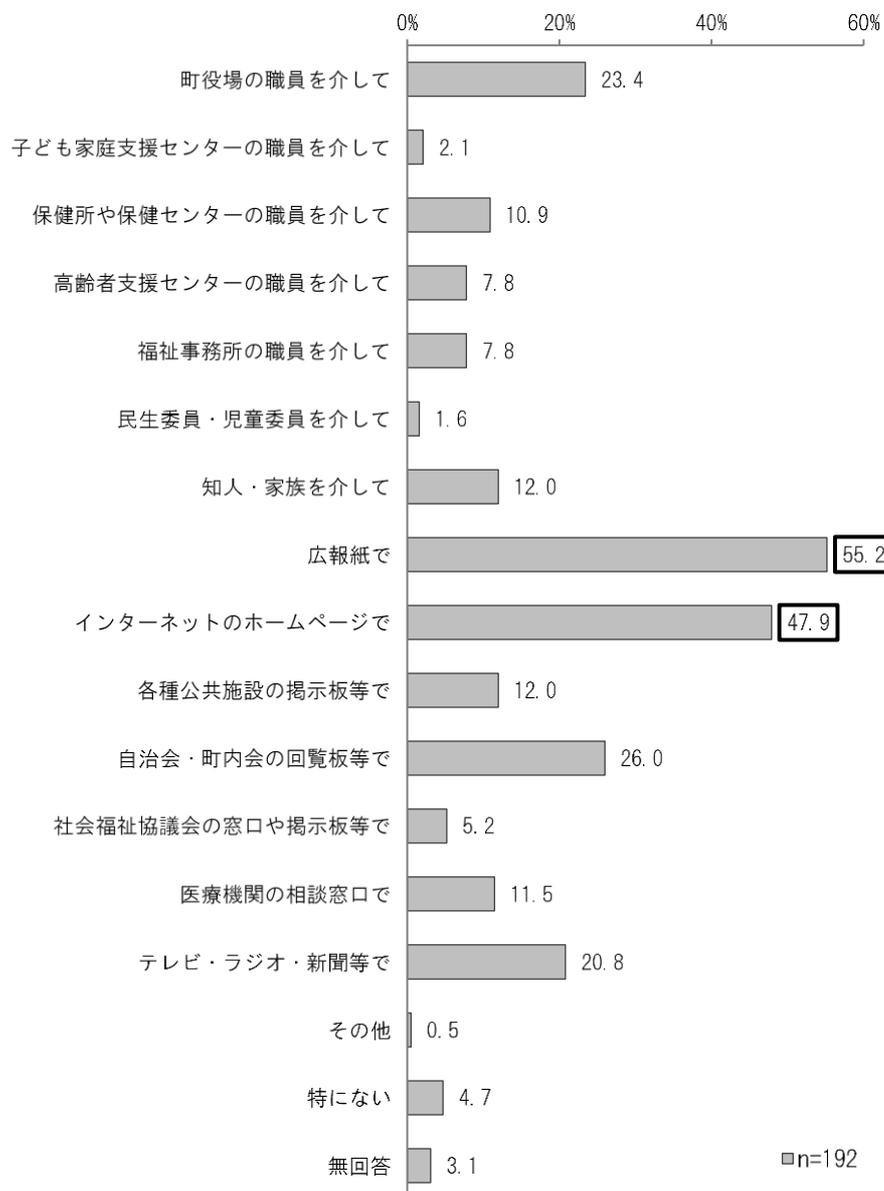


⑩保健や福祉情報の希望入手方法(複数回答)

問 44. 保健や福祉に関する情報等を、どのような方法で入手したいと思いますか。
(5つまでに○)

保健や福祉に関する情報をどのような方法で入手したいと思いますかについて、「広報紙で」が55.2%と最も高く、次いで「インターネットのホームページで」が47.9%、「自治会・町内会の回覧板等で」が26.0%、「町役場の職員を介して」が23.4%となっています。

図表 保健や福祉に関する情報等をどのような方法で入手したいか

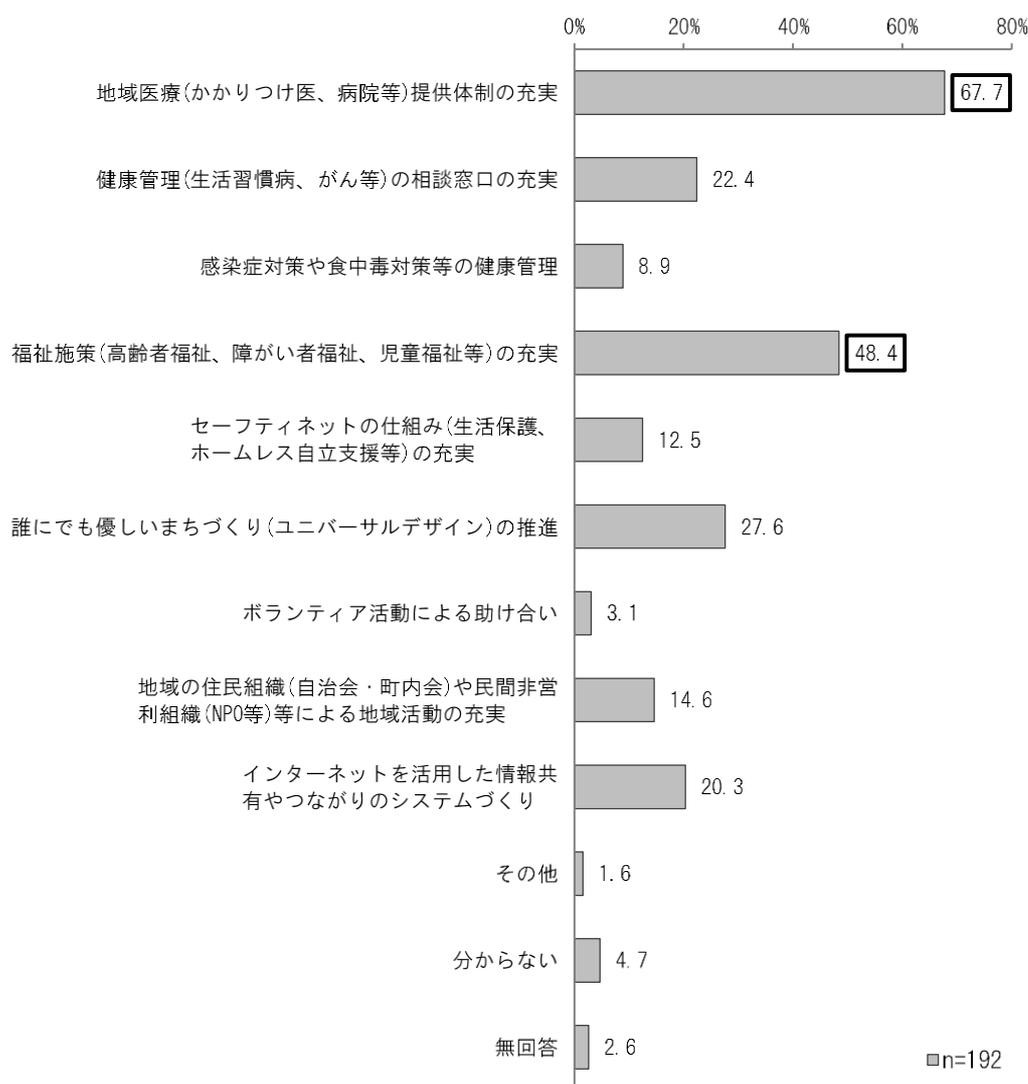


⑪地域で安心して生活していくために大切だと思う保健・福祉について(複数回答)

問 45. 地域で安心して生活していくために、福祉・保健医療に関してどのようなことが大切だと思いますか。(3つまでに○)

地域で安心して生活していくために、福祉・保健医療に関してどのようなことが大切かについて、「地域医療(かかりつけ医、病院等)提供体制の充実」が67.7%と最も高く、次いで「福祉施策(高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等)の充実」が48.4%、「誰にでも優しいまちづくり(ユニバーサルデザイン)の推進」が27.6%となっています。

図表 地域で安心して生活していくために、福祉・保健医療に関してどのようなことが大切か



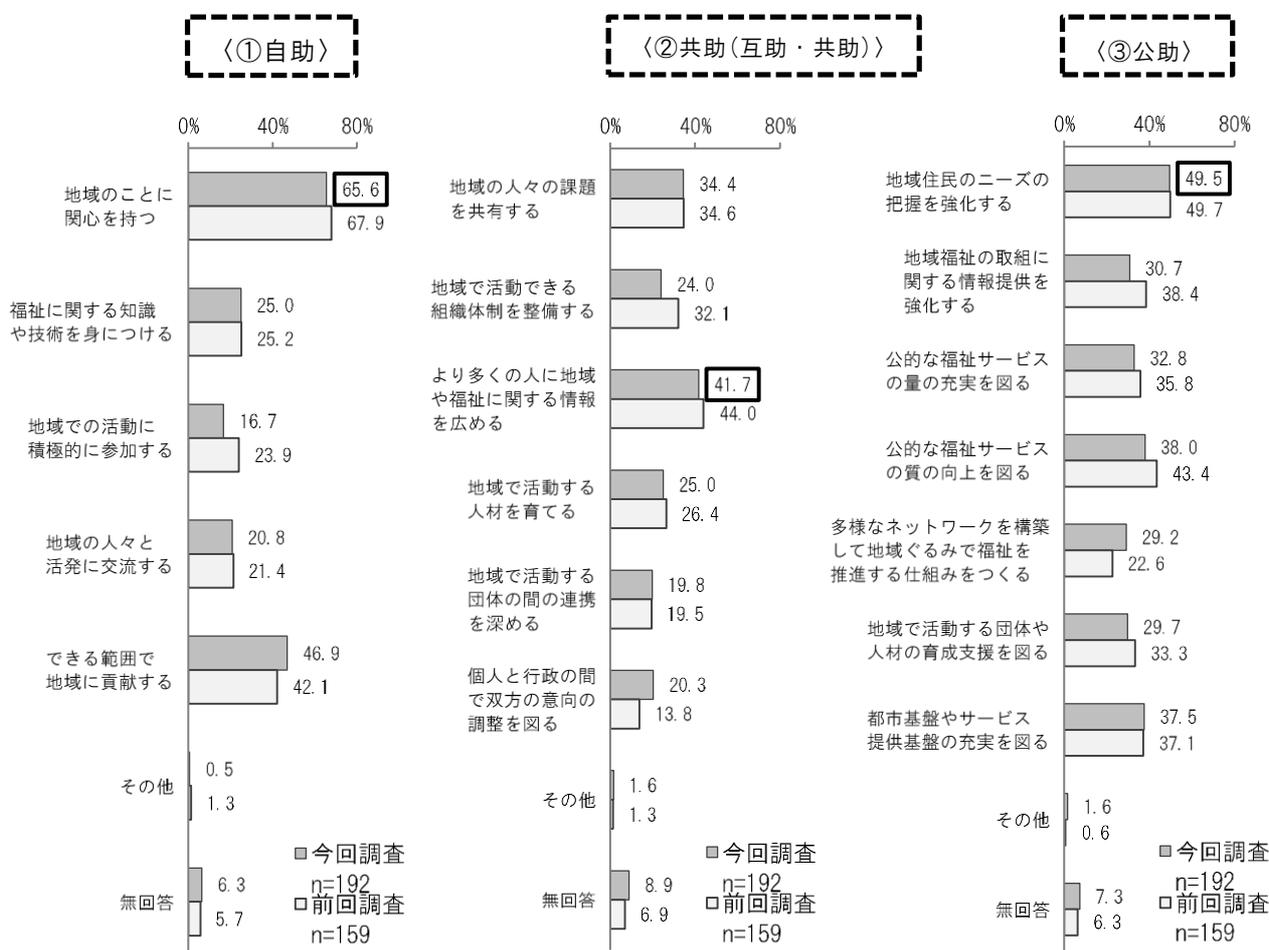
⑫地域福祉の推進において重要なことについて(複数回答)

問 48. 地域福祉の推進のためには、自助(一人ひとりの取組)、共助(周囲や地域のサポート)、公助(国や自治体等による公的な支援)の連携が重要だと考えられます。あなたは地域福祉の推進のため、①自助、②互助・共助、③公助においてどのようなことが重要だと考えますか。(〇は①～③のそれぞれにいくつでも)

地域福祉の推進のためにどのようなことが重要かについて、①自助(一人ひとりの取組)では、「地域のことに興味を持つ」が65.6%ともっとも高くなっています。②共助(周囲や地域のサポート)は、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」が41.7%ともっとも高くなっています。③公助(国や自治体等による公的な支援)は、「地域住民のニーズの把握を強化する」が49.5%ともっとも高くなっています。

前回調査と比べると、①自助(一人ひとりの取組)では、「できる範囲で地域に貢献する」が4.8ポイント上昇しています。②共助(周囲や地域のサポート)では、「個人と行政の間で双方の意向の調整を図る」が6.5ポイント上昇しています。③公助(国や自治体等による公的な支援)では、「多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくる」が6.6ポイント上昇しています。

図表 地域福祉の推進のためにどのようなことが重要か【経年比較】



第3章 第3次地域保健福祉計画の進捗状況

第3章 第3次地域保健福祉計画の進捗状況

1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

(1) 地域での交流活動の推進									
① 地域の子育てグループの支援	子育てひろば事業で交流を深めた親同士が、その後も継続的な活動が出来るよう、グループづくりと活動の支援を行います。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度までの取組状況</th> <th>今後の課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 子育てグループに活動場所（地域活動室）や備品の貸し出しを行うとともに子ども家庭支援センター館内へのチラシ等の掲示による子育てグループの周知について支援しました。</td> <td>子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について支援を継続する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>【子育て応援課児童館係】 すくすくクラブ、おひさまひろば等の児童館事業で交流した保護者同士の自主的な活動を支援しました。すくすくクラブでは、年度後半からグループ分けをし、打合せや進行、制作活動等を支援しました。</td> <td>児童館事業に多くの方が参加していただき親子の交流の機会を増やすことで、子育てグループづくりにつながります。児童館事業の参加者が減少傾向にあるので、聴き取り等により需要を確認し、事業の実施場所・頻度・内容を創意工夫することが必要です。また、グループが創設された際は、グループが使いやすい環境の確保につとめます。</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度までの取組状況	今後の課題	【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 子育てグループに活動場所（地域活動室）や備品の貸し出しを行うとともに子ども家庭支援センター館内へのチラシ等の掲示による子育てグループの周知について支援しました。	子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について支援を継続する必要があります。	【子育て応援課児童館係】 すくすくクラブ、おひさまひろば等の児童館事業で交流した保護者同士の自主的な活動を支援しました。すくすくクラブでは、年度後半からグループ分けをし、打合せや進行、制作活動等を支援しました。	児童館事業に多くの方が参加していただき親子の交流の機会を増やすことで、子育てグループづくりにつながります。児童館事業の参加者が減少傾向にあるので、聴き取り等により需要を確認し、事業の実施場所・頻度・内容を創意工夫することが必要です。また、グループが創設された際は、グループが使いやすい環境の確保につとめます。		
	令和2年度までの取組状況	今後の課題							
	【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 子育てグループに活動場所（地域活動室）や備品の貸し出しを行うとともに子ども家庭支援センター館内へのチラシ等の掲示による子育てグループの周知について支援しました。	子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について支援を継続する必要があります。							
【子育て応援課児童館係】 すくすくクラブ、おひさまひろば等の児童館事業で交流した保護者同士の自主的な活動を支援しました。すくすくクラブでは、年度後半からグループ分けをし、打合せや進行、制作活動等を支援しました。	児童館事業に多くの方が参加していただき親子の交流の機会を増やすことで、子育てグループづくりにつながります。児童館事業の参加者が減少傾向にあるので、聴き取り等により需要を確認し、事業の実施場所・頻度・内容を創意工夫することが必要です。また、グループが創設された際は、グループが使いやすい環境の確保につとめます。								
社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や各種の地域団体・NPOによるさまざまな活動の拡充、及び未実施地区の運営ボランティアの開拓、養成に向けての支援を行います。また、今後もさまざまな世代が交流できるよう、サロン活動の推進や町内会・自治会で開かれるイベントの支援を行います。さらに、サロンの周知を強化し、新規の参加者を募ります。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度までの取組状況</th> <th>今後の課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。</td> <td>引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、情報の共有化をはかる必要があります。</td> </tr> <tr> <td>【地域課地域係】 地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、町内会・自治会が行う行事等に対し、地域づくり補助金を交付することにより、地域コミュニティの増進をはかりました。</td> <td>町内会・自治会等の補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直す必要があります。</td> </tr> <tr> <td>【社会福祉協議会】 社会福祉協議会が運営を支援するサロンは24か所となっています。</td> <td>活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度までの取組状況	今後の課題	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、情報の共有化をはかる必要があります。	【地域課地域係】 地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、町内会・自治会が行う行事等に対し、地域づくり補助金を交付することにより、地域コミュニティの増進をはかりました。	町内会・自治会等の補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直す必要があります。	【社会福祉協議会】 社会福祉協議会が運営を支援するサロンは24か所となっています。	活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。	
令和2年度までの取組状況	今後の課題								
【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、情報の共有化をはかる必要があります。								
【地域課地域係】 地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、町内会・自治会が行う行事等に対し、地域づくり補助金を交付することにより、地域コミュニティの増進をはかりました。	町内会・自治会等の補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直す必要があります。								
【社会福祉協議会】 社会福祉協議会が運営を支援するサロンは24か所となっています。	活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。								
② 地域における交流の場づくりの推進	社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や各種の地域団体・NPOによるさまざまな活動の拡充、及び未実施地区の運営ボランティアの開拓、養成に向けての支援を行います。また、今後もさまざまな世代が交流できるよう、サロン活動の推進や町内会・自治会で開かれるイベントの支援を行います。さらに、サロンの周知を強化し、新規の参加者を募ります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度までの取組状況</th> <th>今後の課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。</td> <td>引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、情報の共有化をはかる必要があります。</td> </tr> <tr> <td>【地域課地域係】 地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、町内会・自治会が行う行事等に対し、地域づくり補助金を交付することにより、地域コミュニティの増進をはかりました。</td> <td>町内会・自治会等の補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直す必要があります。</td> </tr> <tr> <td>【社会福祉協議会】 社会福祉協議会が運営を支援するサロンは24か所となっています。</td> <td>活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度までの取組状況	今後の課題	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、情報の共有化をはかる必要があります。	【地域課地域係】 地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、町内会・自治会が行う行事等に対し、地域づくり補助金を交付することにより、地域コミュニティの増進をはかりました。	町内会・自治会等の補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直す必要があります。	【社会福祉協議会】 社会福祉協議会が運営を支援するサロンは24か所となっています。	活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。
	令和2年度までの取組状況	今後の課題							
【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、情報の共有化をはかる必要があります。								
【地域課地域係】 地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、町内会・自治会が行う行事等に対し、地域づくり補助金を交付することにより、地域コミュニティの増進をはかりました。	町内会・自治会等の補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直す必要があります。								
【社会福祉協議会】 社会福祉協議会が運営を支援するサロンは24か所となっています。	活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。								
活動を継続していくための支援が必須です。運営しているボランティアが、いかに活動を楽しむことが出来るかが活動を継続していく上で重要であることから、講座や連絡会で支援者同士がつながる機会を増やすことが必要です。運営ボランティアの困りごとに気付くことができるよう、小まめにサロンを訪問し関係づくりをすすめていく必要があります。									

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(1)、99ページを参照して下さい。)

③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	地域福祉をすすめていくにあたり、小地域ごとに区分を設定し、それぞれの小地域区分の実情を踏まえながら整備等を行っていきます。小地域区分は、殿ヶ谷地区・石畑地区・箱根ヶ崎地区・長岡地区・元狭山地区・武蔵野地区の6区分に設定し、各地域区分の実情を踏まえながら住民懇談会の開催等の地域福祉活動を推進していきます。また、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 令和元年度から住民懇談会（地域ささえあい連絡協議会）を地域ごとに開催しました。令和元年度は、6地区8会場（殿ヶ谷会館、石畑中央会館、箱根ヶ崎南会館、箱根ヶ崎西会館、箱根ヶ崎中央会館、長岡コミュニティセンター、元狭山コミュニティセンター、武蔵野コミュニティセンター）で実施しました。	各地域で行政への要望だけでなく、自分たちでも解決していく方法はないか、一緒に考えていけるきっかけづくりをすることが必要です。
	【地域課地域係】 令和元年度から住民懇談会（地域ささえあい連絡協議会）に参加し、各地域で抱えている生活問題等について意見交換を行うことで、地域で活躍している方々と顔の見える関係性を築くことができました。	各地域では多岐にわたる問題等を抱えているため、今後も地域からの意見や要望等について、共に考え解決していくような関係づくりが必要です。
【社会福祉協議会】 地区ごとにサロンの定期開催や地域懇談会と地域包括ケア会議を一緒にした「地域ささえあい連絡協議会」を実施しています。また、職員が地域福祉コーディネーターの研修に参加し、地域課題の解決やネットワーク構築のための知識の研鑽に努めています。	取組の維持・向上をはかると同時に連絡会以外でも住民や関係者と連携をとるなど、日常的に地域福祉の推進に努める必要があります。	

（この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策（1）、99ページを参照して下さい。）

(2) 地域情報の発信		
①福祉情報の提供・広報活動の充実	<p>広報紙・ホームページの内容の一層の充実をはかるほか、福祉情報冊子「瑞穂の福祉等」の作成など、住民への情報提供につとめます。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】</p> <p>広報みずほ、町ホームページ等で、継続的に情報を提供しました。町と民生委員・児童委員の協働で、今までの内容を全面的に見直し、作成した「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を配布しました。</p>	<p>「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、内容を見直し、改訂することが必要です。</p> <p>また、健康課で運営している「子育てモバイル」などの活用も研究課題とします。</p>
<p>【社会福祉協議会】</p> <p>年4回社協だよりとボランティア通信を発行し、広く社協事業やボランティアの情報などを発信しました。また、ホームページも活用し、情報発信の即時性にもつとめました。平成30年度は積極的にフェイスブックの活用をはじめました。</p>	<p>新たな広報媒体の開拓を検討します。各事業のイベントや講座について、HPや社協だよりへの掲載のほかに、チラシを積極的に配布するといった活動の周知が必要です。</p>	
②地域資源情報の収集	<p>地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、住民懇談会や地域ケア会議等を通じて地域の資源情報の収集と発掘、および資源の積極的な活用をすすめていきます。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】</p> <p>地域ささえあい連絡協議会や町主催の各種イベント等で情報の収集と人材の発掘を積極的にすすめました。</p>	<p>地域ささえあい連絡協議会をメンバーが出席しやすい曜日、時間帯に設定するなどの環境整備が必要です。</p>
<p>【社会福祉協議会】</p> <p>サロンや地域ささえあい連絡協議会及び東部高齢者支援センターの地域ケア個別会議などを継続的に行っています。地域の方が集まる場を活用し、地域の情報収集と発掘及び資源の積極的な活用を行いました。</p>	<p>発掘した資源の活用と周知を積極的に行う必要があります。また、発掘した地域ニーズをネットワークを活用して協議し、新たな社会資源の創設をはかります。町内で行われている会合（町内会や専門職会議など）に同席しながら、地域資源や地域ニーズに関する情報収集が必要です。</p>	

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(2)、99ページを参照して下さい。)

(3) 利用しやすい施設的环境づくり		
①公共施設の利用促進	地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	
	【福祉課福祉推進係】 ふれあいセンターの運営を、指定管理者である社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の拠点として、引き続き利用促進をはかりました。	ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点として更に利用してもらえるようPRが必要です。
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢者福祉センター寿楽の運営を、指定管理者である社会福祉協議会に委託し、高齢者のための各種施策を実施しています。また、シルバーまちかどや寄り合いハウスいこいについては、引き続き地域の多世代交流拠点として、各種イベントを開催するなど、利用促進をはかっています。	高齢者の居場所づくりや仲間づくりの拠点として、多くの方が利用していただけるよう、引き続き、施設のPRをはかることが必要です。
	【地域課地域係・コミュニティセンター係】 町民会館、地区会館及び武蔵野・元狭山・長岡の各コミュニティセンターは、町内会・自治会をはじめとした各種団体等が地域の活動交流拠点として利用しています。施設の適切な維持管理等を行うことで、地域のコミュニティの利用促進をはかることができました。	今後も地域コミュニティ活動の拠点として利用促進をはかっていくことが必要です。今後も各コミュニティセンターの特性を活かし、地域コミュニティの拠点となるよう運営していき、避難所となったときには、避難者への対応を優先していく必要があります。
【社会福祉協議会】 町内24か所で実施しているサロンの多くは、各地域の地区会館やコミュニティセンターを活用しています。また、総合相談事業及び住民や関係者との連絡会である「地域ささえあい連絡協議会」においても各地区のコミュニティセンターの利用を継続しました。	地域の会館等を利用することで、誰もが気軽に足を運べる住民の交流を促進していく必要があります。	
②交流の場づくり	ふれあいセンターを中心とした交流活動をすすめていきます。また、コミュニティセンター等の利用については、担当課と連携しながら研究をしていきます。	
	令和2年度までの取組状況	
	【福祉課福祉推進係】 ふれあいセンターを中心とした交流活動を、引き続き支援しました。	ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点として更に利用してもらえるようPRが必要です。
	【子育て応援課児童館係】 各コミュニティセンターと連携し、幼児及び就学児向けの移動児童館事業を実施しました。特に期間限定事業は、町内小中学校長期休業期間中の児童の安心・安全な居場所づくりに貢献しました。	あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、今後もコミュニティセンター等と連携し、移動児童館事業の拡充をはかります。
【社会福祉協議会】 指定管理者であるふれあいセンターは多数のサークル、ボランティア団体の方々が拠点とし、生きがいづくりなどの活動を行いました。また、センター主催事業として映画上映や婚活イベントなどを実施し、広く地域の交流の場として運営しました。センター主催事業として映画上映と婚活イベントを実施しました。	ふれあいセンター指定管理事業において、庁舎等の建て替え、改修により利用者が増加しました。今後も大幅な利用者減に至らないよう、住民や団体がふれあいセンターを拠点とした活動が行われるような発案と工夫を行うことが必要です。	

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(3)、100ページを参照して下さい。)

(4) 世代間交流の活性化

①地域交流、世代間交流の推進	<p>地域住民、保育園、幼稚園、学校、ボランティア団体、社会福祉協議会、NPO、高齢者施設、障がい者施設等の福祉施設、その他の福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・世代間の交流を促進します。</p> <p>また、子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、ささえあい、安心して子育てができるよう、地域の多様な人とのかかわり合いを促進します。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 町イベントや社会福祉協議会の「福祉ふれあいまつり」「福祉バザー」に協力し、地域交流をはかりました。</p> <p>子育て中の家庭が孤立しないよう、「瑞穂町子育て応援ガイドブック」の発行を通じて、民生委員・児童委員が子育て家庭を支援できるよう、内容を工夫しました。</p> <p>また、多世代間交流事業を推進するための研究をしました。</p>	<p>引き続き社会福祉協議会等関係団体と連携、協力し、地域交流をはかる必要があります。また多くの年齢層に周知します。</p>
	<p>【地域課地域係】 町内会・自治会等が行う世代間交流、青少年スポーツ振興及び地域子育て支援事業に対し、地域づくり補助金を交付することにより、世代間交流の活性化を促進することができました。</p>	<p>町内会・自治会等が実施する地域交流・世代間交流の推進事業に対し、地域づくり補助金を交付し側面からの支援を続けていきます。また、補助金活用状況やニーズを把握し、地域づくり補助金の補助内容を継続的に見直していきます。</p>
	<p>【子育て応援課保育・幼稚園係】 各保育園では、地域の特性を生かし、高齢者や障がい者等との交流事業を実施しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため行うことができませんでした。</p>	<p>事業内容の充実をはかるとともに、関係機関との連携強化が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながらの事業を検討する必要があります。</p>
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 シルバーまちかど、寄り合いハウスいこいは、高齢者を中心とした世代間交流の場として設置しています。</p> <p>いこいは、多くの子どもが来館し、夏休みには小学生向けのスポーツ吹き矢教室を実施しました。また、シルバーまちかどでは瑞穂農芸高等学校による学習発表会を行い、世代間交流を推進しています。</p>	<p>シルバーまちかど、寄り合いハウスいこいでは、閉じこもりとならないよう、地域の方々にできるだけ外出していただくために、イベントを開催するなど、居場所づくりについても周知しています。定例で行っているそれぞれの運営委員会で、どのようなことができるか、企画や運営についても検討しています。また、通いの場での世代間交流について検討します。</p>
<p>【社会福祉協議会】 高齢者福祉センター寿楽においては、引き続き近隣の小学校や保育園、幼稚園、障がい者施設と交流活動を実施しました。また、福祉バザー時にバザー品を提供・購入する方及び当日の販売を手伝ってくれる幅広い年齢層のボランティアが在籍し、世代間交流がはかられています。</p> <p>また、サロンにも近隣の保育園児が来所して手遊びを一緒にするなど交流を実施しました。</p> <p>毎年10月末に福祉ふれあいまつりを開催し、ボランティアグループや福祉施設・企業など「福祉」に関連した団体が一堂に集まり交流しました。</p> <p>令和2年10月から第2層生活支援コーディネーターを受託し、高齢者を中心に多世代間の地域交流をすすめています。</p>	<p>バザーのボランティアについては幅広い年齢層に呼びかける工夫が必要です。寿楽においては地域交流を実施する回数の増加や町内の交流が無い保育園、幼稚園などと交流を継続していくことが必要です。町内にある社会福祉法人と協働しながら、新たな地域住民の活動の場を創出していくための検討が必要です。</p> <p>地域交流や世代間交流の推進には、コーディネーターの人材が必要です。今後地域福祉コーディネーターの配置を推進し、それを担うための調査研究が必要です。</p>	

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策

(4)、100 ページを参照して下さい。)

② 交流のまちづくりの推進	地域福祉をすすめるために、誰もが地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりをはかっていくとともに、各種の支援を通じて、町民の参加と交流が育まれるようなまちづくり活動を推進していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 町イベントや社会福祉協議会の「福祉ふれあいまつり」「福祉バザー」に協力し、地域交流をはかりました。 社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン」や地域のボランティア活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動の支援を行いました。	多くの住民に参加してもらえるよう、興味はあるが自分から積極的に参加することを躊躇している人に最初の一歩が踏み出せるような手助けやPRが必要です。
③ 地域で子どもを育てる環境づくりの推進	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【社会福祉協議会】 誰もが参加できる福祉のまちづくりを推進するため、福祉ふれあいまつりや地域ささえあい連絡協議会、見守り活動及びサロン活動の推進など、住民参加の福祉活動や交流会を企画・実施しました。 また、町内24か所で開催しているサロンは、対象を限定することなく、誰でも自由に参加していただける「居場所」となっています。 また、夏休みなどは、お孫さんと一緒に参加する方もいます。シルバーまちかどの運営協力を実施してきました。	交流のまちづくりのためのニーズや希望、仕組みづくりについての情報は多く得られましたが、活動や事業の担い手が固定化されているものもあり、幅広い住民の参加が課題です。コロナ禍でのサロン運営の見直しや感染予防対策について助言をしながら、サロンの再開を支援する取組が必要です。
	【子育て応援課児童館係】 地域の子育てサークルへの貸館を実施しました。	児童館の限られたスペースの有効活用や職員体制の充実が課題です。
③ 地域で子どもを育てる環境づくりの推進	【社会教育課社会教育係】 各地区青少年協議会や各子ども会活動の支援を行いました。 各地区青少年協議会と子ども会連合会に毎年補助金を支給し、運営を支援しました。各地区青少年協議会では、パトロールの実施や地域行事の開催、こどもフェスティバルの支援等を実施していただきました。また、子ども会連合会には子ども会の存続への相談等に対応していただきました。子ども会への加入促進事業として、体験見学ツアーを実施し、子ども会のPRを行いました。	少子高齢化に伴い、子ども会が今後も継続していけるかが課題です。

(②の施策は①に統合され、③は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(4)、100ページを参照して下さい。)

④子育てひろばの拡充	子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として、児童館の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未入园児と入园児との交流やイベント開催など子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業を推進していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課保育・幼稚園係】 認可保育園7園、幼稚園2園、認定こども園2園で実施しており、各園未就園児童及び保護者を対象とした事業を展開しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため前期については行うことができませんでした。後期には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策をはかりながら実施しました。	内容の充実をはかるとともに、類似事業が同日程とならないよう関係機関との更なる連携強化が必要です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながらの事業を検討する必要があります。
	【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 保護者交流事業を実施し、保護者の育児負担の軽減及び保護者の孤立化の防止をはかりました。	保護者交流事業へより多くの方が参加してもらえるよう、周知活動を継続する必要があります。
【子育て応援課児童館係】 すくすくクラブ、おひさまひろば等をはじめとした子育て支援事業を行いました。親子ダンス、親子フラワーアレンジメント教室、ごろ寝アートなど毎回内容に工夫をこらしました。また、移動児童館事業として、町内3ヶ所のコミュニティセンターで幼児事業を開催しました。	参加者の要望を柔軟に反映し、親子が共に楽しめる児童館事業及び移動児童館事業の拡充をはかる必要があります。また、参加者同士の気軽な交流が深まるよう促すことも必要です。	

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(4)、100 ページを参照して下さい。)

(5) 高齢者や障がい者の社会参加促進		
①シルバー人材センター	<p>シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として設置されています。</p> <p>高齢者の就労支援により他人に期待され働くことで介護予防に大きな成果が期待されます。</p> <p>センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かにいきいきと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営をめざして、より一層の発展、充実をはかれるよう支援を行います。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】</p> <p>町では高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの運営をサポートしています。令和3年1月末現在のシルバー会員数は458人、月平均就業実人数は369人、月平均就業率としては81.3%となります。また、シルバーボランティアとして、地域の小学生の登校時の見守り支援を行っています。介護予防・日常生活支援総合事業の町独自の訪問型サービスヘルパー養成研修修了者が令和3年1月末現在60人となりました。</p>	<p>今後の高齢者の就業について、子育てや介護保険制度の中でも重要な担い手として注目されています。現在の高齢者は、サービスの受け手という概念ですが、担い手になれるようシルバー人材センターとしても就業開拓をしていく必要に迫られています。訪問型サービスの利用者は3人となりましたが、まだまだ利用が少ない状況が続いています。周知を含め利用者開拓が求められています。</p>
	<p>【建設課管理係・公園係】</p> <p>違反屋外広告物の撤去、町道の除草清掃、公園管理業務を行いました。</p>	<p>町道の除草作業では、草の伸び具合により除草箇所の優先順位付けが必要となります。</p>
②老人クラブへの支援	<p>老人クラブは、生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。</p> <p>老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取り組みも行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりがはかられています。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、支援の受け手だけでなく、自ら担い手となれる老人クラブへの変革を支援します。今後とも、高齢者がいきいきと暮らせるよう財政面を含め、老人クラブへの支援につとめます。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】</p> <p>町内にある17の老人クラブへ支援を行うことで会員の福祉活動への参加促進や生きがい活動、スポーツ等への取組が意欲的に行われています。また、会員の見守りの他平成30年度から数人のグループを作り、登下校の子供たちの見守りも行っています。その他、令和元年6月からは寿クラブ連合会主催の「だれでもcafe」を開催しています。</p>	<p>老人クラブも高齢化が進んでおり、新たな若い会員が加入しやすいよう啓発を行う必要があります。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、支援の受け手だけでなく、自ら担い手となるような老人クラブへの支援が必要です。</p>
	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>事務局として老人クラブとの連携をはかり、役員会議や定例会等を開催する部屋も寿楽内に確保するとともに、町外で実施される大会参加の送迎等を実施するなど支援の幅を広げました。</p> <p>また、そのほかにも活動費の助成、イベント時の物品の貸与・送迎などの支援を実施しました。</p>	<p>活動の活性化のため、新たな活動への支援として他地区の取組などについても助言、提案をしていくことが必要です。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(5)、101 ページを参照して下さい。)

③敬老会	<p>敬老会は70歳以上の高齢者の長寿をお祝いするため、毎年1回、スカイホールで式典及び演芸ショーを開催し、参加された方に大変喜ばれています。</p> <p>今後は高齢化に伴い対象者が増えることが予想されるため事業の見直しが必要となりますが、多くの方に喜んでもらえるよう、内容の充実をはかっていきます。</p>	
	<p style="text-align: center;">令和2年度までの取組状況</p> <p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 年1回、スカイホールにて式典及び歌謡ショーを実施しています。令和元年度参加者数は、1,458人でした。特別養護老人ホーム等施設を除いた参加率は22.16%でした。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。</p>	<p style="text-align: center;">今後の課題</p> <p>高齢化に伴い、年々対象者が増えていきます。実際、車いすや杖を利用する方などの参加も年々増えており、更に会場内の安全確保の配慮が必要となってきます。今後は、参加人数も考慮し、適正な回数を検討するなど事業の見直しが必要です。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響も考慮し、今後の開催方法等について検討が必要です。</p>
④高齢者福祉センター寿楽	<p>高齢者福祉センター寿楽は、60歳以上の地域の高齢者が、各種教室への参加、サークル活動等により教養を高め、生きがいづくりや社会参加の促進をはかるための施設です。</p> <p>高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、高齢者福祉センター寿楽の重要性は高まっています。指定管理者による施設運営を行い、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。</p>	
	<p style="text-align: center;">令和2年度までの取組状況</p> <p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 令和元年度の施設利用人数は29,709人です。平成30年度の利用人数は、32,328人で2,619人の減となっています。利用人数減となった主な理由は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月4日から大浴場、カラオケ機器、麻雀設備、軽食サービスの利用中止によるものです。2月末までの利用人数は、昨年度と比べ274人増の状況でした。介護予防事業も含め、各種教室の開催や自主サークル活動により生きがいづくりや仲間づくりを行っています。また、座談会などを開催することで利用者の声を反映しています。</p>	<p style="text-align: center;">今後の課題</p> <p>60歳から70歳代の比較的若い層の利用者が増えないこと、現在の利用者の高齢化などにより利用者の減少も予想されます。町内で高齢者福祉センターがこの1か所のため、利用するための移動手段を確保し、利用促進をはかります。介護予防としても重要な役割をもつ施設であるため、今後は、町と指定管理者が一体となって生きがいづくりの活動や介護予防を推進していく必要があります。</p> <p>また、今後は新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を実施し、施設を活用する必要があります。</p>
	<p>【社会福祉協議会】 福祉センター事業では、介護予防を目的とした各種教室、行事、生きがいづくり（自主グループ活動）を実施。教室は「竹細工講座」や、「ボールルームダンス教室」などの講座を実施しました。</p> <p>在宅サービスセンター事業では、介護予防として外出や様々なプログラムで身体機能の維持・向上をはかりました。センターの新規利用者也増加しています。</p> <p>また、町内の小学校や保育園、幼稚園、障がい者施設とも引き続き交流活動を行い、地域交流・世代間交流を実施しました。</p>	<p>福祉センター事業では、住民のニーズに合った新規教室などの開拓が今後も必要です。また男性の参加が少ないことが課題です。</p> <p>在宅サービスセンター事業では、利用者の高齢化が進み、介護保険へ移行していく方もいる中で、介護予防プログラムの構築、職員研修などをすすめていく必要があります。高齢者支援センターとも協力し利用者のケアをしていきます。</p>
⑤敬老金の支給	<p>敬老の日現在、住民登録のある70歳・77歳・88歳・95歳・99歳及び100歳の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で使用できる商品券を贈呈しています。</p> <p>今後は高齢者の増加に伴い支給方法や内容について見直しをはかっていきます。</p>	
	<p style="text-align: center;">令和2年度までの取組状況</p> <p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢化人口の増加への対応として平成30年度から、支給対象の年齢を77歳、88歳、99歳、100歳以上に見直しをしました。令和2年度の支給人数は、555人（令和元年度537人）でした。節目の年齢を迎える高齢者の方に商品券を支給しました。</p>	<p style="text-align: center;">今後の課題</p> <p>今後、高齢化に伴い高齢者が増えていくため、支給方法や内容について、随時見直しを検討する必要があります。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(5)、101 ページを参照して下さい。)

⑥福祉バスの充実	福祉バスのPRやバスの運行ルートの周知方法などを検証し、利用促進につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 平成30年度から、「むさし野三丁目」に1便乗り入れを開始しました。また、産業まつりでの福祉バスの展示など、利用促進のPRを行ってきました。	福祉バスは、令和3年9月30日をもって運行を終了します。令和3年10月1日からコミュニティバスの実証実験運行が開始されます。 ※新型コロナウイルス感染症の今後の影響により、変更の可能性があります。
	【社会福祉協議会】 社会福祉協議会や高齢者福祉センター寿楽のイベントは福祉バスの運行時間に合わせて実施し、利用者増をはかりました。障害者相談支援事業、地域福祉権利擁護事業、東部高齢者支援センター事業など各種事業を実施する際においても随時、福祉バスの案内を行いました。 また、産業まつりにおいても福祉バスを展示し、利用促進にむけたキャンペーンを実施しました。	福祉バスは、令和3年9月30日をもって運行を終了します。令和3年10月1日からコミュニティバスの実証実験運行が開始されます。 ※新型コロナウイルス感染症の今後の影響により、変更の可能性があります。
⑦障がい者の社会参加の促進支援	ノーマライゼーションを実現するため、社会福祉協議会や障がい者の当事者団体、家族会などと連携し、障がい者の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 障がい者の社会参加促進のため、各種障害福祉サービスを提供し、障がい者の方へ日中活動の場などを提供しています。令和元年度は障害福祉サービスの利用件数は前年度と比べ月平均27件増加し、月平均367件の利用がされています。	令和元年度、障害福祉サービスの提供に係る給付費は件数と共に経費も前年度比6.2%、約3,700万円増加しており、第5期障害福祉計画において新たなサービスの提供が開始されたこと、また、福祉・介護人材確保のための報酬改定などにより、今後もさらなる給付費の増加が予想されます。
	【社会福祉協議会】 自立支援協議会や相談支援事業所連絡会の委員として、障がい者の地域生活の充実化にむけた協議に参加しています。ボランティアセンターみずほではボランティア活動の場を提供したり、年1回、障害のある方・ない方双方が参加する、ふれあいカラオケ大会を実施しています。また、障がい者の家族会(2団体)に、活動資金の助成を行っています。	民間事業所の町内への参入が全くなく、町外の資源も常に不足しており、社会資源が不足しています。まずは、この点についての原因究明と対策が必要です。また、フォーマルなサービスだけではなく、住民や企業参加型のインフォーマルな支援の充実が必要です。

(⑥の施策は、福祉バス事業の廃止にともない終了となります。⑦は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(5)、101ページを参照して下さい。)

⑧ 社会参加のための支援サービスの充実	地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳の保障等のコミュニケーション支援、支援者等の育成等、障がい者が一般町民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課障がい者支援係】</p> <p>地域生活支援事業による移動支援や意思疎通支援事業の利用状況は年度により差がありますが、移動支援は、ほぼ横ばいとなっていますが、意思疎通支援の利用を促すため、広報みずほに利用を呼び掛ける記事を掲載しました。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>令和元年度障がい者（児）の相談支援事業において89件サービス利用計画を作成し、相談援助を実施しています。また、通常業務内でも障がい者（児）やそのご家族への相談援助や福祉サービスの利用援助も実施しました。</p>	<p>移動支援事業は、通勤、通学に利用できず、余暇活動に利用するものとされています。障害者差別解消法との兼ね合いの中で、障がい者の移動の自由を確保するためには、当事業の利用範囲をどのようにしていくのかが国の審議会でも議題として取り上げられるなど、課題となっています。</p> <p>町内に社会資源が乏しいので、新たな社会資源の開発が必要です。また、ノーマライゼーションの実現にはフォーマルなサービスだけではなく、住民や企業参加型のインフォーマルな支援の充実が必要です。意思疎通支援事業については、平成30年度から実績がないため、今後事業の継続について検討が必要です。</p>
⑨ 当事者活動の支援	障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課障がい者支援係】</p> <p>サマーフェスティバルや産業まつりでの出店やふれあい運動会などへの参加を通して、障がい者自らが参加し、地域とのふれあいの機会を持ちました。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>町内小学校の福祉体験は、プログラムの作成や担当の先生との打合せも含め、当事者団体及び当事者の方に協力をお願いしています。</p>	<p>障がい者や障がい者を支える活動団体の高齢化により、支援やボランティアの担い手が少なくなっていくことが懸念されています。</p> <p>現在の取組の発展、拡充をはかることが必要です。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(5)、101 ページを参照して下さい。)

(6) 介護保険制度の適正な運営		
①介護保険制度の適正な運営	介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に向けた必要なサービスを安定して提供できるよう、介護サービス事業者の適正な運営に向けて指導・監督につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課介護支援係】 介護認定審査会は、年2回の審査委員合同研修等の開催を通して公正・公平な介護認定ができるよう支援しています。介護給付適正化では、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を活用したケアプラン点検は実施しましたが、平成30年度から着手している縦覧点検は、国民健康保険団体連合会委託分のみの実施にとどまりました。また、サービス事業者の適正な運営支援の取組として平成30年度より指定市町村事務受託法人を活用し、地域密着型サービス事業所の実地指導を開始しました。令和2年度までに6事業所を実施しました。	介護給付適正化については、概ね順調にすすめていますが、今後、事業を効率的にするための効果検証やさらなる取組の推進が必要です。また、サービス事業者の指導体制については、専任の人員配置ができず、専門知識や指導実績が不足する中、いかにして指導体制を強化していくかが課題です。専門性の確保のため、指定市町村事務受託法人の活用を始めましたが継続的に予算を確保する必要があります。
②新しい総合事業	高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。また、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等生活支援サービスの体制の整備を行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 総合事業の推進役である生活支援コーディネーターの配置と生活支援・介護予防サービス事業協議体の会議を開催しています。買い物支援として高齢者と移動スーパーのマッチングを行いました。また、協議体において地域資源についてのアセスメントをまとめています。	今後は、免許の返納等で買い物に不便をきたす高齢者の増加が見込まれ、その対応を含めた体制整備が必要となります。地域アセスメントにより各地域にある資源、不足するサービスなどを分析し対応していく必要があります。
③在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課高齢者支援係・介護支援係】 介護保険制度の趣旨普及用パンフレットの更新に合わせ「介護と医療の連携マップ」も更新し、全戸配布しました。また、地区医師会に委託して、ICTを使った多職種による情報連携事業を実施しました。	「介護と医療の連携マップ」は、介護保険制度改正時の趣旨普及用パンフレットの更新と同時に新しいものを作成する必要があります。また、今後、地域での医療と介護の連携を推進するため、地区医師会が主体的に実施する連携会議等が必要となります。ICTの推進に向け、今後は地区医師会との協議が必要となってきます。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(6)、102 ページを参照して下さい。)

④認知症施策の推進	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症の人と家族を支える地域づくりや拠点づくり、地域と連携した専門医療提供体制を推進し、認知症地域支援推進員や認知症支援コーディネーターの配置や、認知症の普及啓発などを行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課高齢者支援係・介護支援係】 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざして、認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを配置しています。認知症サポーター養成講座は各小学校5年生に実施し、令和元年度には一般と合わせ316名の方が受講されました。認知症の方の早期発見・早期受診に向け、初期段階から関わりをもつ初期集中支援チームは令和元年度に2件の活動実績がありました。	地域と連携した専門医療提供体制を推進するため、引き続き、医療機関と調整をすすめる必要があります。今後、高齢化に伴い、認知症の方も増えていくことが予想されるため、早期発見・早期受診に向け初期集中支援チームの更なる活用が必要です。
⑤地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターの増設など機能強化を行うことで、高齢者の総合相談などの機能の充実をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 平成28年10月より、高齢者支援センターは2か所となりました。それぞれの地区で個別ケース会議を実施するなど、担当地域の高齢者の相談にきめ細やかに対応しています。2か所の高齢者支援センターを統括し、総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを設置し、機能強化をはかりました。	2か所の高齢者支援センターを統括し、総合的に支援する基幹型のセンターを活用して更なる機能強化をはかることが必要です。
【社会福祉協議会】 高齢者の総合相談窓口として地域の様々な相談に乗り、関係機関と連携をとり、支援をすすめてきました。身近な相談窓口として、「まちかど」と「寄り合いハウスいこい」「元狭山コミュニティセンター」で出張高齢者相談会を開催しました。また認知症の方や介護者の集いの場として、認知症カフェ「おひさまカフェ」を開催し、元狭山コミュニティセンターにて「出張おひさまカフェ」も2回開催しました。社会福祉協議会のネットワークを活用し、フォーマル、インフォーマル双方を活用した、包括的な支援を実施してきました。同時に地域ケア個別会議を定期開催し、町内のケアマネジャーが抱えている困難ケースなど、他機関多職種が集まり検討ができました。	周知の徹底が課題です。地域の様々な関係機関や高齢者が集まる場（老人クラブやサロン、町内会、趣味サークル等）に出向き、センターのPRなどをよりすすめていくことが必要です。また、家族全体で複雑多岐な課題を抱えている方の相談については、関係機関との連携を強めて課題解決をしていくことが必要です。	

(④の施策は統合されました。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(7)、112 ページを参照して下さい。
⑤は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標1、基本施策(6)、102 ページを参照して下さい。)

2 地域福祉をすすめるための体制づくり

(1) 地域福祉の担い手の養成									
①地域福祉の担い手の養成のための研究	ボランティアセンターみずほと連携し、ボランティアセンターに登録しているボランティアを地域福祉の担い手として養成するための研究を行います。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度までの取組状況</th> <th>今後の課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターみずほ運営委員会や地域ささえあい連絡協議会に出席し、ボランティア団体の方々、地域の方々の実態などを聞き取りました。先進事例と思われる実施内容については、それぞれの会議で紹介しています。 </td> <td> 既存のイベント、会議だけでなく、より多くの機会に取組を紹介することが必要です。PR方法を様々な機会を通して模索し、研究する必要があります。 </td> </tr> <tr> <td> 【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢者の認知症予防の事業等で中心的に事業をすすめていく人材の活用を行っています。今後も地域福祉の担い手として、他の高齢者事業でも活躍できるよう研究していきます。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し令和3年1月末現在で累計60人が修了しました。 </td> <td> 認知症予防・介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方々及び地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は地域で高齢者を支える際の参考となるため研修の継続実施と受講者の更なる確保が必要となります。 </td> </tr> <tr> <td> 【社会福祉協議会】 サロン活動、見守り活動、災害支援、日本語講座など様々なボランティア活動を実施していますが、その活動ごとにリーダー的な役割を担ってくれているボランティアがおり地域福祉活動を推進しています。また、こうしたボランティアが「地域ささえあい連絡協議会」にも参加し、ボランティア活動のやりがいなどを地域の皆さんに伝え、ボランティア活動の推進をはかっています。ここ数年では町のサマーフェスティバルに「みずボラ」という団体として参加したり、年2回程度開催するボランティア交流会を通じてPRもしています。東部高齢者支援センターでは、元気な高齢者の方との関わりもあり、そうした方がボランティアとして地域活動へつながるよう支援しています。 </td> <td> 各活動でリーダー的な活動をしているボランティアに今後も地域ささえあい連絡協議会やイベントなどにも参加してもらい、ボランティア活動の実践者として話しをってもらう場を随時設けていきます。また、地域活動を推進していくボランティアのすそ野を広げていく必要があります。 </td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度までの取組状況	今後の課題	【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターみずほ運営委員会や地域ささえあい連絡協議会に出席し、ボランティア団体の方々、地域の方々の実態などを聞き取りました。先進事例と思われる実施内容については、それぞれの会議で紹介しています。	既存のイベント、会議だけでなく、より多くの機会に取組を紹介することが必要です。PR方法を様々な機会を通して模索し、研究する必要があります。	【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢者の認知症予防の事業等で中心的に事業をすすめていく人材の活用を行っています。今後も地域福祉の担い手として、他の高齢者事業でも活躍できるよう研究していきます。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し令和3年1月末現在で累計60人が修了しました。	認知症予防・介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方々及び地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は地域で高齢者を支える際の参考となるため研修の継続実施と受講者の更なる確保が必要となります。	【社会福祉協議会】 サロン活動、見守り活動、災害支援、日本語講座など様々なボランティア活動を実施していますが、その活動ごとにリーダー的な役割を担ってくれているボランティアがおり地域福祉活動を推進しています。また、こうしたボランティアが「地域ささえあい連絡協議会」にも参加し、ボランティア活動のやりがいなどを地域の皆さんに伝え、ボランティア活動の推進をはかっています。ここ数年では町のサマーフェスティバルに「みずボラ」という団体として参加したり、年2回程度開催するボランティア交流会を通じてPRもしています。東部高齢者支援センターでは、元気な高齢者の方との関わりもあり、そうした方がボランティアとして地域活動へつながるよう支援しています。	各活動でリーダー的な活動をしているボランティアに今後も地域ささえあい連絡協議会やイベントなどにも参加してもらい、ボランティア活動の実践者として話しをってもらう場を随時設けていきます。また、地域活動を推進していくボランティアのすそ野を広げていく必要があります。
	令和2年度までの取組状況	今後の課題							
	【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターみずほ運営委員会や地域ささえあい連絡協議会に出席し、ボランティア団体の方々、地域の方々の実態などを聞き取りました。先進事例と思われる実施内容については、それぞれの会議で紹介しています。	既存のイベント、会議だけでなく、より多くの機会に取組を紹介することが必要です。PR方法を様々な機会を通して模索し、研究する必要があります。							
【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢者の認知症予防の事業等で中心的に事業をすすめていく人材の活用を行っています。今後も地域福祉の担い手として、他の高齢者事業でも活躍できるよう研究していきます。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し令和3年1月末現在で累計60人が修了しました。	認知症予防・介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方々及び地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は地域で高齢者を支える際の参考となるため研修の継続実施と受講者の更なる確保が必要となります。								
【社会福祉協議会】 サロン活動、見守り活動、災害支援、日本語講座など様々なボランティア活動を実施していますが、その活動ごとにリーダー的な役割を担ってくれているボランティアがおり地域福祉活動を推進しています。また、こうしたボランティアが「地域ささえあい連絡協議会」にも参加し、ボランティア活動のやりがいなどを地域の皆さんに伝え、ボランティア活動の推進をはかっています。ここ数年では町のサマーフェスティバルに「みずボラ」という団体として参加したり、年2回程度開催するボランティア交流会を通じてPRもしています。東部高齢者支援センターでは、元気な高齢者の方との関わりもあり、そうした方がボランティアとして地域活動へつながるよう支援しています。	各活動でリーダー的な活動をしているボランティアに今後も地域ささえあい連絡協議会やイベントなどにも参加してもらい、ボランティア活動の実践者として話しをってもらう場を随時設けていきます。また、地域活動を推進していくボランティアのすそ野を広げていく必要があります。								

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(1)、103 ページを参照して下さい。)

②地域福祉の担い手の活動支援	地域福祉の担い手としての活動を支援するため、関係機関や関係団体等と連携をはかりながら役割や位置づけを明確化し、地域住民への周知・啓発をしていきます。		
	令和2年度までの取組状況	今後の課題	
	【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターみずほ運営委員会や地域ささえあい連絡協議会に出席し、ボランティア団体の方々、地域の方々の実態などを聞き取りしました。先進事例と思われる実施内容については、それぞれの会議で紹介しています。 地域ささえあい連絡協議会では地域の方を支援するため、地域の方と地域の関連団体とを結びつける機会を継続しました。	既存のイベント、会議だけでなく、より多くの機会に取組の紹介をしたり、点で活動していた支援者同士や関連団体とを結びつけ、担い手としての活動が持続できるように支援することが必要です。	
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 地域で活躍する介護予防リーダーを養成しています。地域で自主的に活動をするグループの中心的な役割を担えるよう、介護予防について6回の研修を実施し、その修了者が5年間で72名となっています。その方々を対象にフォローアップ講座も実施しました。	介護予防をすすめていくために、地域で自主的に活動する方が必要となります。そのきっかけづくりとして介護予防リーダー講習会を実施しています。今後も人数を拡充し、地域で活動する団体を増やしていく必要があります。	
	【教育指導課指導係】 高齢者福祉課と連携し、小学校全校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。	継続して実施していくため、引き続き、高齢者福祉課との連携が必要となります。	
【社会福祉協議会】 平成28年度より「地域ささえあい連絡協議会」と称した地域懇談会を実施しています。住民の方をはじめ福祉・医療関係者及び商店、企業など地域に根差した活動をされている方々が、地域課題の抽出や解決にむけた取組などについて話し合い、地域福祉の担い手の推進、啓発を行いました。 また、事務局となって設置した「瑞穂町内社会福祉法人連絡会」で協議し、①町内にある社会福祉法人が運営する19施設において、福祉の総合的な相談窓口「福祉くらしの相談窓口」を設置、②福祉全般の広報を目的として、福祉ふれあいまつりで同連絡会のブースを出展し、PRしました。東部高齢者支援センターでも、関わりのある高齢者が担い手になり得る方であれば、ボランティア活動や地域活動への参加を促しています。	今後も定期的に地域ささえあい連絡協議会や瑞穂町内社会福祉法人連絡会などを活用し、関係機関と連携しながら地域福祉活動の推進及びその担い手の発掘・活動支援を継続的に行っていくことが必要です。 地域公益活動も、引き続き住民に身近で有益な活動となるよう、各法人間で協力し、取組むことが必要です。		

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(1)、103 ページを参照して下さい。)

(2) 地域における福祉教育・学習の推進		
①地域福祉の理解促進	地域イベント等を通じて、地域福祉活動に気軽に参加できる機会を提供するとともに、今後、地域福祉活動に取り組もうとしている地域のNPOや活動団体が開催する講座等を積極的に支援します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 町や地域のイベント、広報みずほや町ホームページを通じて積極的に情報を提供しました。	引き続き社会福祉協議会と連携することが必要です。
②地域に開かれた福祉教育の実践	【社会福祉協議会】 福祉ふれあいまつりやボランティア交流会の実施及びサマーフェスティバルや隔月開催のまちかどデーへの参加などボランティア活動のPRや活動者同士がつながる機会を提供しました。 また、町内通所介護事業所連絡会の実施イベント共催や町内の各種チャリティイベントなど福祉活動の後援を務めました。	多様なイベントへの参加を検討中。また、事業のPRの方法や参加が増えるプログラムの検討が必要です。
	あらゆる場と機会を通して、すべての町民に福祉の心が醸成されるようつとめていきます。また、子どもたちの福祉の心の芽吹きを促進するために、家庭、地域、学校がともに連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場をつくっていきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
②地域に開かれた福祉教育の実践	【福祉課福祉推進係】 町や社会福祉協議会のイベントを通じて、福祉に触れる場を提供しました。	既存のイベントだけでなく、より多くの情報発信の場を模索するとともに、引き続き、社会福祉協議会、教育委員会と連携することが必要です。
	【社会福祉協議会】 夏休み期間中に実施する夏の体験ボランティア事業については、全校児童・生徒（町内小中高校8校）にチラシを配付し、周知しました。また、町内4か所の小学校にボランティアと出向いて車椅子体験やガイドヘルプ体験を行ったり、高齢者疑似体験セットや点字体験キットの貸し出しを行い、子どもたちが体験する場を増やしています。 引き続き、地域ささえあい連絡協議会を開催し、地域住民等と地域福祉について協議・検討する場を設けました。また東部高齢者支援センターでは、認知症サポーター養成講座を小学校や高齢者サロン、寿楽などで開催しており、認知症理解を深める取組をしました。	学校や町内会等と連携し、地域の多様な場所で福祉教育の実施や福祉情報を更に発信していく必要があります。 また、小学校に出向いて福祉体験を行う際には、ボランティアが事前に体験に必要な知識を身につけることが必要です。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(2)、103 ページを参照して下さい。)

(3) ボランティア・NPOの活動の推進		
①啓発活動の充実	協働による地域福祉を推進するために、ボランティアセンターみずほが行う各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりをすすめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、チラシやポスターを設置し住民に周知しました。 【社会福祉協議会】 7・8月には「夏の体験ボランティア」、入門講座を随時受け付けました。 また、ボランティアセンターを拠点にし、内部の運営委員会での協議や交流会での企画を実施しました。 隔月実施のまちかどデーでもボランティア活動や事例紹介をしました。	ボランティアセンターと協力し、さらなる周知が必要です。 小学生や親子参加向けの活動メニューを増やし、年齢の早いうちからボランティア活動と触れ合う機会を提供していきます。また、技術を伴うボランティア（手話・音訳・点字など）活動者増加のための講座開催を検討します。
②相談体制や情報提供の充実	ボランティア活動をしたい人と必要とする人等とのコーディネートや、活動相談・支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、チラシやポスターを設置し住民に周知しました。 【社会福祉協議会】 コーディネートや相談については、日常的に対応しました。ボランティア情報の発信については、7月、10月、12月、3月にボランティア通信を発行し、また適宜ボランティアグループなどによる情報発信も行いました。活動希望者については、時間をかけて希望を確認し見学などを行いながら活動までつなげています。	ボランティアセンターと協力し、さらなる周知が必要です。 ボランティアによる情報誌と、ホームページの内容を充実します。各事業のイベントや講座について、利用者の増加に向けて、HPや社協だよりへの掲載のほか、チラシを積極的に配布し周知することが必要です。
③ボランティア・NPO活動への支援	地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 福祉有償運送団体（NPO法人）へ補助金を交付し、支援を行いました。福祉有償運送団体のホームページを、町のホームページにリンクさせ検索しやすくしました。 更新時期には、情報を共有し事務をすすめました。 【社会福祉協議会】 ボランティアセンターみずほに登録している団体については、申請があった17団体に、助成金（1万円）を出しました。民間の助成も情報提供しました。また、公的施設利用の際の利用料免除をしています。 ボランティア登録している方々は、活動に必要な印刷物の作成費用の負担を軽減しています。 団体の特色を活かす活動の場が広がるよう、紹介や調整をしています。	今後、関係団体との連携が必要です。また、補助金交付や各種支援が地域福祉の充実に結びつくよう、福祉有償運送団体の事業内容等について評価し必要に応じて指導、助言を実施していくことが必要です。 各団体の活動が更に福祉のまちづくりに活かすことができるよう支援していきます。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(3)、104 ページを参照して下さい。)

④ 定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供	定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを、地域のなかで活用し、生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 社会福祉協議会と連携し、男性を対象とした寿楽での講座を企画しました。	社会福祉協議会と連携し、シニア世代に特化した活動環境を整えます。また引き続き、地域活動参加の機会と情報の提供につとめる必要があります。
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 地域で自主的に活動するグループの中心的な役割を担えるよう介護予防リーダーを養成しています。また、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として、シルバー人材センターの運営をサポートしました。	現在の高齢者は、サービスの受け手という概念ですが、担い手になれるよう介護予防リーダーの養成やシルバー人材センターの就業開拓等が必要になります。
	【社会福祉協議会】 個別の相談については、日常的に対応しています。また、「夏の体験ボランティア」についても年齢制限を設けずに、活動の機会を提供しました。 また、福祉有償運送事業においては定年退職をした男性が中心となって運転協力員を担っています。 東部高齢者支援センターでは、地域活動で生かせる技術や特技を持っている方には、直接声かけをするなど、ボランティア活動や地域活動に積極的に参加できるように促しています。 令和2年10月から第2層生活支援コーディネーターを受託し、シニア世代への地域活動への情報提供や場づくりの支援を行っています。	各々が培ってきた社会経験を活かしたシニア世代限定、男性向けの活動メニューの構築や周知方法を検討していきます。

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(3)、104 ページを参照して下さい。)

(4) 相談体制の充実		
①相談体制の充実	高齢者・障がい者・子育て支援等福祉の全分野について、町民の視点から相談しやすく、わかりやすい、町民ニーズにあった相談体制の充実をはかります。また、相談が気軽にできるよう関係部局・関係機関との連携・協力や専門家等によるバックアップ体制をとりながら、相談窓口の業務内容を充実していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 住民が気軽に相談できる体制で窓口を開設しています。相談内容に応じて各専門機関につなげられる体制を整えています。</p> <p>【社会福祉協議会】 日常的に住民からの相談を受け、関係機関との連携をとりながら支援にあたりました。また、法律、精神保健、成年後見制度についての専門相談を実施し、精神保健相談では令和元年度から、気軽に相談でき、かつ継続した支援が行える体制の見直しをはかりました。専門相談については各コミュニティセンターなどを会場にするなど住民がアクセスしやすい実施体制としています。東部高齢者支援センターにおいても、出張相談会を定期的に行いました。</p> <p>また、町内にある13の社会福祉法人と「瑞穂町内社会福祉法人連絡会」を立ち上げ、地域公益活動に取り組んでいます。その一つとして、各法人の事業所を「福祉くらしの相談窓口」とすることで、町内に19か所の総合相談窓口を設けました。</p>	引き続き窓口のさらなる周知及び西多摩くらしの相談センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携することが必要です。
②関係機関との連携強化	庁内関係部局、関係機関、専門家等で、相談体制の連携を強化します。また、相談関係機関の団体等に関しても、気軽に相談できるよう強化をはかっていきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 庁内関係課はもちろんのこと、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターと連携を更に強化しました。</p>	引き続き連携を強化することが必要です。
③自立に向けた援助	西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。また、ハローワークとの連携により、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 西多摩くらしの相談センターでは、相談者の就労支援のほか、自立に向けた助言や指導が受けられるため、積極的につなげました。</p> <p>【社会福祉協議会】 世帯の自立を促すため、生活福祉資金においては貸付けた後も民生委員・児童委員に定期的な訪問を行ってもらい、状況の把握につとめました。</p> <p>状況が変わった場合には、東京都社会福祉協議会や西多摩福祉事務所などと連携し、生活を立て直す支援を行いました。</p> <p>関係機関の連携強化や相談体制の充実につなげるために、情報を交換し合ったり、制度や支援内容の共有がはかれるように体制を整えています。</p>	西多摩くらしの相談センターで気軽に相談できることを広く住民に周知することが必要です。
		関係機関の連携強化や相談体制の充実につなげるために、情報を交換し合ったり、制度や支援内容の共有がはかれるように更に体制を整えていきます。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(4)、104 ページを参照して下さい。)

④生活安定に向けた支援	<p>各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターを町民に周知するとともに、生活に不安を抱えている方が自立した生活、安心できる生活を送ることができるよう、相談センターと連携をはかりながら支援していきます。</p> <p>更に、生活保護に至らずに自立できる仕組みの構築について、国や東京都に求めていきます。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 生活保護に至らない低所得者には、社会福祉協議会の生活福祉資金や西多摩くらしの相談センター、ハローワークの就労支援制度などを紹介しています。</p>	<p>関係機関の連携を強化するとともに更に支援機関をPRします。</p>
<p>【社会福祉協議会】 瑞穂中学校ではパンフレットを配布し、瑞穂第二中学校では教育関係の貸付の説明を行いました。更に、社協だよりや広報みずほ、町のメール配信サービスなど広報媒体を積極的に活用したり、町内にある学習塾にもPRを行い、利用促進をはかりました。また、町福祉課と連携し、一人親世帯に向け教育関係の貸付について広報しました。適宜協力できるように西多摩福祉事務所や西多摩くらしの相談センターとは相互に連携しています。</p> <p>各中学校、高等学校、教育関係機関に貸付の事業説明を行って回りました。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で失業したり、減収になった方々に特例貸付（生活福祉支援資金）事業を実施しています。</p> <p>町内事業所約50か所にポスター・チラシを配布し、教育関係の貸付の説明を行いました。</p>	<p>継続的に対象者に伝わるような広報活動を行っていき、制度を活用いただいた世帯には、アンケート調査を実施し、今後の事業推進に活かします。</p>	

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(4)、105 ページを参照して下さい。)

(5) 福祉サービスの質の向上		
①福祉関係職員の資質向上	福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 研修や会議、説明会等積極的に職員が参加し、資質の向上につとめました。	係内、課内で調整し、更に研修などへ積極的に参加する必要があります。
	【福祉課障がい者支援係】 各種研修会・説明会へ、各担当者が積極的に参加し窓口で住民にわかりやすく丁寧な対応ができています。	職員の業務受持ち範囲が広範囲に及ぶため、窓口・電話対応など多忙な業務の中で説明会や研修に参加する機会を確保することが難しい場合があります。
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 介護保険制度や福祉制度など、専門的な知識を必要とするため、研修会や会議等できるだけ参加をしています。制度についても、職員の専門的な資質の向上につとめました。	制度改正も多く、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続きできるだけ研修等に参加をすることで資質の向上につとめる必要があります。
	【子育て応援課子育て支援係】 担当者は、各種研修会・説明会へ積極的に参加しています。これにより、窓口で住民へわかりやすく丁寧な対応ができています。	窓口・電話対応など多忙な業務の中で、状況により研修会等に参加する機会を確保することが難しい場合があります。
	【健康課保健係】 研修や会議、説明会等積極的に職員が参加し、資質の向上につとめました。	制度改正への対応や、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続き研修等に積極的に参加し、資質の向上につとめる必要があります。
②関係団体等への働きかけ	民間事業者、NPO、関係団体に対し、町のホームページの「瑞穂町総合人材リスト」等の活用も含め、人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 東京都等で開催する研修会の情報を積極的に周知しました。	東京都等で開催する研修会の情報を更に積極的に周知します。
【社会教育課社会教育係】 原則、町内在住・在勤者のうち、様々な分野で知識・経験をお持ちの方たちに登録していただき、町がリストの利用希望者への、橋渡しを行いました。 「瑞穂町総合人材リスト」の活用実績はありませんでしたが、「家庭・実務」分野で1件登録がありました。	制度を活用する団体等が常時存在していないことから、広報方法等を工夫し、広く周知していく必要があります。	
③苦情対応等に基づくサービスの質の向上	相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口へ寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、そうした苦情を基にサービスの質の向上につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 どの部署で苦情を受けても、内容が担当課に届き、適切に対応できるよう、サービスの質の向上につとめました。	今後も引き続き、相談窓口へ寄せられた苦情を関係機関等で共有し、サービスの向上をはかる必要があります。
【社会福祉協議会】 社会福祉協議会に寄せられた苦情などについては適宜対応し、年に一回実施される第三者委員に報告し、対応の検証を行っています。 令和元年10月より「成年後見制度推進機関」を設置しました。この事業は他事業所のサービスに対する苦情相談窓口にもなります。今後は外部からの苦情に適切に対応するために専門家の配置や専門機関と連携する体制を構築します。	令和元年10月に「成年後見制度推進機関」を設置しましたが、この事業では他事業所のサービスに対する苦情相談窓口にもなります。今後は外部からの苦情に適切に対応するために専門家の配置や専門機関と連携する体制を構築します。	

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(5)、105 ページを参照して下さい。)

④ 第三者によるサービス評価の支援	第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知・理解をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 町内福祉施設に第三者機関によるサービス評価システムについて、パンフレットの配布などの周知につとめました。町内福祉施設への受審促進のため東京都に説明会へ来てもらうように調整をはかりました。	保育園、障がい関係団体だけでなく、高齢関係団体が第三者評価を受審するよう働きかける必要があります。
	【福祉課障がい者支援係】 3年に1度の受審について、第三者評価についてのパンフレットを配布し、周知を行いました。	町立以外の施設が第三者評価を受審する際の補助金支給の要綱整備が求められます。
⑤ NPO・ボランティアに対する評価システムの理解促進	【子育て応援課保育・幼稚園係】 公立認可保育所、認定こども園、認証保育所に補助金を交付しました。	第三者評価を受審し、その結果をいかに運営に反映させるかが課題です。
	地域福祉推進の重要な担い手であるNPOやボランティア団体について、サービス評価の必要性や重要性についての理解促進をはかるために、働きかけの検討を行います。	
⑤ NPO・ボランティアに対する評価システムの理解促進	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 NPOには、パンフレットを配布し、サービス評価の必要性や重要性について周知しました。ボランティアグループに対しては、ボランティアセンター主催の会議に出席し、団体の趣旨を理解するとともに、今後の評価の仕方について研究しました。	今後も積極的に会議等に出席し、評価システムについて、団体の方々に理解してもらう必要があります。

(⑤の施策は①に統合され、④は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標2、基本施策(5)、105 ページを参照して下さい。)

3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1) 権利擁護の推進		
①地域福祉権利擁護事業に関する連携と支援	地域福祉権利擁護事業を実施している社会福祉協議会と地域包括支援センターとの積極的な連携をはかっていきます。また、認知症高齢者などの増加が予測されることから、今後も継続して取り組めるよう事業への支援を推進します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 令和元年10月に「権利擁護センターみずほ」を開設し、委託先である社会福祉協議会と連携をはかっています。	社会福祉協議会、関係各課と更に連携をとる必要があります。
	【福祉課障がい者支援係】 「権利擁護センターみずほ」と連携し、障がい者へ身の回りの生活支援を実施しました。また、親族がいないなど成年後見の申立てができない場合は、町長申立てを行いました。	後見等開始までの緊急事務管理の体制づくりが必要となっています。
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 認知症高齢者等で必要な方に成年後見制度の説明を行っています。また親族等がいないなど、後見人の申立てができない場合、それに代わって町が申立てを行いました。	今後も高齢化に伴い、認知症の高齢者等が増えてくると、ますます成年後見制度の利用が必要となります。今後の対応について、「権利擁護センターみずほ」等と連携をすすめる必要があります。
【社会福祉協議会】 令和元年度から成年後見制度推進機関を受託し、準備期間を経て令和元年10月から「権利擁護センターみずほ」を開設しました。東西の高齢者支援センターと連携をはかりながら、地域福祉権利擁護事業に加え、成年後見制度の利用支援を実施し、支援の幅が広がっています。また、独居の認知症高齢者も増えてきていることから、東部高齢者支援センターでニーズをひろいあげ、権利擁護センターとの連携をはかっています。	認知症等で判断能力が低下し、親族の支援が望めず、かつ資力のない高齢者などは成年後見制度の円滑な利用に結びつきにくく、誰もが活用できるよう、報酬助成等の整備が必要です。また、能力低下による不利益を回避するため、早急に支援が必要な方には緊急事務管理などの要綱を整備していくことなどが求められます。	
②成年後見制度の周知	国で制定されている成年後見制度について、対象者となる判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のご家族・関係者等に、周知していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 成年後見制度についての研修等に参加し、住民からの問合せ等に対応できるよう資質の向上につとめました。	成年後見制度推進機関が設置されたことから、広報みずほに定期的に記事を掲載したり、窓口で案内するなど周知をはかる必要があります。
	【福祉課障がい者支援係】 成年後見制度を必要とする対象者及びそのご家族に対しては、制度の趣旨及び申立て方法などについて、その都度、説明を行いました。	「権利擁護センターみずほ」を設置したことにより、成年後見人等への報酬助成制度を確立することが必要です。
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 東西の高齢者支援センターと高齢者福祉課においてPRを行っています。またケアマネジャー研修会等の機会を利用し、高齢者の成年後見制度（権利擁護）について周知を行っています。	成年後見制度の利用が必要な方について、制度がより使いやすくなるよう、関係団体と情報共有しながらすすめていく必要があります。
【社会福祉協議会】 令和元年度、成年後見推進機関「権利擁護センターみずほ」の開設により「成年後見利用相談」を隔月から毎月実施に拡大し、住民や福祉関係者に対する専門相談を実施しました。成年後見制度の利用促進、啓発などが必須事業として位置づけられ、住民や支援者に向けて講座を開催しました。	住民や関係者に向けて積極的な制度の啓発を展開していきながら、異なる対象やニーズに応じた制度の啓発に取り組んでいく必要があります。 住民や関係者との連携の中で、表面化しない潜在的なニーズが多いと感じます。支援が必要とされる方の早期発見につとめる必要があります。	

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(1)、106 ページを参照して下さい。)

③権利の擁護	<p>認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、消費者保護に関係する機関との連携を強化することによって、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。</p> <p>また、高齢者虐待に関する相談窓口の常設や地域の見守りネットワーク、通報体制の整備等の環境づくりをすすめることによって、高齢者に対する虐待防止や早期対応をすすめます。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 令和元年10月の「権利擁護センターみずほ」開設により、権利の擁護について社会福祉協議会と連携し推進しました。</p>	<p>地域全体で権利擁護や見守りを行う仕組みづくりが必要です。</p>
	<p>【福祉課障がい者支援係】 障がいにより意思判断能力が低下した方々へ、必要に応じて成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用し、権利擁護を行いました。</p>	<p>成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を適用するまでの間の時間的猶予がない場合などのために緊急事務管理規定を置くことなどがが必要です。</p>
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 ケアマネジャー研修会等の機会を利用し、高齢者の権利擁護について周知を行いました。また、産業課と連携し、高齢者支援センターと消費者相談の相談員と合同で勉強会を実施しました。令和元年度のサービス提供事業者連絡会で、事業者へ高齢者虐待防止に関する協力依頼をしました。</p>	<p>高齢者の相談窓口として、東西の高齢者支援センターのPRを引き続き行う必要があります。また、地域の見守りネットワークについては、参加事業所を増やし様々なセーフティネットをすすめていく必要があります。高齢者虐待の通報時には迅速な対応が求められています。</p>
<p>【社会福祉協議会】 地域福祉権利擁護事業では福祉関係者や地域とともにネットワークを作りながら、判断能力が十分でない方の日常生活の支援や権利侵害から守る取組を行いました。また、東西の高齢者支援センターとも連携をはかりながら虐待防止につとめました。令和元年度より権利擁護センターが開設したことにより、成年後見制度を活用し本人を法律的に支援する仕組みが整っています。高齢者支援センターでは町と協議の上、虐待対応フローチャートを見直し、通報体制の整備をはかりました。また、令和元年度は地域ささえあい連絡協議会で虐待防止をテーマに話し合いを行いました。「権利擁護センターみずほ」においても判断能力が不十分で支援が必要な方に、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を活用しながら本人の生活や財産を守る支援を実施しました。</p>	<p>限られた機関や事業のみの取組では対応が不十分であり、地域ネットワークを構築し、認知症や障がい者に関する理解を促進し、権利擁護や見守りの必要性を啓発することが必要です。虐待防止については、現在、東京都の虐待防止マニュアルを基に対応しているため、町独自の虐待防止マニュアルの策定に協力していく必要があります。</p>	

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(1)、106 ページを参照して下さい。)

(2) ユニバーサルデザインの推進		
①ユニバーサルデザイン についての啓発	東京都福祉のまちづくり条例を踏まえ、ユニバーサルデザインの啓発につとめるとともに、関係各所への周知をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 公共施設、道路、公園等を整備する場合、福祉のまちづくり条例を遵守するよう情報提供しました。	土地開発の届出の際に、必ず福祉課にも立ち寄り、福祉のまちづくり条例の確認をするよう関係課との連携が必要です。
	【都市計画課計画係】 瑞穂町都市計画マスタープランの中で、ユニバーサルデザインを積極的に推進することとしています。	各種公共・公益施設だけでなく民間の建築物も含めて不特定多数の方が利用する施設について、引き続きユニバーサルデザインを推進するよう誘導していくことが必要です。
②東京都福祉のまちづくり 条例施設整備マニュアルへの対応	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を徹底していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 公共施設、道路、公園等を整備する場合、福祉のまちづくり条例を遵守するよう情報提供しました。	制度について引き続き周知が必要です。
	【都市計画課計画係】 瑞穂町宅地開発等指導要綱の適用案件のうち、届出が必要な建築物を建築する事業主に対し、東京都福祉のまちづくり条例について担当部署との協議を指導しています。 令和元年度の指導状況：4件	宅地開発等指導要綱に基づく指導の中で、引き続き担当部署との協議を指導していくことが必要です。
③公共施設の整備	公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線の歩道等の設置や歩道の段差解消を推進していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 公共施設のトイレについて、和式便座を洋式便座に交換する際活用できる補助金があることを、関係各課に周知しました。	今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながら、町の施設のユニバーサルデザイン化をすすめる必要があります。
	【管財課管財係】 【庁舎関係】 新庁舎建設に伴う事務室の一部移転において、取組として通路幅の確保、手摺の高さ調整、スロープの設置、階段の滑り止め加工を行いました。	【庁舎関係】 完了。
	【町営住宅】 共有階段に手摺を設置したり、退去時修繕で和室を洋室に変更するなどの取組を行いました。	【町営住宅】 平成24年度に策定した長寿命化計画に基づいた改修工事（外壁改修、浴室改修）をすすめていきますが、町営住宅は昭和57年から61年にかけて建設され、現在の集合住宅と比較すると室内空間も狭く、構造上、間取りの改修は困難な状況です。引き続き退去時修繕等を行う際はユニバーサルデザインを考慮した整備につとめることが必要です。
	【建設課管理係】 住民の方からの情報提供や道路の巡回調査を行い、不良箇所の早期発見につとめ、迅速かつ確かな対応により、事故の未然防止をはかりました。	歩道等の設置については、隣接地権者の協力や、その場所にあった施工方法を選択することが必要となります。
【建設課公園係】 むさしの公園に特色ある公園の整備として、幼児から児童までが遊べる複合遊具を整備しました。	施設の整備方法、遊具や遊具の設置方法など、車椅子利用者や障がいのある方でも公園を利用でき、自由な発想で、創造性ある遊びができる公園を検討する必要があります。	

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(2)、107 ページを参照して下さい。)

④建築物等の整備	新築の町有建築物については、ユニバーサルデザイン化につとめるとともに、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課福祉推進係】 公共施設のトイレについて、和式便座を洋式便座に交換する際活用できる補助金があることを、関係各課に周知しました。	今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながら、町の施設のユニバーサルデザイン化をすすめる必要があります。
	【管財課管財係】 【新庁舎建設】 設計段階からユニバーサルデザインを考慮したものとなっており、平成29年度から工事に着手、建物部分については令和元年12月、外構部分については令和2年10月に完成しました。	完了。
【建設課公園係】 下師岡公園のトイレを誰もが使えるトイレとして、整備しました。	施設の整備方法、車椅子利用者や障がいのある方でも公園建築物等を利用できるよう検討する必要が有ります。	

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(2)、107ページを参照して下さい。)

(3) 防災・防犯体制の充実		
①災害時要援護者の安全確保体制の整備	<p>災害時において、災害時要援護者が正しく情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、地域防災力の向上が必要となります。</p> <p>被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携や事業所や町民の役割を明確にし、町民、行政、事業所が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化をはかり、日ごろからコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自主防災体制を整備し、地域や行政との連携体制の推進をはかります。</p>	
	令和2年度までの取組状況	
	<p>【地域課安全係】 自主防災組織では、毎年、災害時要援護者支援台帳を更新し、総合防災訓練での声掛け訓練や自主防災活動で確認を行いました。</p>	<p style="text-align: center;">今後の課題</p> <p>各自主防災組織に当該台帳を預けてあるが、個人情報が多く記載されているため、同組織内での活用方法等が課題です。また、事業所との連携については、検討が必要です。</p>
	<p>【福祉課障がい者支援係】 障がい者の方の災害時の支援のために災害時要援護者台帳を整備して令和3年1月末現在393名の方が登録しています。また、心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」は福祉避難所に指定されており、防災用品等を購入しました。</p>	<p>災害は想定を超えた事態が起こり、各行政機関の機能が十分に働かない状況もあり得ます。このような場合、行政のみならず、隣近所による助け合いが必要となることから、民生委員・児童委員や地元町内会とのさらなる連携が求められます。</p>
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 災害時要援護者名簿の整備とマップを作成しています。名簿とマップは、地域課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、災害時における高齢者の受入れに関する協定に基づき介護保険施設等と定期的に共同訓練を実施しています。令和2年度にも訓練を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を見合わせています。</p>	<p>災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるよう災害時要援護者名簿とマップの具体的な活用方法については、今後検討が必要です。</p> <p>また、災害時の避難に支援が必要な方を、町が抽出しリスト化した避難行動要支援者名簿については、災害時に消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等の関係機関に情報提供できるようになっていますが、その運用等についての詳細を検討する必要があります。</p> <p>介護保険施設等と定期的な共同訓練の実施については、マンネリ化を避けるため、関係機関との連携を深め、実施方法を工夫していく必要があります。</p>
②災害時要援護者への対応	<p>災害時要援護者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要援護者マップの整備を行います。</p>	
	令和2年度までの取組状況	
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 災害時要援護者名簿の整備とマップを作成し地域課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。</p>	<p>災害時要援護者名簿を作成していますが、その具体的な活用方法については今後検討が必要です。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(3)、108 ページを参照して下さい。)

③災害ボランティアの育成と連携体制	柔軟性・きめ細かさといった特性をもつボランティアやNPOなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。 毎年の防災訓練に合わせ、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	
	【福祉課福祉推進係】 災害ボランティアセンター設置訓練に参加し、ボランティアの方々との情報の共有をはかりました。	災害が起こった時に、インフォーマルな支援をするため訓練が必要です。今後も社会福祉協議会と連携し、ボランティアの発掘、育成を実施する必要があります。
	【社会福祉協議会】 参加者の増加及び経験値を上げるため、毎年時期を変更して災害ボランティアセンター設置訓練を実施しています。平成31年は1月25日に実施しました。令和2年9月27日実施した訓練では、新型コロナウイルス感染症に対応した、オンラインを活用しました。瑞穂町災害対策本部運営訓練に参加し、町との連携方法等を確認しました。	災害ボランティアセンターの設置場所の検討が必要です。 また、新型コロナウイルス感染症などにも柔軟に対応できる災害ボランティアセンター設置訓練も必要です。
④地域防犯活動の推進	各町内会・自治会等で自主防犯パトロール活動を実施しています。今後も、町内会・自治会、防犯協会、町、警察と連携するとともに誰もが参加しやすい防犯活動を促進していきます。	
	令和2年度までの取組状況	
	【地域課地域係】 町内会・自治会が行う防犯パトロール活動に対して、地域づくり補助金を交付することにより、側面からの支援を行いました。また、防犯協会、町、警察と連携し、防犯活動を推進しました。	今後も町内会・自治会が行う防犯パトロール活動を支援するため、地域づくり補助金を交付し側面からの支援を続けることが必要です。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(3)、108 ページを参照して下さい。)

(4) すべての子育て家庭への支援		
①子ども家庭支援センター機能の充実	子ども家庭支援センターは、子ども家庭支援の中核機関として、関係機関とのネットワークにより子どもと家庭に関するあらゆる相談に適切に対応するとともに、子育てに関する情報提供、子育てサークルの支援、保護者同士の交流機会の提供、在宅サービスの提供などの充実をはかります。	
	<p style="text-align: center;">令和2年度までの取組状況</p> <p>【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 関係機関と連携し、支援が必要な家庭に関する情報共有と、相談者に寄り添いながらの早期・適切な支援につとめました。また、子育てに関する情報の集積、子育てサークル活動の支援、保護者同士の孤立化防止に向けた主催事業の実施、育児負担軽減のための在宅サービスを提供しました。</p>	<p style="text-align: center;">今後の課題</p> <p>子ども家庭支援の中核機関として、子育て支援サービスの提供を継続します。児童相談所からの業務移管や、新たな事務について適切に対応するとともに、関係機関と緊密な連携をはかる必要があります。</p>
②子育て相談の充実	子ども家庭支援センターや保育園・幼稚園、保健センターなどにおける相談事業の充実をはかるとともに、関係機関との連携により、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。	
	<p style="text-align: center;">令和2年度までの取組状況</p> <p>【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 子ども家庭支援センターでの相談業務についてのチラシの配布や、広報みずほ、ホームページ等を活用し、周知をはかれました。</p>	<p style="text-align: center;">今後の課題</p> <p>子ども家庭支援センターの相談業務の周知を継続するとともに、関係機関との連携により、相談内容に応じ適切に支援する必要があります。</p>
	<p>【子育て応援課保育・幼稚園係】 保育園では子育てひろば事業等の中で相談業務を実施しました。相談を受ける保育士等の資質向上のために、研修会を年3回程度実施しました。</p>	<p>適切な相談対応ができるよう子育て講演会等研修の充実及び関係機関との情報共有が必要です。 幼稚園でも子育てひろばを実施していることから、相談受付状況等の把握及び連携強化をはかる必要があります。</p>
	<p>【教育指導課指導係】 小学校では教員が巡回し、児童が自校で指導を受けることができる特別支援教室を設置し、中学校全校に設置されている通級指導学級と共に、対象となる児童・生徒に対し、必要とする支援を行っています。</p>	<p>令和2年度から中学校両校を拠点校とし特別支援教室を設置しました。そのため、中学校における特別支援教室の円滑な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、関係機関の連携を充実していく必要があります。</p>
	<p>【健康課保健係】 育児・栄養・歯科相談、巡回育児相談、心理相談、保健師・管理栄養士の随時相談を実施し、子育てに関する相談を適宜受けています。 また、平成30年度から保健センター内に設置した、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業（母子保健型）を実施し、母子保健コーディネーターによる相談支援を開始しました。</p>	<p>育児と仕事の両立が求められ、子育て家庭が抱える問題が複雑化していること及び外国人家庭が少しずつ増加していることから、関係機関との連携を一層すすめ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が必要です。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(4)、110 ページを参照して下さい。)

③子育て支援情報の提供	<p>広報紙やホームページ、瑞穂町子育てガイドBOOK、子育てほっとブック等の多様な媒体を活用して、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動などの情報提供を充実します。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【福祉課福祉推進係】 民生委員・児童委員が中心となって作成した「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を住民に配布するとともに、学校、保育園、医療機関などに配布しました。</p>	<p>「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、利用者の意見も取り入れ、町と民生委員・児童委員の協働で作成する必要があります。</p>
	<p>【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 来館する方からの問合せに適切に対応できるように子育て支援情報を集積するとともに、子ども家庭支援センター館内の掲示を工夫し、迅速な情報提供と見やすい掲示につとめました。</p>	<p>子育て支援に資する多様な情報の集積につとめるとともに、関係機関や団体との新たな連携を模索し、より多くの方へ必要な情報が届くような周知方法を研究する必要があります。</p>
	<p>【子育て応援課子育て支援係】 子育て支援情報誌「子育てほっとブック」の窓口配布につとめ、説明の際にも活用しました。また、ホームページに掲載し、周知をはかりました。</p>	<p>「子育てほっとブック」の内容の充実をはかる必要があります。</p>
	<p>【健康課保健係】 予防接種スケジュールとして運用しているモバイルサービス「子育てナビ ワクワクみずほ」のページをリニューアルし、子育て関連部署と協力して、子育て関連情報をまとめて掲載しました。また、アプリケーションを作成し、利便性の向上もはかりました。</p>	<p>子育て世代が必要な情報を検索しやすいよう、内容を充実させるため、今後も関係各課と掲載すべき情報を協議することが必要です。</p>
④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実	<p>認定こども園及び小規模保育所の開設により待機児童の解消をはかるとともに、幼稚園の預かり保育および保育園の一時預かりの充実により待機児童対策を推進します。 また、保育の質の向上のため、保育士研修等を実施するとともに地域全体で子育てを支援していくために、子育て応援活動をしたい人を対象とした講座・研修等を実施することにより子育て応援の人材を育成します。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【子育て応援課保育・幼稚園係】 令和2年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。保育園に依頼し、弾力的に定員以上の入所受入対応をしてもらいました。待機児童解消のために、定員を拡充の上、認証保育所を認可保育所に移行させました。また、認可保育所の増改築を着工し、進捗率は95%となりました。保育士等の質向上のために、研修会を年3回程度実施しました。</p>	<p>第2期子ども・子育て支援事業計画で掲げた目標の待機児童数0を継続するために認可保育所の増改築、幼稚園の認定こども園への移行等、様々な施策を駆使し、定員を確保することが必要です。保育士等の研修は、園長会等で協議の上、効果的な内容で実施することが必要です。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(4)、110ページを参照して下さい。)

⑤ 地域子育て支援事業の充実	時間外(延長)保育事業、放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、一時預かり事業、病後児保育事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業等の拡充をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 乳幼児ショートステイ事業は令和3年1月末46件、ファミリー・サポート・センター事業は令和3年1月末273件の実績となっています。各事業について広報みずほやホームページを通じて周知につとめました。</p> <p>【子育て応援課保育・幼稚園係】 時間外(延長)保育事業及び一時預かり事業は、継続実施中です。また、幼稚園一時預かり事業は、令和元年度から幼稚園1園が開始しました。放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業は、期間限定入所(夏季限定保育)を実施しました。令和2年度に病児・病後児保育施策として、「病児・病後児保育利用補助金」制度を創設しました。</p>	<p>より多くの方の活用につながるよう効果的な周知方法を検討する必要があります。</p> <p>幼稚園型一時預かり事業は、適正かつ効率的な運営ができるよう幼稚園と連携強化をはかる必要があります。放課後健全育成(学童保育クラブ)事業は、委託しているNPO法人との連携強化をはかる必要があります。病児・病後児保育利用補助金の利用状況等を検証し更なる研究をする必要があります。</p>

(この施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(4)、110 ページを参照して下さい。)

(5) 支援が必要な子どもと家庭への支援		
① 要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待の未然防止、早期発見、迅速対応をはかるため、関係機関相互の円滑な情報共有、関係機関の役割分担の調整や相互の連携した支援について協議している要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 年3回実施する実務者会議や講演会等を通じて、要保護児童に関する問題についてグループワークなどを通して理解を深めるとともに、各関係機関の連携の強化につとめました。	要保護児童に関する理解につながる適切な問題を提起し活発な議論につながる実務者会議の運営につとめるとともに、より効果的な要保護児童対策地域協議会の在り方について研究する必要があります。
② 児童虐待の未然防止	子ども家庭支援センター等での相談、保健センターで実施する乳幼児健康診査での身体の様子 の観察や保育園・幼稚園・学校等での日々の見守りなどから得た情報を共有し、各関係機関 が連携した対応を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見につとめます。 また、家庭での様子は、地域からの情報が重要です。民生委員・児童委員等の相談・支援活動 の充実や見守り活動の強化につとめます。虐待が疑われる場合には関係機関との連携を行い、 迅速な対応、支援を行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 関係機関に対し迅速な情報提供を呼びかけ、児童虐待の早期発見につとめました。	関係機関、民生委員・児童委員等との緊密な連携を継続し、地域全体で虐待を未然に防止する必要があります。
	【健康課保健係】 平成30年度から開始した子育て世代包括支援センター事業及び各種母子保健事業を通じ、児童虐待につながるおそれのある事例を把握した場合には、子ども家庭支援センターと情報共有しています。また、産婦訪問で産後メンタルヘルスチェックを実施し、産後うつなどのおそれのある方に産後ケア事業などによる支援を行い、虐待の未然防止・早期発見につとめました。	引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を推進し、その充実につとめ、児童虐待の未然防止をはかることが必要です。
③ 民生委員・児童委員等の活動支援	ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題とその自立に向けた支援のために、地域の民生委員・児童委員等による相談体制の充実につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子育て支援係】 平成30年度、ホームページに「ひとり親家庭支援」の項目を追加し、各支援の周知につとめました。 児童扶養手当請求に必要な、ひとり親家庭状況実態調査の支援を行いました。	民生委員・児童委員に対し、常に新しい情報を提供する必要があります。
	【社会福祉協議会】 ひとり親等が生活福祉資金貸付事業を借り受ける際には、初期段階で民生委員・児童委員が面談を行います。複雑なケースにおいては職員が同行するなど、民生委員・児童委員への支援を行いました。	引き続き、民生委員・児童委員の負担が過剰にならないよう、連携をとった相談体制を築くことが不可欠です。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(5)、111 ページを参照して下さい。)

④自立支援の拡充	就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、児童手当等の支給や母子生活福祉資金等の貸付などの経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子育て支援係】 児童扶養手当等現況届集中受付期間の3日間、西多摩福祉事務所及びハローワークによる就労相談会を実施しました。 令和元年度から関係課と連携し、「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」「学校給食費補助金交付事業」「乳がん検診無料受診」を実施しました。また、「ひとり親家庭応援リーフレット」を作成、配布し、様々な支援策等の情報の周知をはかりました。	経済的な自立支援には、引き続き関係機関との更なる連携強化が必要です。 また、新たな支援策の実施にあたり、引き続き関係課及び関係機関との連携強化をはかります。
⑤日常生活の援助	ひとり親家庭を対象とした家事援助のためのホームヘルプサービスの検討をしていきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子育て支援係】 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業におけるヘルパー派遣事業所との委託契約により実施しました。	広報みずほやホームページ掲載により事業を周知するとともに、適正かつ円滑な事業実施につとめます。 申請者の要望に合うよう、委託契約において複数の事業所の確保が必要です。
⑥ひとり親家庭等医療費助成の充実	国民健康保険や社会保険等に加入しているひとり親家庭等を対象に、診察を受けたときの健康保険適用医療費の自己負担額の全額、または一部を助成します。 また、所得制限の撤廃について東京都に要望していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子育て支援係】 当該助成制度は継続実施中です。東京都に所得制限撤廃の要望を行いました。	東京都に所得制限撤廃の要望活動を継続する必要があります。
⑦相談体制の充実	障がいのある子どもをもつ親の精神的負担の軽減をはかり、子どもの発達を促すため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実をはかり、相談者のニーズに応じたサービスの提供につとめます。また、それに伴い関連機関との連携を強化します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 障がい児を対象とした相談事業所の数は、町内に1箇所と、事業所が不足しています。ただし、上記の他、町内事業所の指定管理者が障がい児計画立案も行っており、令和元年度は3月末で26件の新規立案を行いました。	障がい児の相談については、町職員も保護者からの相談を受けるなどをしていきますが、計画相談事業所が不足している現状があり、今後、計画相談を担える事業所が町内にできるように誘導していくことが求められます。
	【教育指導課指導係】 小・中学校への入学に際し、保護者とともにどのような支援をしていくのがよいか、またどのような環境が必要なのかを考えていくために就学相談を実施しています。	就学相談の充実をはかるためには、就学相談や就学先の指導内容・方法、教育環境等に関する情報等を分かりやすく提供する必要があります。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(5)、111 ページを参照して下さい。)

⑧発達障害等支援の充実	自閉症や学習障がい(LD)など、その傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制の確立をめざします。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 障がい児を対象とした障害児通所支援事業給付費は令和元年度、前年度に比べ約33%増と伸びています。平成30年11月から心理職による発達障害相談を開始し、令和元年度は3月末までに17人から延べ69回の相談を受けました。	障害児通所支援事業利用者が増加する一方、事業所の数など資源が不足している課題があります。また、発達障害者支援は、庁内の課、部を超えた連携が重要となり、各ライフステージにおいて適切な支援が受けられるような仕組みづくりが求められています。
【教育指導課指導係】 小学校では教員が巡回し、児童が自校で指導を受けることができる特別支援教室を設置し、中学校全校に設置されている通級指導学級と共に、対象となる児童・生徒に対し、必要とする支援を行っています。	令和2年度から中学校両校を拠点校として設置した特別支援教室の円滑な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、関係機関の連携を充実していく必要があります。	
⑨障がいのある子どもをもつ親を対象とした子育てサロンの推進	障がいや発達に遅れのある子どもをもつ親同士が交流し、仲間づくりや情報交換、子育て相談等を行う子育てサロンを検討します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 親の価値観や生活様式の多様化に対応するため、個々におかれた状況が異なり、障がいへの理解が異なる方々を一同に集めたサロンより、むしろ、同じような状況、考え方の親同士のつながりをサポートする、互いの悩みや情報交換がはかれる環境を作っています。	障がいのある子を持つ親の価値観や、生活様式の多様化により、一同に集めてサロンを開催するというやり方より同じ考え方や悩みを持つ親同士を紹介するようにするなど、支援のあり方も社会情勢や親のニーズに柔軟に対応した施策の展開が必要です。
⑩子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策に関する大綱が出され、貧困が世代を超えて連鎖することのないような対策を関係機関と連携をはかり、推進していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【子育て応援課子育て支援係】 他市町村の推進状況を注視し、情報収集等につとめました。福祉事務所等関係機関との連携をはかりました。	引き続き西多摩福祉事務所等関係機関との連携強化をはかり、他市町村の状況を継続して注視する必要があります。
【子育て応援課子ども家庭支援センター係】 子ども家庭支援センターで、経済的困窮についての相談を受けた際には、自立した安心で生活を送れるように西多摩福祉事務所や、くらしの相談センターにつなげました。	子ども家庭支援センターでは関係機関と連携し、経済的困窮家庭の早期発見と、早期支援を継続します。また、教育委員会で取り組む学力向上施策など貧困の連鎖を断ち切るための対策を更に実施する必要があります。	

(⑨の施策は⑦、⑧に統合され、⑧と⑩は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(5)、111ページを参照して下さい。)

(6) 障がい者の就労支援		
①瑞穂町障害者就労支援センター	障がい者の就労意欲の向上及び一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 就労支援センターの登録者は平成26年度89人、平成27年度104人、平成28年度115人、平成29年度123名、平成30年度128名、令和元年度末現在で135名と着実に伸びています。この間、一般企業での実習先の確保や都のチャレンジ雇用を活用するなど新たな就労先の開拓に取り組んでいます。またセンターのPR記事を広報みずほに掲載しました。	登録者が着実に増えており、毎年新規就労者が出ていますが、障がい者の方の一般就労状況は登録者の一割程度と、依然、厳しい状況にあることが伺えます。町内での障がい者受入れ企業が少なくも課題のひとつです。
②瑞穂町福祉作業所「さくら」	利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 就労継続支援B型事業を提供している当作業所では、既存の受注作業のみならず、令和元年度から新たに自主製品の製作と販売を開始しました。また個人の能力に応じた様々な作業を行い、日中活動の場を確保しました。	町内に就労継続支援B型事業所が少ないため、町外の事業所に通所しなければならない障がい者が多いことが課題です。
③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」	利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、さまざまな方法で就労支援につながる取り組みを行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【福祉課障がい者支援係】 就労継続支援B型及び就労移行支援事業を提供している当作業所では、個人の能力に応じた精神障がい者の日中活動の場として、また、就労に向けた訓練の場として、作業を提供しました。	事業は順調に推移しています。今後はさらなる受注拡大と移行者増への新たな展開が求められている一方で、施設老朽化に伴う改修も課題です。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(6)、112ページを参照して下さい。)

(7) 地域包括ケアシステムの推進			
①地域包括ケアシステムの構築	団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加される中、重度な要介護になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし、人生を続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制の構築の実現をめざします。		
	令和2年度までの取組状況	今後の課題	
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 令和7年(2025年)に向け、地域包括ケアシステムの構築をすすめる必要があり、それぞれの分野でできることからすすめています。また、地域包括ケアシステムの中核を担う2か所の高齢者支援センターを総括及び総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを設置し、機能強化をはかりました。	今後は、医療と介護の連携、介護予防、住まい、生活支援サービス体制の整備等、順次すすめていく必要があります。第8期計画に基づき2025年・2040年まで見通した中・長期的な視点で、必要な介護サービス量を見込むとともに、新たなサービス等を創設していく必要があります。また、高齢者への調査結果等により地域課題を分析し、第9期計画の策定に向けて、PDCAサイクルにより進捗管理し、計画とのかい離の原因を分析するとともに、対応策を検討する必要があります。	
	【社会福祉協議会】 高齢者がその人らしい在宅生活を支えていくために、様々な関係機関との連携をはかるため、「地域ささえあい連絡協議会」と称した地域ケア会議を実施しました。また東部高齢者支援センターでは、複雑多岐な課題を抱えているケース等について地域ケア個別会議も実施し、多職種が意見を交流しながら連携して支援をしています。	医療面との連携を強化する必要があります。今後は医師会などと協議しながら、地域包括ケアシステムの構築をすすめます。また、地域づくりの点では、生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズを把握し、地域資源開発を行う必要があります。町内にある社会福祉法人と協働しながら、新たな地域住民の活動の場を創出していくための検討が必要です。	
②認知症対策の推進	認知症の人と家族をささえる地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症対策をすすめます。 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざします。		
	令和2年度までの取組状況	今後の課題	
	【高齢者福祉課高齢者支援係】 認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを配置しています。また、町の医療機関が、東京都より、「認知症疾患医療センター(地域連携型)」の指定を受けていますので、引き続き連携を行います。	「認知症疾患医療センター(地域連携型)」と連携をしながら認知症初期集中支援チームをはじめとする認知症に関する施策をすすめる必要があります。	

(②の施策は「1 ふれあい、ささえあいの地域づくり、(6)介護保険制度の適正な運営、④認知症施策の推進」を統合しました。これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(7)、112ページを参照して下さい。)

③人材の確保及び資質の向上	<p>高齢者が年齢にとられず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、支援する側として、NPOや地域、ボランティア等幅広く従事者となりうるような環境の構築をめざします。</p> <p>また、高齢者自らも支援する側になることで、生きがいを持って働くことができるようになります。あわせて、様々な人材の資質の向上や研修、セミナー等を受講しやすい体制を整備していきます。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢者がサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成講座等を実施しました。また、生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー養成研修を実施しました。</p>	<p>サービス体制の構築を行うためのボランティア等担い手の人材確保や体制整備が必要となります。今後は研修等も行い、多くの高齢者が担い手となるような仕組み作りが課題となっています。</p> <p>また、東京都等の補助制度も活用し、サービス提供事業者のニーズに合った新たな人材確保の取組や人材育成の支援策も検討します。</p>
<p>【社会福祉協議会】 ボランティア活動が、自主的な活動であることの理解促進も含め、『サロン講座』の中で地域での取組を紹介しました。東部高齢者支援センターが主催の、おひさまカフェ（認知症カフェ）では中高年や初期認知症の方もボランティアとしての役割を担っています。ボランティアが楽しんで活動を継続してもらえるように「サロン連絡会」の中でお互いの活動について情報交換を行うようにしました。</p>	<p>ボランティア活動を通じて、高齢化社会における健康寿命を延ばすことの大切さや、ご自身の心身の健康のためや地域とのつながりのためなどを幅広くPRしていき、多くの高齢者の生きがいにつながる活動となることを幅広く周知していく必要があります。</p>	
④ささえあう地域づくり	<p>地域の担い手として元気高齢者などの多様な主体が参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるよう整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあう環境づくりをめざします。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【高齢者福祉課高齢者支援係】 高齢者もサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成や生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業ヘルパー養成研修を実施しました。また、都営住宅地区にささえあい活動の説明会を開催し、自主による生活支援サービスや体操を行うグループを育成しました。</p>	<p>サービス体制の構築を行うためのボランティア等担い手の人材確保や体制整備が必要となります。今後は研修等も行い、多くの高齢者が担い手となるような仕組み作りが課題となっています。</p>
<p>【社会福祉協議会】 地域懇談会と地域ケア会議を統合した「地域ささえあい連絡協議会」を開催し、住民とともに、あらたな支えあいの構築をはかりました。また、サロン活動では地域の担い手が運営をしており、地域単位での支えあい活動が継続的に行われています。最近では、本協議会の「ふれあいサービス」や「移送サービス」の協力会員としてなど、活動の場も増えています。</p>	<p>現在の活動の維持・向上をはかる必要があります。</p>	

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標3、基本施策(7)、112 ページを参照して下さい。)

4 いきいきと暮らすための健康づくり

(1) 保健事業の充実		
①母子保健事業の充実	母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となります。そのため、妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、妊娠届出時の妊婦面接、保健師等による妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行います。 特に、健康診査の受診率の向上や相談事業の充実を重点目標とし、妊娠、出産、育児、乳幼児保健の充実と確実な実施をめざします。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課保健係】 第3次計画の評価指標の乳幼児健康診査受診率の達成を目標として、各種母子保健事業に取り組みました。健康診査未受診者は、状況把握を確実に実施しました。	未熟児や長期の里帰り、要支援家庭の増加により、健診の受診が難しい家庭が増えていきます。引き続き母子保健事業の充実と健診受診率維持につとめます。また、未受診者には個別に面接等を実施し、状況把握を継続することが求められます。
②健康増進事業の充実	「健康日本21(第2次)」では、第1次計画から引き続き生活習慣病の一次予防に重点を置きながら、合併症の発症や症状進行などの重症化予防を重視した取組を推進しています。健康寿命の延伸という大きな目標の下、慢性腎臓病や糖尿病予防に重点をおいた生活習慣病予防、若い世代の健康づくり意識の向上、がん検診の受診率の向上に重点を置きながら、健康教育、各種がん検診、訪問指導等、各事業を実施していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係・保健係】 生活習慣病予防、若い世代からの健康意識の向上、がん検診の受診率向上を目標に、各種健診・検診、健康教育、各地域での健康づくり推進委員活動の充実をはかりました。しかし、評価指標に掲げたがん検診は目標の達成には至りませんでした。	健康寿命の延伸をはかるためには、引き続き各種健診・検診の受診率向上に資する取組と、生活習慣病予防の啓発を継続することが必要です。 また、将来的に、国がすすめるパーソナルヘルスレコード(PHR)※の動向を注視し、対応が求められます。
③予防接種事業の充実	BCG、四種混合、日本脳炎、高齢者インフルエンザ等の定期接種、高齢者用肺炎球菌、おたふくかぜ等の任意接種のほか、風しん対策事業として予防接種と抗体検査を行います。予防接種の確実な実施のため、情報提供の強化や町独自の助成等について周知を徹底します。また、新たな感染症への対策等については、国や東京都の動向を見極めつつ、早期に対応していきます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係】 定期予防接種の案内を適正な時期に対象者へ発送するとともに、就学時健診の案内に予防接種の案内を同封し、接種を促しました。また、任意予防接種の接種費用の補助を拡大しました。 風しん対策事業として、予防接種及び抗体検査を実施しました。モバイルサービスの利用促進をはかり、保護者の予防接種のスケジュール管理の負担軽減をはかりました。	適正な時期に予防接種が行えるよう、継続した対象者への周知が必要です。 また、感染症拡大防止には、手洗い、マスクの着用などの標準的予防策の啓発が必要です。新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し及び新たな感染症に対するワクチン接種の体制を構築し、円滑に実施することが求められます。

※パーソナルヘルスレコード(PHR)：個人の健康診断結果、服薬履歴、日常生活データ等の保健医療情報を、電子記録として正確に把握・活用するための仕組みとして整備をすすめる構想

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標4、基本施策(1)～(2)、113 ページ、基本施策(4)、115 ページを参照して下さい。)

(2) 医療体制の充実		
①救急医療体制の充実	救急医療体制の充実のほか、小児夜間診療体制の充実をはかるため、東京都や西多摩地域保健医療圏との連携を強化していきます。また、休日夜間診療や急病時の診療の周知を徹底させるため、情報提供の強化につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係】 福生市・羽村市の医療機関と連携し実施している休日準夜診療について、広報みずほやお知らせを医療機関に掲示し、周知をはかりました。 公立福生病院の夜間小児救急外来についてポスターを掲示し周知をはかりました。	近隣市や地区医師会と協力して、体制整備を行うほか、診療情報を継続して周知する必要があります。
②地域医療の充実	診療所等と公立福生病院等の中核病院の役割の違いや、身近な地域で日常的な医療や調剤を受け、健康の相談等ができる診療所等のかかりつけ医やかかりつけ歯科医、及びかかりつけ薬局を持つことの重要性の周知と意識の向上をはかります。また、町・町内医療機関等・中核病院との連携の強化をはかり、地域医療連携を推進し、医療体制の充実をはかります。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係】 定期予防接種や町で実施した健康診査及び各種健診を、かかりつけの医療機関で受診することで、身近な主治医から結果説明を受けたり、相談をすることができるメリットの周知につとめました。	かかりつけ医療機関の必要性を広く周知していくとともに、町医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続する必要があります。
③関係機関との連携	医師会や歯科医師会等の関係機関との連携をはかることで、地域の保健ニーズや課題に共同で取組、地域の保健サービスの充実をはかります。また、生活習慣病予防や介護予防等についても、事業の充実をめざし、連携の強化につとめます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係】 地域の健康課題に応じた保健サービスが実施できるよう、医師会・歯科医師会との連携の推進をはかりながら、事業を実施しました。	町医師会・歯科医師会との連携を継続する必要があります。また、今後は近隣市との連携も考慮する必要があります。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標4、基本施策(3)、115ページを参照して下さい。)

(3) 生活習慣改善の推進		
①望ましい生活習慣の確立	<p>定例の健康相談、保健師による随時の面接、電話相談等、生活習慣改善につながる相談体制や相談業務のさらなる充実をはかります。また、生涯を通じた健康管理を支援するために、若年者向けの事業の拡大や、健康手帳の活用についてさらなる普及・啓発をめざします。</p> <p>更に、健康診査等の受診率向上に向けた取組や、受診の結果を生活習慣病予防に生かせるポピュレーションアプローチを充実させます。</p> <p>望ましい生活習慣の確立のため、広報みずほやホームページ等を通して健康に関する情報提供の強化、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動の充実をはかります。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【健康課健康係・保健係】</p> <p>保健事業及び各種相談を通じて、住民が望ましい生活習慣についての知識を得られるようつとめました。健診結果説明事業を継続実施するほか、特定保健指導実施率向上のため、集団健診での当日保健指導を実施しました。</p> <p>地域に根差した健康づくりを行うため、各地区での健康づくり推進委員活動として健康ミニ集会を実施しました。</p> <p>特定健康診査（受診者数 3,175 人 受診率 48.08%）（令和元年度速報値）</p>	<p>生活習慣病の予防が必要な方向けの事業について、事業内容を適宜見直し、住民の疾病傾向に合わせた事業展開が必要です。</p> <p>また、健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上のため、継続した受診・参加動奨の実施が必要です。</p> <p>将来的に、国がすすめるパーソナルヘルスレコード（PHR）の動向を注視し、対応が求められます。</p>
②食生活の維持・改善	<p>関係各課や機関等が連携し、子どもの頃からの食育を推進します。地産地消の推進、学校給食を通じた望ましい食習慣の定着、子育て世代・若い世代を中心に望ましい食習慣についての普及・啓発を行います。事業に参加する機会の少ない世代には、ホームページ等を利用して適正な栄養の摂り方等を啓発していきます。</p> <p>また、栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育の充実をはかります。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【健康課保健係】</p> <p>各種保健事業の中で、望ましい食習慣について普及・啓発、相談を行いました。</p> <p>関係機関との会議等を行い、効果的な啓発方法について情報共有を行いました。</p>	<p>特に高齢期において、食事の摂取量が減ること、栄養の摂取不足がもたらす筋力や筋力量の減少が健康に及ぼす影響に着目して、引き続き、関係各課と連携して、取組を実施することが求められます。</p>
③身体活動・運動の実践	<p>住民を対象とした研修会や教室を通して、身体活動・運動についての正しい知識の普及・推進をはかります。また、健康づくり推進委員によるウォーキング事業等の啓発や健康集会を開催し、日常的な運動の必要性について広く周知をはかります。</p>	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	<p>【健康課健康係・保健係】</p> <p>各種保健事業を通じて、身体活動・運動の正しい知識の普及・啓発につとめました。</p> <p>健康づくり推進委員活動でもウォーキング事業をはじめとした啓発活動を取り入れているほか、令和元年度はスポーツ推進委員との連携やウォーキングマップを作成して発行しました。</p> <p>スポーツ推進委員と共催でウォーキングマップを活用した事業を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。</p>	<p>日頃から身体活動・運動を行う意識を高めるため、運動に関連した事業を実施している各課と協力し、今後も引き続き、身体活動・運動についての知識の普及と実践を促すことが必要です。</p>

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標4、基本施策(2)、114 ページを参照して下さい。)

④喫煙・飲酒・薬物と健康被害	喫煙や受動喫煙の健康への被害について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、公共施設における禁煙や分煙の推進、喫煙者に向けた禁煙・節煙の支援、児童・生徒等に対し喫煙防止教育を実施します。 保健事業を通じて、節度ある飲酒について普及・啓発につとめます。また、未成年者への飲酒防止教育、多量飲酒者やアルコール関連疾患の本人や家族等への支援を行います。 薬物乱用について、生徒や保護者等に対しその危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取り組みます。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係】 広報みずほや産業まつり、薬物乱用防止啓発事業、各種保健事業を通じて、知識の普及・啓発につとめました。改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の施行に向け、公共施設内の受動喫煙防止の共通理解をはかりました。	子どもの健康への影響が大きい妊婦や子育て世代の喫煙率が高い傾向にあり、その低下に向け、引き続き啓発推進に取り組むことが求められます。 また、がん教育を通じて若い年代から喫煙や受動喫煙の影響に関する知識を啓発することが必要です。
⑤休養・心の健康づくり	心の健康に影響する睡眠や生活習慣等について、正しい知識の普及につとめます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンを利用し気軽に相談できるシステムの適切な運用や相談機関の周知、及び情報提供を行います。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係・保健係】 健康教育等の実施を通じ、休養や心の健康づくりの正しい知識の普及につとめるとともに、パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行ってきました。 また、国の法律に基づき、自殺対策計画を策定しました。	新型コロナウイルス感染症対策による生活様式の変化などにより、心の健康を害するリスクが高まっています。 今後は「いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」に基づき、対策をすすめることが求められます。
⑥歯・口腔の健康づくり	幼児のう歯罹患率が高いことから、乳幼児歯科保健対策を引き続き重点的に取組ます。また、若年者への歯周疾患の予防事業に取り組む等、歯科保健事業の充実につとめます。 広報みずほやパンフレット等を通じて歯の健康づくりについて情報提供を行い、意識啓発につとめます。6024(ろくまるにいよん)運動、8020(はちまるにいまる)運動についても、引き続き推進します。	
	令和2年度までの取組状況	今後の課題
	【健康課健康係・保健係】 妊婦・乳幼児歯科健診、歯科相談等の事業を実施し、正しい知識の普及やフッ化物塗布等の予防処置を実施しました。 成人歯科検診の受診率向上のため、受診勧奨のための再通知を実施しました。	乳幼児のう歯罹患率は都や近隣市と比較しても高い状態が続いているため、事業を継続し、保護者に指導内容の充実を実施していただく意識を高めることが必要です。 歯周疾患の予防意識を高めるため、成人歯科検診の受診勧奨を継続することが求められます。

(これらの施策は引き続き第4次地域保健福祉計画でも実施されます。第5章 施策の展開、基本目標4、基本施策(2)、114 ページを参照して下さい。)

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 課題の抽出

現行の各福祉計画の基本目標及び重点施策

【障害福祉計画・障害児福祉計画の基本目標】

- ふれあい、ささえあいの地域づくり
- 障がい者福祉を進めるための体制づくり
- 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり
- いきいきと暮らすための健康づくり

【子ども・子育て支援事業計画の基本目標】

- すべての子育て家庭の支援
- 母と子の健康づくり
- 家庭・学校・地域の教育力の向上
- 安心して子育てができる生活環境の整備
- 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進
- 子どもの貧困対策

【高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画の重点施策】

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 認知症施策の推進
- 医療・介護の連携
- 地域包括支援センターの機能強化
- 介護をする家族等への支援の充実

分科会での意見

【小地域活動推進専門分科会】

- 地域福祉の担い手を養成するのが難しい
- ボランティア活動の手段や方法がわからない
- 地域交流の場をどのように作ってあげればいいのかわからない
- 自然災害が発生したときに、安心して避難できるような体制を整えて欲しい
- 地域での困りごとなど、どこに相談していいかわからないことがある
- 隣の人くらいはわかるが、それ以外の人とのつながりがなかなかできない
- 権利擁護センターを今後「中核機関」として位置づけるということだが、具体的なイメージができない

【健康づくり推進専門分科会】

- 妊婦の喫煙率が高い
- 乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処置率も高い
- 市町村の事業は予防接種中心なので、感染症予防・まん延防止について保健所との連携が課題になる
- 新型コロナウイルス感染対策により、外出や運動の機会が減少し、生活習慣の悪化が懸念される

【地域保健福祉計画調査】

- 高齢者や障がい者などにとって暮らしやすいまちにすること、また、困ったときに助け合えるまち、災害の時に安心できるまちにしていくことが求められています。
- 保健や福祉に関する情報提供の強化や充実が求められています。特に、自分で契約することが困難な方への支援の仕組みを整える必要があります。
- 近所づきあいは必要に応じて行っており、普段からの付き合いも大切だと認識していますが、ボランティア活動や助け合い活動の経験がない人、ボランティア活動や助け合い活動をしたくない人も多いことから、住民相互のつながりを持ち、普段の生活の中でもできる助け合い等の実施に向けた意識の高揚をはかることが求められます。
- 地域社会問題の協力に必要なこととして、自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がけること、地域の活動に積極的に参加すること、地域の人々が気楽に集まれる場所を作ること、行政が地域活動の相談窓口や支援の体制を充実させることが重要になります。
- かかりつけ医、地域の医療の中核を担う病院等の医療体制やスムーズな連携といった、地域医療体制の整備が求められています。
- 自助、互助・共助、公助について住民の意識の高揚をはかり、実践できるよう推進していくことが重要です。

【地域共生社会とは】

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【平成29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【平成29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【平成29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化とは、高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【平成29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

地域共生社会の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

① つながり、ささえあう地域づくり

地域福祉の推進には、普段から隣近所のつながりや地域の人同士が協力しながら連携することが重要かつ基礎となります。また、地域福祉の対象は地域に住む全ての人となることから、あらゆる人がつながって、ふれあって、ささえあうことが必要です。

そのため、さまざまな人が交流できる機会の提供や地域情報の発信、社会参加の促進をはかる等の取組を通じて、地域コミュニティの強化が求められます。

② 地域福祉をすすめるための体制づくり

さまざまな人や団体、関係機関、行政等の連携・協働を円滑なものとしていくためには、体制や仕組みを整備していくことが求められます。また、地域福祉に携わる人材の確保も重要な課題となってきます。

地域福祉を推進する、人材の確保やサービスの質の向上等をはかりながら、体制づくりを更にすすめていくことが求められます。

③ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

住み慣れたまちで安心・安全に暮らしたいという思いは、全ての住民の願いです。一人ひとりが抱えている事情は異なりますが、近年多発している自然災害発生時の対処も含め、さまざまな人にとって「暮らしやすい」と思える環境づくりをめざします。

また、地域包括ケアシステムを推進し、地域に暮らす住民が高齢者や障がい者等への理解を深めること、防災や防犯体制の充実につとめる等、さまざまな取組を通じ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて協力し合いながら各施策をすすめることが求められます。

④ いきいきと暮らすための健康づくり

地域でさまざまな人と交流しながらいきいきと暮らしていくためには、健康の保持・増進が重要であり、一人ひとりが普段から病気を予防していく意識を高めることが必要です。

そのため、健康診査の受診と生活習慣の改善、予防接種の接種を促す取組が求められます。そして、必要なときに医師や歯科医師の診療を受けやすい環境の基盤づくりが求められます。

また、新興・再興感染症のまん延防止について、事前に新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しと保健所と緊密な連携が必要となるとともに、大規模災害時の感染症対策の取組が求められます。

2 計画の基本理念

同じ地域に暮らす人々がお互いに交流し、知り合うことで、ささえあいの心が生まれます。その原点であるつながりを重視し、自ら進んでささえあえる、すべての人がつながる地域福祉をめざします。

また、地域に暮らす全ての人々が主役となり、交流をはかりながら、お互いの違いを認めることで、優しさが生まれ、その優しさがさまざまな人を包み込む要素となります。

さまざまな人や組織、行政等が互いに連携しながら、基本理念の実現に向けてすべての人が協働する地域保健福祉の推進につとめます。

**つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ
～ すべての人がつながる福祉社会をめざして ～**

3 計画の基本目標

基本理念をもとにめざすべきまちの実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、施策、事業をすすめていきます。

1 つながり、ささえあう地域づくり

地域福祉の推進には、普段からの隣近所のごつながりや地域の人同士の協力・連携が重要かつ基礎となります。また、地域福祉の対象は地域に住む全ての人となることから、あらゆる人がつながって、ふれあって、ささえあうことが重要です。

そのため、さまざまな人が交流できる機会の提供や地域情報の発信、社会参加の促進等の取組を通じて、地域コミュニティの強化をはかります。

2 地域福祉をすすめるための体制づくり

さまざまな人や団体、関係機関、行政等の連携・協働を円滑なものとしていくためには、体制や仕組みを整備していくことが求められます。また、地域福祉に携わる人材の確保も重要な課題となってきます。

地域福祉を推進する、人材の確保やサービスの質の向上等をはかりながら、体制づくりにつとめます。

3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

住み慣れたまちで安心・安全に暮らしたいという思いは、全ての住民の願いです。一人ひとりが抱えている事情は異なりますが、さまざまな人にとって「暮らしやすい」と思える環境づくりをめざします。

また、地域包括ケアシステムを推進し、地域に暮らす住民が高齢者や障がい者等への理解を深めることや、防災や防犯体制の充実につとめる等、さまざまな取組を通じ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて協力し合いながら各施策をすすめていきます。

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした災害を受け、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が孤立したり、支援の輪から取り残されることなく、安心とつながりを保ち続けられる体制づくりにも取り組みます。「防災のまちづくり」と連携し、「福祉のまちづくり」をすすめていきます。

4 いきいきと暮らすための健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進が重要であり、普段から病気を予防していく意識を高めるため、健康診査の受診や予防接種の接種を促す取組をすすめます。

そして、病気になる前に生活習慣を改善する行動に移せるよう働きかけを行います。加えて、病気となったときに医師や歯科医師の診療を受けやすい環境の基盤づくりに取り組みます。

また、新興・再興感染症のまん延防止について、事前に新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しと保健所と緊密な連携をはかるとともに、大規模災害発生時の感染症対策に取り組みます。

4 第4次計画での重点的な取組

アンケート調査や統計データ、国の動向を含む瑞穂町を取り巻く状況をふまえ、次の事項について重点的に取り組みます。

1 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターは制度の狭間にあたり、困りごとを抱えているが、自らの力だけでは問題解決が難しい場合に、その人に寄り添った生活支援（個別支援）を行います。また、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の課題として認識し、地域住民のさまざまなアイデアなどを駆使して、新たな社会資源を創出（地域支援）します。

このような支援を推進するため、地域福祉コーディネーターを配置していきます。

2 重層的相談体制の整備

現在町においては、介護、障がい、子育てといった問題に対する相談体制はありますが、それぞれの相談場所が各法律に基づき設置されているため、一つの家族の中にもさまざまな問題があるにもかかわらず、一体化した相談、支援ができませんでした。このことから今後の5年間では複合・複雑化した住民の支援ニーズに対応する「断らない包括的な支援体制」を整備していきます。

3 多世代間交流事業の拡大

現在はボランティア団体が主体となり、各種団体などの協力を得て、小学校の敷地内で地域の子どもたちに朝食を提供する事業が始まっています。

地域の子どもたちから高齢者までの多世代がかかわり合う場を提供し、地域の交流を深め、安心・安全で暮らしやすいまちの一助となるような活動を今後も町内数か所に拡大していきます。

4 権利擁護の推進

認知症や障がいにより、意思判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、「権利擁護センターみずほ」を中心に、成年後見制度利用促進をはかります。

また、今後の「権利擁護センターみずほ」を町の中核機関として位置づけるための準備をすすめます。中核機関の機能としては、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められ、⑤不正防止効果にも配慮すべきとされています。

5 母と子の健康づくりの推進

妊娠、出産は、短期間の中で大きな心身の変化とライフスタイルの大きな変化が要求される時期であり、乳幼児だけでなく、妊産婦の健康を支援します。また、乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診や訪問、相談の事業を通じて、健康上の問題を早期に発見し、療育につなげます。

重点的な取組については、計画期間の終了時点での達成目標を設定しました。ただし、新型コロナウイルス等の感染症まん延といった想定外の事態の発生を考慮しながら段階的・計画的に整備することとします。

重点的な取組	達成目標
1 地域福祉コーディネーターの配置	中学校区に1人（町内に2人）の配置を目標としますが、町内1人の配置を第一優先に取り組みます。
2 重層的相談体制の整備	重層的相談支援体制とは、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の3つの事業からなり、この機能を備える機関を町内1か所に開設します。
3 多世代間交流事業の拡大	多世代がかかわり、朝食を提供する事業を町内各小学校区に拡大します。
4 権利擁護の推進	「権利擁護センターみずほ」が今後、町の中核機関となることを念頭に置き、広報機能、相談機能を強化します。
5 母と子の健康づくりの推進	3～4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の未把握者の全数把握、妊婦の喫煙率の低下をめざすとともに、乳幼児を育てる保護者がこの地域でこれからも子育てをしていきたいと思う人の割合を高めます。

5 地域福祉活動のための小地域区分(圏域)

地域福祉をすすめていくにあたり、殿ヶ谷地区・石畑地区・箱根ヶ崎地区・長岡地区・元狭山地区・武蔵野地区の6区分を設定し、各地域区分の実情をふまえながら住民懇談会の開催等の地域福祉活動を推進していきます。

平成28年度に、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、どのようにして住民などと協働して福祉を推進することができるかを話し合う「地域ささえあい連絡協議会」を6区分8地区（箱根ヶ崎地区を3地区に細分化）で実施しました。

地域ささえあい連絡協議会では、福祉の課題を介護、障がい、貧困、子育て、孤立などとし、また、呼びかけ先の団体は民生委員・児童委員、町内会・自治会役員、寿クラブ、小中学校、保育園、介護タクシー事業者、駐在所、金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、住宅供給公社など広範囲にわたります。

平成30年度に「地域の見守り」、平成31年度・令和元年度には「虐待への対応について」をテーマとして協議し、地域課題が設定されました。今後も多くの方の意見をうかがう場として、小地域区分ごとの住民懇談会を継続的に開催し、地域の特性に合った活動を推進します。

6 第4次地域保健福祉計画施策の体系

〔基本理念〕

つながり、
ささえあい、
安心して健康に暮らせるまち
みずほ
すべての人がつながる福祉社会をめざして

〔基本目標〕

1

つながり、ささえあう
地域づくり

2

地域福祉をすすめる
ための体制づくり

3

誰もが安心して暮らせる
環境づくり

4

いきいきと暮らす
ための健康づくり

〔基本施策〕

〔取組〕

(1) 地域での交流活動の推進	① 地域の子育てグループの支援 ② 地域における交流の場づくりの推進 ③ 小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進
(2) 地域情報の発信	① 福祉情報の提供・広報活動の充実 ② 地域資源情報の収集
(3) 利用しやすい施設的环境づくり	① 公共施設の利用促進 ② 交流の場づくり
(4) 世代間交流の活性化	① 地域交流、世代間交流の推進 ② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進 ③ 子育てひろばの拡充
(5) 高齢者や障がい者の社会参加促進	① シルバー人材センターへの支援 ② 老人クラブへの支援 ③ 敬老会の開催 ④ 高齢者福祉センター寿楽の運営 ⑤ 敬老金の支給 ⑥ 障がい者の社会参加の促進支援 ⑦ 社会参加のための支援サービスの充実 ⑧ 当事者活動の支援
(6) 介護保険制度の適正な運営	① 介護保険制度の適正な運営 ② 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ③ 在宅医療・介護連携の推進 ④ 高齢者支援センター(地域包括支援センター)の充実
(1) 地域福祉の担い手の養成	① 地域福祉の担い手の養成のための研究 ② 地域福祉の担い手の活動支援
(2) 地域における福祉教育・学習の推進	① 地域福祉の理解促進 ② 地域に開かれた福祉教育の実践
(3) ボランティア・NPO の活動の推進	① 啓発活動の充実 ② 相談体制や情報提供の充実 ③ ボランティア・NPO 活動への支援 ④ 定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供
(4) 相談体制の整備	① 相談体制の充実 ② 関係機関との連携強化 ③ 自立に向けた援助 ④ 生活安定に向けた支援
(5) 福祉サービスの質の向上	① 福祉関係職員の資質向上 ② 関係団体等への働きかけ ③ 苦情対応等に基づくサービスの質の向上 ④ 第三者によるサービス評価の支援
(1) 権利擁護の推進 (瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)	① 権利の擁護 ② 権利擁護に関する連携と利用者に対する支援 ③ 成年後見制度の周知
(2) ユニバーサルデザインの推進	① ユニバーサルデザインについての啓発 ② 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応 ③ 公共施設の整備 ④ 建築物等の整備
(3) 防災・防犯体制の充実 (瑞穂町再犯防止推進計画)	① 災害時要配慮者の安全確保体制の整備 ② 災害時要配慮者への対応 ③ 災害ボランティアの育成と連携体制 ④ 地域防犯活動の推進 ⑤ 相談体制の充実 ⑥ 関係機関との連携強化 ⑦ 自立・生活安定に向けた援助 ⑧ 学校関係者等と連携した非行防止、学習支援 ⑨ 広報・啓発活動の推進
(4) すべての子育て家庭への支援	① 子ども家庭支援センター機能の充実 ② 子育て相談の充実 ③ 子育て支援情報の提供 ④ 待機児童の解消への取組と保育サービスの充実 ⑤ 地域子育て支援事業の充実
(5) 支援が必要な子どもと家庭への支援	① 要保護児童対策地域協議会の充実 ② 児童虐待の未然防止 ③ 民生委員・児童委員等の活動支援 ④ 日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援 ⑤ 相談体制の充実 ⑥ 発達障害等支援の充実 ⑦ 子どもの貧困対策の推進
(6) 障がい者の就労支援	① 瑞穂町障害者就労支援センターの充実 ② 瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実 ③ 瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実
(7) 地域包括ケアシステムの推進	① 地域包括ケアシステムの構築推進 ② 認知症対策の推進 ③ 人材の確保及び資質の向上 ④ ささえあう地域づくり
(1) 母子保健の充実	① 母子保健事業の推進 ② 疾病予防・健康増進事業の推進 ③ 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進 ④ 食育の推進
(2) 健康増進の充実	① 健康増進事業の推進 ② 望ましい生活習慣の確立 ③ 食生活の維持・改善 ④ 身体活動・運動の実践 ⑤ 喫煙・飲酒・薬物と健康被害 ⑥ 休養・心の健康づくり ⑦ 歯・口腔の健康づくり
(3) 医療体制の基盤づくり	① 救急医療体制の確保 ② 地域医療体制の基盤づくり ③ 関係機関との連携
(4) 健康危機管理対策の推進	① 感染症予防事業の推進 ② 健康危機発生時の体制づくり

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

1 基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり

基本施策（1）地域での交流活動の推進

誰もが、暮らしやすい地域を築いていくことをめざし、地域における交流やつきあいを深め、交流できる環境づくりをすすめます。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①地域の子育てグループの支援	子育て応援課 子ども家庭支援センター係／ 児童館係	子育てを通じて交流を深めた親同士が、その後も継続的な交流活動ができるようなグループづくりと活動を支援します。
②地域における交流の場づくりの推進	福祉課 福祉推進係 地域課地域係 社会福祉協議会	地域における交流やつきあいを深め、高齢者等の孤立や所在不明児童等の防止のために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進します。また、関係機関や団体等と連携・協働しながら、地域のさまざまな課題の解決をはかり、地域におけるささえあい活動を支援します。このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて調査研究をすすめます。
③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	福祉課 福祉推進係 地域課地域係 社会福祉協議会	それぞれの小地域区分の実情をふまえながら地域福祉の整備等を行っていきます。また地域ささえあい連絡協議会の開催等の地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。

基本施策（2）地域情報の発信

必要なときに、しっかり届く戦略的な情報発信を推進します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①福祉情報の提供・広報活動の充実	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい表現による福祉情報の充実につとめます。更に広報みずほ等の従来の周知方法に加え、ICTツールの進歩やそのツールを使える人の増加といった今後の状況も見据え、情報の発信方法や情報伝達の充実について研究します。 また成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりの一環として、広報機能の整備についても推進します。
②地域資源情報の収集	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、地域ささえあい連絡協議会や地域ケア会議等を通じて地域情報の収集と発掘、及び積極的な活用を推進します。

基本施策（3）利用しやすい施設的环境づくり

誰もが本当に利用しやすい施設、きめ細かな配慮が行き届いた施設をめざします。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①公共施設の利用促進	福祉課 福祉推進係 地域課 地域係／ コミュニティセン ター係 社会福祉協議会	地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。
②交流の場づくり	福祉課 福祉推進係 子育て応援課 児童館係 社会福祉協議会	施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。 あすなろ児童館から遠い地域の子どものため、地域住民の協力を得ながら、移動児童館事業の拡充をはかります。

基本施策（4）世代間交流の活性化

希薄化した世代間の交流を活性化させ、住民同士のつながりを強化します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①地域交流、世代間交流の推進	福祉課 福祉推進係 子育て応援課 保育・幼稚園係 高齢者福祉課 高齢者支援係 地域課 地域係 社会福祉協議会	さまざまな世代が交流することにより、お互いささえあい・助け合いができるよう仕組みづくりをすすめ、住民同士をつなげます。このような活動を推進するために、ボランティア団体に協力を依頼したり、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。
②地域で子どもを育てる環境づくりの推進	子育て応援課 児童館係 社会教育課 社会教育係	地域では、子ども会や地区青少年協議会、子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりにつとめます。
③子育てひろばの拡充	子育て応援課 保育・幼稚園係／ 子ども家庭支援セ ンター係／ 児童館係	子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館事業及び移動児童館事業の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未就園児と入園児との交流やイベント開催等、子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開につとめます。

基本施策（５）高齢者や障がい者の社会参加促進

高齢者や障がい者が積極的に社会参加できる地域社会の実現をめざします。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①シルバー人材センターへの支援	高齢者福祉課 高年齢支援係 建設課 管理係／公園係	高齢者の就労支援により、就業を通じた社会参加を促進することで介護予防に大きな成果が期待されます。センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かにいきいきと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営をめざして、より一層の発展、充実をはかれるよう支援を行います。
②老人クラブへの支援	高齢者福祉課 高年齢支援係 社会福祉協議会	老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取組も行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりがはかられています。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、自ら担い手となれる老人クラブの活動への変革を支援します。また、高齢者がいきいきと暮らせるよう財政面を含め、支援にもつとめます。
③敬老会の開催	高齢者福祉課 高年齢支援係	参加された方に大変喜ばれている事業ですが、新型コロナウイルス感染予防対策と、参加者の満足を両立させる従来とは違う開催方法等を検討していきます。
④高齢者福祉センター寿楽の運営	高齢者福祉課 高年齢支援係 社会福祉協議会	高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、その重要性は高まっています。指定管理者による施設運営を行い、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。
⑤敬老金の支給	高齢者福祉課 高年齢支援係	敬老の日現在、住民登録のある77歳・88歳・99歳及び100歳以上の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で使用できる商品券を贈呈していますが、今後は高齢者の増加に伴い支給方法や内容について見直しをはかっていきます。
⑥障がい者の社会参加の促進支援	福祉課 障がい者支援係 社会福祉協議会	障がい者の社会参加を促進するため、社会福祉協議会や障がい者の当事者団体、家族会などと連携し、障害福祉サービスによる日中活動の場の提供や地域生活支援事業の充実をはかります。
⑦社会参加のための支援サービスの充実	福祉課 障がい者支援係 社会福祉協議会	地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳等のコミュニケーション支援や、また、支援者等の育成等、障がい者が一般市民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。
⑧当事者活動の支援	福祉課 障がい者支援係 社会福祉協議会	障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。

基本施策（6）介護保険制度の適正な運営

限られた財源の中で適切にサービスを提供し、介護保険サービスの質を向上させるとともに、介護給付の適正化をはかります。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①介護保険制度の適正な運営	高齢者福祉課 高齢者支援係／ 介護支援係	介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に資する適正なケアマネジメントの推進とともに、必要なサービスを安定して提供できるよう、住民ニーズに即したサービス提供体制の整備や介護サービス事業者の適正な運営に向けた指導・監督につとめます。
②介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者福祉課 高齢者支援係／ 介護支援係	高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。また、生活支援コーディネーターの活用や協議体の運営等生活支援サービスの体制の充実をはかります。
③在宅医療・介護連携の推進	高齢者福祉課 高齢者支援係／ 介護支援係	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。
④高齢者支援センター（地域包括支援センター）の充実	高齢者福祉課 高齢者支援係 社会福祉協議会	2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型のセンターを活用して高齢者支援センターの更なる機能強化をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。

2 基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり

基本施策（1）地域福祉の担い手の養成

地域福祉の新たな担い手を確保するために、様々な関係づくりや支援を行います。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①地域福祉の担い手の養成のための研究	福祉課 福祉推進係 高齢者福祉課 高齢者支援係 社会福祉協議会	介護予防・日常生活支援総合事業における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、介護予防リーダーの育成、活用をはかります。また、町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていきます。 このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。
②地域福祉の担い手の活動支援	福祉課 福祉推進係 高齢者福祉課 高齢者支援係 教育指導課 指導係 社会福祉協議会	地域福祉の担い手が、地域活動の中心的な役割を担う存在として活躍するための支援を行います。 生活支援コーディネーターが地域の自主グループやサロン活動等に足を運びながらネットワークを構築し、地域の社会資源の把握を継続的に行えるよう、また高齢者自身もサービスの担い手として、役割を持ち活動する場の創設や活動への支援を行います。 地域福祉を包括的に推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。また、そこから派生する新たな担い手の発掘を行います。

基本施策（2）地域における福祉教育・学習の推進

より多くの住民が地域福祉活動に携わり、地域福祉についての関心・理解が深められるように福祉教育・学習を推進します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①地域福祉の理解促進	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進します。
②地域に開かれた福祉教育の実践	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進し、すべての住民が地域福祉について関心・理解を深めていけるよう、講座等の開催や体験する場の提供等を行います。

基本施策（３）ボランティア・NPOの活動の推進

ボランティアやNPO活動の自主的、自発的活動を総合的に推進、支援します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①啓発活動の充実	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、情報提供や相談体制の充実等をはかることで、ボランティアやNPO活動の推進をはかります。
②相談体制や情報提供の充実	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	ボランティア活動をしたい人と必要とする人とのコーディネートや、活動相談・支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。
③ボランティア・NPO 活動への支援	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。
④定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供	福祉課 福祉推進係 高齢者福祉課 高齢者支援係 社会福祉協議会	定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを、地域のなかで活用し、生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。生活支援コーディネーターが中心となり、地域活動の環境整備、促しなどを行います。

基本施策（４）相談体制の充実

福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できるように相談体制を充実し、利用しやすい福祉サービスをめざします。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①相談体制の充実	福祉課 福祉推進係 健康課 保健係 社会福祉協議会	関係機関と連携しながら相談体制の充実をはかり、相談しやすい環境の構築につとめます。平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づいた支援制度やひきこもりについても周知をすすめ、制度に基づいた支援につとめます。また成年後見利用促進の一環として相談機能について、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを念頭に置いた相談体制の整備について推進します。
②関係機関との連携強化	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	庁内関係部局、関係機関等で、相談体制の連携を強化します。新たに、司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをめざし、関係機関との連携の構築につとめ、成年後見制度の利用を更に促進します。
③自立に向けた援助	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。また、ハローワークと連携し、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
④生活安定に向けた支援	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターを住民に周知するとともに、生活に不安を抱えている人が自立し、安心できる生活を送ることができるよう、相談センターと連携をはかりながら支援します。

基本施策（5）福祉サービスの質の向上

従来の指示的・指導的・管理的なサービスから脱却し、利用者への十分な情報提供とその意向を尊重した、質の高いサービス提供をめざします。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①福祉関係職員の資質向上	福祉課 福祉推進係 福祉課 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係 子育て応援課 子育て支援係 健康課保健係	福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。
②関係団体等への働きかけ	福祉課 福祉推進係 社会教育課 社会教育係	民間事業者、NPO、関係団体に対し、研修会など人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。
③苦情対応等に基づくサービスの質の向上	福祉課 福祉推進係／ 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係／ 介護支援係 社会福祉協議会	<p>養護者等の高齢者への虐待について、高齢者福祉課及び高齢者支援センターで受付け、高齢者虐待の早期発見・早期解決につとめます。</p> <p>認知症等により判断能力が十分でない高齢者等が、虐待や消費者被害等の権利侵害や様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々の権利が守れるよう権利擁護センターとの連携を強化します。</p> <p>相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、苦情内容を検証し、更なるサービスの質の向上につとめます。</p> <p>また、権利擁護センターの窓口は成年後見制度利用促進の一環としての相談機能や他事業者のサービスに対する苦情相談窓口でもあるため、専門機関と連携する体制を構築します。</p>
④第三者によるサービス評価の支援	福祉課 福祉推進係／ 障がい者支援係 子育て応援課 保育・幼稚園係 高齢者福祉課 介護支援係	第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知をはかります。東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援します。

3 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本施策（1）権利擁護の推進（瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画）

認知症や障がいにより日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じることを無いうように、地域における権利擁護を推進します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①権利の擁護	福祉課 福祉推進係・ 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係/ 介護支援係 社会福祉協議会	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、消費者保護に係る機関との連携を強化することにより、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。 また、介護等従事者による虐待の通報に迅速に対応し、高齢者や障がいの権利擁護につとめるとともに、事業者の提供するサービスの質の向上に向け指導、助言をします。
②権利擁護に関する連携と利用者に対する支援	福祉課 福祉推進係/ 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係 社会福祉協議会	「権利擁護センターみずほ」を中心に関係部署の相談体制の充実につとめるとともに関係部署、関係機関が連携し相談者や成年後見制度利用者に対する支援を行います。 また制度利用者に関わる地域連携ネットワークづくりをめざし、新たな連携の構築を検討します。
③成年後見制度の周知	福祉課 福祉推進係/ 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係 社会福祉協議会	「権利擁護センターみずほ」を中心に広報機能の整備について推進します。また、広く住民に知ってもらうためセンターと協力し、チラシやホームページでも継続して周知をはかります。

せいねんこうけんせいど
～成年後見制度の利用を支援します～

権利擁護センターみずほ

けんり ようご (瑞穂町委託事業)

～ご相談ください～

※以下、相談内容の一例

- 認知症である親の財産管理や生活のこと
- 障がいを抱える子どもの将来のこと
- 身寄りがいないので、この先のことが心配
- 成年後見制度の利用の仕方について

ふれあいセンター
瑞穂町社会福祉協議会
瑞穂町ふれあいセンター1階
瑞穂町社会福祉協議会
瑞穂町ふれあいセンター1階

社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会
けんり ようご
権利擁護センターみずほ
TEL 042-557-8201
FAX 042-557-6159
E-mail: info@mizuho-shakyo.com
西多摩郡瑞穂町石畑2008番地 瑞穂町ふれあいセンター1階

けんりようご 権利擁護センターみずほの事業

- 一般相談（社会福祉士） 平日（祝日、年末年始を除く）：8時30分から17時15分
 - （1）成年後見制度の利用支援
制度の説明、提出書類の作成支援、後見人候補者の紹介など
 - （2）地域福祉権利擁護事業の利用支援
福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理、書類類りなどのサービスにより、判断能力に不安を抱える方の生活をサポートします（契約後は原則有料です）。
 - （3）各種相談支援
判断能力不十分な方が心身や財産上の権利を侵害されるなどの権利擁護相談
福祉サービス利用に際しての苦情相談 など
- 専門相談（司法書士）事前予約制：無料
成年後見・任意後見制度に関する相談、判断能力不十分な方の権利侵害や福祉サービス利用に関する苦情など、専門的な相談に応じます。
毎月 第4火曜日（原則）13時30分から15時30分
※申込みは相談日の一週前の月曜日（原則）
※下記の時間帯での予約となります（相談時間：約40分／3名まで）
①13時30分～ ②14時10分～ ③14時50分～
※祝日等の関係で、日程や予約開始が変更になることがあります。詳しくはお問合せください。
- その他の事業
 - 後見人サポート
後見人となっている方たちの相談や連絡会を行います。
 - 地域ネットワーク
地域の関係機関と連携し、ネットワークづくりを行います。
 - 広報・啓発
制度の普及・啓発のための取り組みを行います。

社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会
けんりようご
権利擁護センターみずほ

ご相談・お問い合わせ
☎ 042-557-8201

成年後見制度とは

【成年後見制度】

後見制度	任意後見	法定後見
こんな方には	将来、認知症になった時に、財産の管理等が心配な方	判断能力が不十分で、契約や手続きがとどこおる方 物忘れがひどくなり、だまされて借金を繰り返す方 正しい判断ができず、不当な契約を結ばされる方
後見人の役割	財産管理や契約等を支援する 任意後見人を選んでおける	成年後見人等が本人に代わって、契約や手続きをしてくれる

【成年後見制度の種類】

任意後見	法定後見		
	補助	補佐	後見
将来に備える方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
判断能力のあるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の同意・取消や代理 (日常生活に関する行為は除く)
自分で選んだ人を任意後見人にすることができ	家庭裁判所が補助人、補佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進

年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①ユニバーサルデザインについての啓発	福祉課 福祉推進係 都市計画課 計画係	「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。
②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応	福祉課 福祉推進係 都市計画課 計画係	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を確実にを行うよう指示します。
③公共施設の整備	福祉課 福祉推進係 建設課 管理係 ／ 公園係	公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線への歩道等の設置や歩道の段差解消を推進します。
④建築物等の整備	福祉課 福祉推進係 建設課 公園係	新築の町有建築物については、ユニバーサルデザイン化につとめるとともに、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進します。

基本施策（3）防災・防犯体制の充実（瑞穂町再犯防止推進計画 取組⑤から⑨まで）

防災・防犯体制を充実・強化し、災害に強く、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちをめざします。また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことに伴い、再犯防止施策の推進に取り組みます。取組⑤から⑨までを再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「瑞穂町再犯防止推進計画」として位置付けます。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①災害時要配慮者の安全確保体制の整備	福祉課 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係／ 介護支援係 地域課 安全係	災害時において、要配慮者が正しく情報及び支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、地域防災力の向上が必要となります。 被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携並びに事業者及び住民の役割を明確にし、住民、行政及び事業者が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化をはかり、日頃からコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自衛消防組織を整備し、地域及び行政との連携体制の推進をはかります。 訓練等を通じて災害時における高齢者等の受入れに関する協定の実効性を高めます。
②災害時要配慮者への対応	福祉課 障がい者支援係 高齢者福祉課 高齢者支援係	要配慮者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要配慮者マップの整備を行います。
③災害ボランティアの育成と連携体制	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	柔軟性やきめ細かさといった特性をもつボランティアやNPOなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。 毎年の防災訓練に合わせ、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。 また、新型コロナウイルス感染症にも対応した、オンラインを活用した訓練も実施します。
④地域防犯活動の推進	地域課 地域係／ 交通防犯担当 建設課 公園係	警察や地域住民等と連携しながら、防犯対策をすすめます。町内会・自治会単位で防犯パトロールが行われている地域もあり、今後も安全・安心なまちをめざし、防犯に関する取組を推進していきます。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
⑤相談体制の充実	福祉課 福祉推進係 地域課 地域係	国や東京都等の関係機関、保護司会と連携して罪を犯した人の立ち直りを支えるため、窓口職員の資質向上につとめます。また町内会・自治会からの相談を受けるなど、地域住民等が相談しやすい環境の構築につとめます。
⑥関係機関との連携強化	福祉課 福祉推進係 地域課 交通防犯担当	社会復帰をめざす人の様々なニーズに対応できるよう、日頃から庁内関係課、関係機関等で必要な情報を共有し、支援体制の強化をはかります。
⑦自立・生活安定に向けた支援	福祉課 福祉推進係 社会福祉協議会	社会復帰をめざしている人で、高齢者や障がいがある等で適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉支援へ結び付けられるよう国や東京都の制度に関する情報提供をすすめる、利用の促進をはかります。また就労や住居等の生活に不安を抱えている人が、安心できる生活を送ることができるよう、東京都と連携をはかりながら支援していきます。
⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援	福祉課 福祉推進係 地域課 交通防犯担当 教育指導課 指導係	児童生徒の非行防止に向け保護司等が学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援します。また東京都と連携して、学習支援事業ならびに居場所づくりに取り組みます。
⑨広報・啓発活動の推進	福祉課 福祉推進係 地域課 交通防犯担当	保護司会や更生保護女性会等と協力し、犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。また、再犯の防止や犯罪を犯した人の地域での立ち直り等について、地域住民の理解を深めるようつとめます。

基本施策（４）すべての子育て家庭への支援

すべての子育て家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受けながら、地域で助け合い、充実した生活を送れるように、環境整備をはかります。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①子ども家庭支援センター機能の充実	子育て応援課 子ども家庭支援センター係	子ども・子育て支援事業計画を推進し、安心・安全な環境づくりを行いつつ、すべての子育て家庭の支援を通じて、子どもの健やかな成長をめざします。
②子育て相談の充実	子育て応援課 子ども家庭支援センター係／ 保育・幼稚園係 教育指導課 指導係 健康課保健係	子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、保健センター、子育て世代包括支援センター等の相談事業において、関係機関との連携及び相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。
③子育て支援情報の提供	福祉課 福祉推進係 子育て応援課 子ども家庭支援センター係／ 子育て支援係 健康課保健係	広報みずほ、ホームページ、チラシ等、多様で子育て家庭がアクセスしやすい媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実をはかります。
④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実	子育て応援課 保育・幼稚園係	認可保育所の増改築等あらゆる施策を駆使し、待機児童0の継続をめざします。幼稚園の預かり保育を現在、町内全幼稚園において実施しており、事業の継続と拡充を促進します。
⑤地域子育て支援事業の充実	子育て応援課 子ども家庭支援センター係／ 保育・幼稚園係	時間外(延長)保育事業、放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業等の充実をはかります。

基本施策（５）支援が必要な子どもと家庭への支援

ひとり親家庭やがいのある子どもや保護者への支援等、町内に住んでいる子どもの誰もが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、さまざまな支援を行います。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①要保護児童対策地域協議会の充実	子育て応援課 子ども家庭支援センター係	児童虐待の予防・早期発見・早期対応をはかるため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携をはかる要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。
②児童虐待の未然防止	子育て応援課 子ども家庭支援センター係 健康課 保健係	子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子を観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応をはかります。また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。
③民生委員・児童委員等の活動支援	子育て応援課 子育て支援係	地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実につとめるとともに、子育てガイドブックの発行の支援を行います。
④日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援	子育て応援課 子育て支援係 ／ 子ども家庭支援センター係	子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、学校給食費補助金交付、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施につとめます。 就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、ひとり親家庭関連の手当の給付や福祉資金の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。
⑤相談体制の充実	福祉課 障がい者支援係 教育指導課 指導係	障がい児や発達障がい児、不登校児童生徒等の相談体制の充実をはかり、障がいのある子ども等の親の精神的負担の軽減や、相談者のニーズに応じたサービス等の提供につとめます。また、これに伴い関連機関との連携を強化します。
⑥発達障害等支援の充実	福祉課 障がい者支援係 教育指導課 指導係	自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。 また、同じ考え方や悩みを持つ親同士のつながりをサポートし、互いの悩みや情報交換がはかれる環境を作っていきます。
⑦子どもの貧困対策の推進	福祉課 福祉推進係 子育て応援課 子育て支援係 ／ 子ども家庭支援センター係	町の実情を踏まえ、福祉や教育施策の取組過程から得る子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して事業の充実をはかります。

基本施策（6）障がい者の就労支援

障害や病気をもっていても働くことができるように就労を支援します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①瑞穂町障害者就労支援センターの充実	福祉課 障がい者支援係	障がい者の就労意欲の向上及び一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。
②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実	福祉課 障がい者支援係	利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労継続支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。
③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実	福祉課 障がい者支援係	利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、さまざまな方法で就労支援につながる取組を行います。

基本施策（7）地域包括ケアシステムの推進

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを整備し、ささえあいの仕組みづくりを推進します。

取組	担当部署	今後5年間の方向性
①地域包括ケアシステムの構築推進	福祉課 福祉推進係 高齢者福祉課 高齢者支援係 ／ 介護支援係 社会福祉協議会	団塊の世代が75歳以上になる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加します。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、また年齢や属性を越えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制を推進します。
②認知症対策の推進	高齢者福祉課 高齢者支援係	認知症の方が、できる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるように地域で支えるため、認知症にやさしい社会の実現をめざします。取組としては、認知症の早期発見・早期診断を促進することや住民に対する認知症についての理解を深める施策を推進していきます。
③人材の確保及び資質の向上	高齢者福祉課 高齢者支援係 ／ 介護支援係 社会福祉協議会	高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、NPOや地域、ボランティア等さまざまな場面で支援する側として従事することができる環境の構築をめざします。また、高齢者自らも支援する側になることで、生きがいを持って活動することができるよう支援します。また、様々な人材の資質の向上や研修、セミナー等を高齢者が受講しやすい体制を整備していきます。介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職をはじめ、介護サービス提供に必要な人材の確保に取り組みます。また、東京都や関係機関と連携し、介護従事者等のスキルアップのための研修参加などを支援します。
④ささえあう地域づくり	高齢者福祉課 高齢者支援係 社会福祉協議会	地域の担い手として多様な世代が主体的に参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるような体制の整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあうことが可能な環境づくりをめざします。

4 基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策（1）母子保健の充実

妊娠前から妊娠中及び出産前後に向けての支援を切れ目なく行います。

施策	担当部署	今後5年間の方向性
①母子保健事業の推進	健康課 保健係	国が定める「健やか親子21（第2次）（平成27年度～令和6年度）」及び「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」と整合性をとりながら各事業を推進します。
②疾病予防・健康増進事業の推進	健康課 保健係	疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進をはかります。幼少期から望ましい生活習慣の定着をはかります。
③切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進	健康課 保健係	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組みとともに、各事業間や関連部署との連携体制を強化します。
④食育の推進	健康課 保健係	子どもが、生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な身体と豊かな心を育むために、家庭や地域等と連携をはかり、子どもが食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、食育を推進します。

基本施策（２）健康増進の充実

各種健康相談や健康診査、がん検診の実施体制を充実し、疾病の予防ができるよう健康教育や健康相談などの充実をはかります。

施策	担当部署	今後5年間の方向性
①健康増進事業の推進	健康課 健康係／保健係	「瑞穂町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性をとりながら事業を推進します。 がん検診については、国の指針に基づき、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、その精度管理をすすめます。
②望ましい生活習慣の確立	健康課 健康係／保健係	定例の健康相談、保健師による随時の面接、電話相談等、生活習慣改善につながる相談体制や相談業務のさらなる充実をはかります。 更に、健康診査等の受診率向上のための勧奨や、受診の結果を生活習慣病予防に生かすための取組をすすめます。 望ましい生活習慣の確立のため、広報みずほやホームページ等を通して健康に関する情報提供を行い、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動をすすめます。
③食生活の維持・改善	健康課保健係	関係各課や機関等が連携し、地産地消の推進、学校給食を通じた望ましい食習慣を定着させるため、子どもの頃からの食育を推進します。保健事業に参加しづらい子育て世代・若い世代を中心に望ましい食習慣を普及させるため、ホームページ等を利用して適正な栄養の摂り方等を啓発していきます。 また、管理栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育を推進します。
④身体活動・運動の実践	健康課保健係	住民を対象とした研修会や教室を通して、身体活動・運動についての正しい知識の普及・啓発をはかります。また、健康づくり活動の住民参加によって、日常的な身体活動・運動の必要性について広く周知をはかります。
⑤喫煙・飲酒・薬物と健康被害	健康課健康係	喫煙や受動喫煙の健康への被害について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、公共施設における禁煙や分煙の推進、喫煙者に向けた禁煙・節煙の支援、児童・生徒等に対し喫煙防止教育を実施します。 保健事業を通して、節度ある飲酒について普及・啓発につとめます。また、未成年者への飲酒防止教育、多量飲酒者やアルコール関連疾患の本人や家族等への支援を行います。 薬物乱用について、生徒や保護者等に対しその危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取組ます。
⑥休養・心の健康づくり	健康課 健康係／保健係	心の健康に影響する睡眠や休養の、正しい知識の普及につとめます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンで気軽にアクセスし、情報や相談機関を知ることのできるシステムにより情報提供をします。 また、自殺予防行動計画を実行し、自殺に追い込まれる前に相談機関につながるように工夫していきます。
⑦歯・口腔の健康づくり	健康課 健康係／保健係	歯周疾患の予防を目的に、30～40歳の若い世代も対象に、意識啓発を行います。 また、乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処置率も高いため、指導内容の充実をはかり、予防・治療の両面からの意識啓発を行います。

基本施策（３）医療体制の基盤づくり

すべての住民が安心して医療を受けられる基盤づくりをはかります。

施策	担当部署	今後5年間の方向性
①救急医療体制の確保	健康課 健康係	今後も休日夜間診療をはじめとする救急医療体制の確保につとめながら、小児救急医療体制を継続していきます。
②地域医療体制の基盤づくり	健康課 健康係	人口構造の変化に伴う医療需要の質・量を踏まえ、町内医療機関と公立福生病院、周辺市との連携を強化しながら、訪問診療、在宅医療や安全性と信頼性を踏まえた遠隔診療を視野に入れて地域医療体制の確保につとめます。
③関係機関との連携	健康課 健康係	町医師会・町歯科医師会や薬剤師会との協力により、健康診査や予防接種事業、歯科保健事業等を実施していきます。西多摩医師会や西多摩歯科医師会とも協議会等を通じて連携をはかっていきます。

基本施策（４）健康危機管理対策の推進

生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態の発生時に、関係機関との連携のもとに対処できる体制をめざします。

施策	担当部署	今後5年間の方向性
①感染症予防事業の推進	健康課 健康係	住民一人ひとりの日常からの感染症予防策の啓発を継続し、新たな感染症発生時には東京都と連携した対策をすすめます。 国が接種を推奨する定期接種と合わせ、任意接種の中でも特に必要と考えられるものに対して、その接種費用の助成等を実施し、予防接種の確実な実施をはかっていきます。
②健康危機発生時の体制づくり	健康課 健康係／保健係	住民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生や流行、大規模災害に備え、感染症の予防・まん延防止、医療提供体制の整備等の対策を推進します。東京都、保健所等との連携により、健康危機発生時には迅速に対処できる体制づくりを推進します。

基本目標4の評価指標

基本施策	評価指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
(1)母子保健の充実	健康診査受診率 ・3～4か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	98.7% 92.8% 99.6%	98.0% 92.0% 99.0% いずれの健康診査においても未把握者の全数把握
	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値 【第5次長期総合計画数値評価指標】	91.8%	93.7%
	予防接種自動スケジュール作成モバイルサイト「ワクワクみずほ」 ・0歳児の登録率	96.1%	97.0%
	妊婦の喫煙率	8.6%	0%
(2)健康増進の充実	日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間；要介護2以上：95%信頼区間） 【第5次長期総合計画数値評価指標】	男 77.9～80.7年 女 82.1～84.2年 （平成30年）※	東京都数値以上
	がん検診受診率 ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 【第5次長期総合計画数値評価指標】	10.2% 9.4% 31.0% 13.0% 15.6%	全がん種 50%以上
	特定健康診査受診率	48.1%	60.0%
	特定保健指導実施率	21.6%	60.0%
	生活習慣病予防事業の40代・50代の参加率 ・慢性腎臓病予防講座 ・糖尿病予防講座	8.1% 令和元年度中止	15.0% 15.0%
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合 ・18～64歳で、1年未満でも継続している者	22.9%	34.0%
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合 ・18～64歳で、1年以上継続している者 【第5次長期総合計画数値評価指標】	17.7%	22.4%
	適性体重(18.5≤BMI<25.0)の者の割合 ・特定健康診査受診者	64.9%	増加
	1日の野菜摂取推奨量(350g以上)の認知割合 ・20～64歳	45.8%	50.0%
	成人歯科検診受診率	6.6%	8.0%
(3)医療体制の基盤づくり	子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合 【第5次長期総合計画数値評価指標】	72.4%	77.1%
(4)健康危機管理対策の推進	予防接種率 ・麻しん・風しん1期	94.7% （平成29～令和元年度3年度平均）	95.0%
	・麻しん・風しん2期	90.1% （平成29～令和元年度3年度平均）	95.0%

※参考：平成30年の東京都平均自立期間（要介護2以上）男 79.8～79.9年、女 84.1～84.3年

生活習慣の改善に向けたライフステージ別の取組

○:住民のできること ☆:町が取組むこと

取組の分野	幼年期(妊婦、0～6歳)	少年期(7～19歳)
望ましい生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○親子で規則正しい生活を心がける ○自分の健康に関心を持つ ○健診を受ける(妊婦健診・乳幼児健診等) ☆育児相談 ☆両親学級(マタニティクラス) ☆妊産婦・乳幼児訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子で規則正しい生活を心がける ○自分の健康に関心を持つ ○健診を受ける(学校、職場等)
食生活の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい食生活のため、1日3食必ず摂る ○よく噛んで食べる ○家族で楽しく食事をする ○栄養相談や健診等を利用し、正しい食習慣について学び、実践する ☆乳幼児向け講習会 ☆両親学級(マタニティクラス) ☆栄養相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい食生活のため、1日3食必ず摂る ○栄養バランスを考える ☆栄養相談 ☆食育の推進
身体活動・運動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○自然とふれあい、外で元気に遊ぶ ○親子でふれあう機会を作る ☆乳幼児向け講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動する習慣を身につける ○地域や学校の活動に積極的に参加する
喫煙・飲酒・薬物と健康被害	<ul style="list-style-type: none"> ○タバコの誤飲事故を防ぐ ○受動喫煙を防ぐ ○妊娠中は禁煙・禁酒をする ☆両親学級(マタニティクラス) ☆妊婦面接時助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険ドラッグの害を知り、絶対に吸わない、勧められても断る勇気を持つ ○学校での薬物乱用防止教室に参加する ☆喫煙による害の教育
休養・心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の健康を心がける ○地域で子育てを支える ○妊娠、出産、子育てのストレスを解消する手段を確保する ☆育児パッケージの配布 ☆妊婦面接 ☆妊産婦・乳幼児訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ○家族での団らんを大切に、会話する機会を増やす ○悩みを相談できる人を持つ ○地域の大人が声をかける
歯・口腔の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科健診や相談事業を活用し、う蝕予防のための生活習慣を身につける ○かかりつけ歯科医で検診を受ける ☆幼児歯科健診 ☆歯科相談 ☆妊婦歯科健診 ☆乳幼児向け講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医で検診を受ける

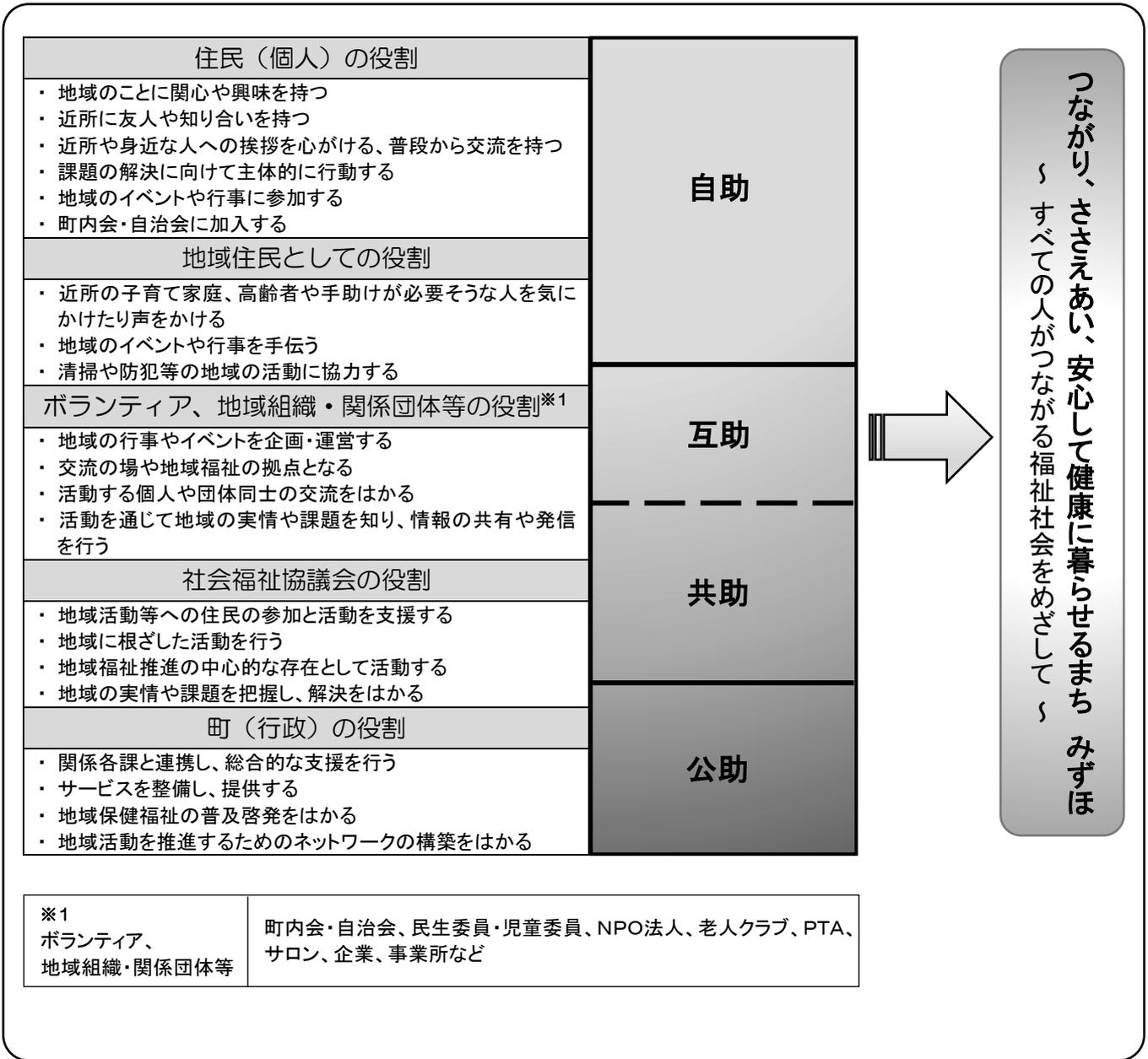
青壮年期(20～39歳)	中高年期(40～64歳)	高齢期(65歳以上)
<ul style="list-style-type: none"> ○健康管理ができるよう、健康に関する知識を高める ○健診を受ける(職場、若年の健康診査等) ☆健診結果説明事業 ☆健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態を認識し、生活習慣病を予防する ○かかりつけ医を持つ ○特定健康診査等を受け、健康状態を管理する ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態を認識し、介護予防につとめる ○かかりつけ医を持つ ○特定健康診査等を受け、健康状態を管理する ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆健康相談
<ul style="list-style-type: none"> ○食事と栄養について知識を得て、バランスのよい食事をする ○暴飲暴食を避ける ○適正体重を維持する ○食塩や脂肪の摂取量を減らし、野菜や果物の摂取量を増やす ☆骨年齢チェック事業 ☆栄養相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正体重を知り、健康管理をする ○栄養バランスのよい食事をする ○生活習慣病予防教室等に参加する ☆骨年齢チェック事業 ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆栄養相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養バランスのよい食事を仲間と共に摂る ○低栄養状態にならないよう、偏食せず、適切な食生活に取り組む ○健康栄養相談を利用する ☆健診結果説明事業 ☆生活習慣病予防事業 ☆栄養相談
<ul style="list-style-type: none"> ○ウォーキング等、軽めの運動を継続的に行う ○スポーツ施設を利用し、運動をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり事業に参加する ○ウォーキングマップ等を活用し、運動をする習慣を身につける ○ジョギングやウォーキング等の運動を通じ、生活習慣病の予防につとめる ☆骨年齢チェック事業 ☆生活習慣病予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事を継続したり、身近な運動を取り入れ、転倒や骨折を予防する ○気の合う仲間を作り、体を動かす習慣を作る ○ウォーキングやストレッチ等、無理せず体を動かす習慣をつけ、介護予防につとめる ☆生活習慣病予防事業
<ul style="list-style-type: none"> ○薬物には手を出さない ○喫煙の害を知り、禁煙に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙の害を知り、禁煙に取り組む ○週2日の休肝日をつくる ○肺がん検診を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙本数を減らす ○節度ある飲酒を心がける ○肺がん検診を受ける
<ul style="list-style-type: none"> ○心の健康について正しい知識を持つ ○各種の相談機関を利用する ○ストレス対処法を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ○上手なストレス対処法を身につける ○悩みがあればすぐに各種の相談機関を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○閉じこもりを予防するため、地域行事に積極的に参加する ○生きがいを持つ
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医で検診を受ける ○成人歯科検診を受ける ☆歯科相談 ☆成人歯科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医で検診を受ける ○成人歯科検診を受ける ☆歯科相談 ☆成人歯科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医で検診を受ける ○成人歯科検診を受ける ☆歯科相談 ☆成人歯科検診

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画推進の仕組み

地域保健福祉計画の基本理念の実現に向け、住民、ボランティア、地域組織・関係団体等、社会福祉協議会、町(行政)が連携して協働しながら、自助、互助・共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉の推進に取り組みます。



2 進捗状況の管理及び公表

計画の進捗管理については、地域保健福祉審議会で報告され、進捗の管理を行います。進捗状況については、毎年度公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取等を行い、施策への反映をはかります。

また、PDCA サイクルの考えに基づき、施策の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組をすすめます。

【PDCA サイクルによる評価・検証】



PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



資料編

資料編

1 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 7 日

条例 第 3 号

(設置)

第 1 条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 保健福祉関係施設の代表者 3 人以内
- (3) 保健福祉関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 公共的団体の代表者 5 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3 人以内
- (6) 公募委員 3 人以内
- (7) 町職員 4 人以内

2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平成20条例1・平成23条例4・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年6月23日規則第33号で、平成17年6月24日から施行)

附 則 (平成20年3月14日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日
規則 第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成 17 年条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

第 2 条 条例第 8 条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

第 3 条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第 4 条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 5 条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

3 瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分等	氏 名	役職名等
学 識 経 験 者	村井 祐一	田園調布学園大学 教授
保健福祉関係施設	田中 育夫	(福)平成会 不老の郷 施設長
	岩本 隆	瑞穂町公立保育園園長会 会長 とのがや保育園 園長
	大屋 敬則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 施設長
	鈴木 寿和	瑞穂町医師会 会長
保健福祉関係団体	粕谷 道子 ○	西多摩地区保護司会瑞穂分区
	渡辺 信男	瑞穂町身体障害者共生会 会長
	五十嵐 崇	瑞穂町心身障害者(児) 福祉センターあゆみ センター長
	戸田 祐佳	子育てに関する団体
公 共 的 団 体	石塚 壽則 ◎	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 会長
	中村 憲一	瑞穂町寿クラブ連合会 会長
	粕谷 雅人	瑞穂町社会福祉協議会 庶務係長
	小川 明正	瑞穂町健康づくり推進委員会 委員長
	日野 元信	瑞穂町教育相談室 室長
関係行政機関	播磨 あかね	西多摩保健所 所長
	鈴木 香奈子	立川児童相談所 所長
	嶋田 由美子	西多摩福祉事務所 所長
公 募 委 員	石藏 陽子	一般住民
	石井 トモ子	一般住民
	川鍋 悦子	一般住民

町 職 員	大井 克己	企画部長
	横沢 真	住民部長
	福島 由子	福祉部長
	小峰 芳行	教育部長
事 務 局	田野 太郁哉	福祉部福祉課長
	安藤 尚子	福祉部福祉課福祉推進係長
	岡部 龍斗	福祉部福祉課福祉推進係主事

◎:会長 ○副会長

4 瑞穂町地域保健福祉専門分科会委員名簿

(小地域活動推進専門分科会)

(敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
石塚 壽則 ◎	民生委員・児童委員協議会 会長	審議会委員
川鍋 悦子 ○	一般住民	審議会委員
日野 元信	瑞穂町教育相談室 室長	審議会委員
播磨 あかね	西多摩保健所 所長	審議会委員
村井 祐一	田園調布学園大学 教授	審議会委員
大井 克己	企画部長	審議会委員
高島 朝子	ボランティアに関する団体	分科会委員
池谷 牧雄	瑞穂町権利擁護センターみずほ 主任	分科会委員
栗原 康弘	住民部地域課地域係長	分科会委員
粕谷 真吾	都市整備部建設課土木係長	分科会委員
荻野 寿郎	教育部社会教育課社会教育係長	分科会委員
田野 太郁哉	福祉部福祉課長	事務局
安藤 尚子	福祉部福祉課福祉推進係長	事務局
岡部 龍斗	福祉部福祉課福祉推進係主事	事務局

◎:分科会長 ○副分科会長

(健康づくり推進専門分科会)

(敬称略)

氏名	役職名等	備考
岩本 隆	瑞穂町公私立保育園園長会 会長 とのがや保育園 園長	審議会委員
鈴木 寿和	瑞穂町医師会 会長	審議会委員
戸田 祐佳 ○	子育てに関する団体	審議会委員
小川 明正 ◎	瑞穂町健康づくり推進委員会 委員長	審議会委員
嶋田 由美子	東京都西多摩福祉事務所 所長	審議会委員
小峰 芳行	瑞穂町教育委員会教育部長	審議会委員
原田 志織	東京都西多摩保健所 歯科保健担当課長	分科会委員
森本 優子	医療法人社団久遠会高沢病院 理学療法士	分科会委員
岩淵 百合子	管理栄養士	分科会委員
松浦 典子	公立福生病院 入退院管理室 室長	分科会委員
工藤 洋介	福祉部健康課長	事務局
生田目 勝	福祉部健康課健康係長	事務局
若松 亮子	福祉部健康課保健係長	事務局

◎:分科会長 ○副分科会長

(障害福祉計画専門分科会)

(敬称略)

氏名	役職名等	備考
大屋 敬則 ◎	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター施設長	審議会委員
石藏 陽子 ○	一般住民	審議会委員
五十嵐 崇	瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみセンター長	審議会委員
福島 由子	福祉部長	審議会委員
谷口 美子	瑞穂町身体障害者共生会	分科会委員
笠川 純	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 障がい福祉部会長	分科会委員
隅河内 司	田園調布学園大学 教授	分科会委員
川間 公雄	瑞穂町医師会	分科会委員
小山 裕紀子	瑞穂町社会福祉協議会 事業係長	分科会委員
中村 美奈子	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理	分科会委員
田野 太郁哉	福祉部福祉課長	事務局
青木 広幸	福祉部福祉課障がい者支援係長	事務局
高橋 洋一	福祉部福祉課障がい者支援係主任	事務局
森田 友子	福祉部福祉課障がい者支援係主任	事務局

◎:分科会長 ○副分科会長

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会)

(敬称略)

氏名	役職名等	備考
田中 育夫 ◎	(福)平成会 特別養護老人ホーム 不老の郷 施設長	審議会委員
粕谷 道子 ○	西多摩保護司会瑞穂分区	審議会委員
粕谷 雅人	瑞穂町社会福祉協議会 庶務係長	審議会委員
中村 憲一	瑞穂町寿クラブ連合会 会長	審議会委員
石井 トモ子	一般住民	審議会委員
横沢 真	住民部長	審議会委員
小林 俊子	神奈川社会福祉専門学校非常勤講師	分科会委員
小林 啓子	西多摩保健所地域保健推進担当課長	分科会委員
高水 松夫	瑞穂町医師会 高水医院 院長	分科会委員
齊藤 文登	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 高齢福祉部会長	分科会委員
坂本 孝輔	通所介護事業所 二本木交茶店 管理者	分科会委員
横澤 和也	瑞穂町シルバー人材センター事務局長	分科会委員
臼井 孝安	福祉部高齢者福祉課長	事務局
中村 徹	福祉部高齢者福祉課高齢者支援係長	事務局
片野 宏	福祉部高齢者福祉課介護支援係長	事務局

◎:分科会長 ○副分科会長

5 計画の策定経過

(瑞穂町地域保健福祉審議会)

回数	年月日	検討議題
第1回	令和2年5月19日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 瑞穂町地域保健福祉審議会諮問事項について 第4次地域保健福祉計画の専門分科会について
第2回	令和2年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域保健福祉計画の進捗状況について 地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査の結果について 第4次地域保健福祉計画について 各専門分科会について
第3回	令和3年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次地域保健福祉計画について 第3次地域保健福祉計画の進捗状況について 専門分科会の報告について
第4回	令和3年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次地域保健福祉計画について

(小地域活動推進専門分科会)

回数	年月日	検討議題
第1回	令和2年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域保健福祉計画について 地域保健福祉計画の進捗状況について 第4次地域保健福祉計画アンケート結果について 第4次地域保健福祉計画について
第2回	令和2年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域保健福祉計画の進捗状況調査について 地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果まとめについて 第4次地域保健福祉計画について
第3回	令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次地域保健福祉計画について
第4回	令和3年2月19日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次地域保健福祉計画について

(健康づくり推進専門分科会)

回数	年月日	検討議題
第1回	令和2年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域保健福祉計画について 地域保健福祉計画の進捗状況について 第4次地域保健福祉計画アンケートについて 第4次地域保健福祉計画について
第2回	令和2年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次地域保健福祉計画(素案)について
第3回	令和2年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次地域保健福祉計画(案)健康づくり推進部分のとりまとめについて

(障害福祉計画専門分科会)

回数	年月日	検討議題
第1回	令和2年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の概要について ・障害福祉計画アンケート調査(案)について
第2回	令和2年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画の進捗状況について ・障害福祉計画アンケート調査結果について ・障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について
第3回	令和3年2月4日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)における意見募集の結果及び考察について ・瑞穂町地域保健福祉審議会及び議会への報告について
第4回	令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定作業等総括

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会)

回数	年月日	検討議題
第1回	令和2年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査について ・第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要と現況について ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について
第2回	令和2年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画の基本的な考え方について ・第8期計画の体系図について ・第8期計画の重点施策について
第3回	令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画書中間まとめ(素案)について
第4回	令和3年2月15日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集の報告について ・第8期計画案について
第5回	令和3年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期計画策定の報告について

6 地域福祉活動のための小地域区分(圏域)

(1) 小地域の位置



(2) 「地域ささえあい連絡協議会」で寄せられた主な地域課題

(平成 30 年度)

テーマ：地域の見守りについて

地 区	会 場	参加者	主な地域課題
殿ヶ谷地区	殿ヶ谷会館	11人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ならではのイベント等もあり、つながりが強く情報が入りやすいが、新しく引っ越してきた世帯は参加しづらく、情報も入りづらい状況がある。 ・大型店ができたことにより、交通量や交通事故が増加。
石畑地区	石畑中央会館	13人	<ul style="list-style-type: none"> ・町内施設（ハード面）の有効活用と、人的資源（ソフト面・関係職員から子どもまで）の有効活用の推進と連携、相談体制の必要性。
箱根ヶ崎地区	箱根ヶ崎南会館	12人	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な地域住民（子ども・高齢者・死亡者等）の情報が集まらないこと。 ・様々な団体、個人での見守り活動の協力、連携が必要。
	箱根ヶ崎西会館	16人	<ul style="list-style-type: none"> ・希薄化した地域社会であるが、子供から高齢者まで地域住民全体が見守りや声掛けの必要性を理解し、気にかけることが大事。 ・様々な団体、個人での見守り活動の協力、連携の必要性。
	箱根ヶ崎中央会館	12人	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立している方、支援拒否をする方等の気になる情報をそれぞれ地域の方や関係者が持っているため、それを支援につなげていく方法の検討が必要。 ・個人や事業所それぞれで見守り活動を行っているため、見守り活動の協働の体制作りの検討が必要。 ・狭山池等の地域コミュニティの変化（子どもは多いが高齢者が減っている）。
長岡地区	長岡コミュニティセンター	28人	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の希薄化。 ・個人情報の問題。 ・他人に関心を持たない人の関心をどこに持っていくか。 ・年齢に関係なく外と接点をもたない方の増加。引きこもりは高齢者にも多い。 ・世代間交流。
元狭山地区	元狭山コミュニティセンター	25人	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者など気になる方の視点を持つ方に見守り活動のノウハウを伝えられると、より広く見守り活動ができる。 ・各福祉事業所では、様々な見守り活動等の取組が独自でされており、それら個々に点で活動しているものを、面での活動につなげていけるとよい。 ・介入が難しいお宅があり、町内会としても困っている。
武蔵野地区	武蔵野コミュニティセンター	24人	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯、児童、外国人、高齢者、障がい者と問題は多岐に渡るが、地域として（特に都営住宅）見守りやつながりができている。 ・武蔵野コミュニティセンターには色々な人達が集まる為、そこを基点につながりが広がっていくと良い。 ・個人情報の問題、性別による声かけや訪問の難しさ。 ・子どもだけで過ごす時間が長い家庭が多い。武蔵野コミュニティセンターは子どもの居場所として重要。マナーを守って利用できるための見守りもある。

(平成31年度・令和元年度)

テーマ：虐待への対応について

地区	会場	参加者	主な地域課題
殿ヶ谷地区	殿ヶ谷会館	15人	<ul style="list-style-type: none"> 地域のつながり、近所付き合いが今後も重要となる。 子どもや高齢者等、被虐待者が相談できる場も必要だが、親や介護者側も相談しやすい環境づくりが必要。 虐待は判断しづらい面があることから、「通報」でなくても、「相談」ができるということの周知がより必要。
石畑地区	石畑中央会館	11人	<ul style="list-style-type: none"> 地域で「顔見知り」になることが重要。 早期に気づいて情報を共有することが大切。 意見交換の場が必要。 福祉サービスや介護サービス等の情報のPRも必要。
箱根ヶ崎地区	箱根ヶ崎南会館	17人	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の中で起こっていることは本当にわかりにくいので、地域がつながること、人と人がつながることが必要。 町内会に入る人が減ってきている。子ども会もなくなってしまいう所もある。チェック機能として虐待防止には必要な機能である。 相談できる場所の周知や情報提供が必要。
	箱根ヶ崎西会館	18人	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人たちが関心を持って、気になったら相談する立場であることを周知することが必要。 孤立しないよう見守りや交流できる場への参加を促すことが大事。
	箱根ヶ崎中央会館	16人	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等は工夫して色々な家庭に顔を出してもらえるよう努力しているが、家庭の状況を把握することはとても難しい。 虐待に限らず、地域で問題を解決していくためには、住民の方々の「気づき」が重要だということを広く知らせていく必要がある。 相談や連絡をした際のフィードバックがあると現場は対応しやすい。
長岡地区	長岡コミュニティセンター	26人	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の異変等に気づく目、見守り合いの活動、温かい関わり等が、子どもから障がい者、高齢者等誰にでも必要である。 虐待は色々な家庭の事情、生育歴等が絡み合い、虐待者も辛い事情を抱えている人が多いため、早めに異変に気づき、家族だけで介護をするのではなく、上手くサービスを利用できるように相談やアドバイスができる機関につなげられるとよい。 町内会加入率減（特に高齢者の脱会が多いことについて）、行政での対策も必要ではないか。
元狭山地区	元狭山コミュニティセンター	24人	<ul style="list-style-type: none"> 地域としては「虐待」という話があまり聞かれないが、徐々に近所のつながりが減ってきている。 相談しやすい環境づくり。 昔とは違う「虐待」に対する情報提供。 高齢者が町内会から抜けないような仕組みづくり。 自宅で孤立している高齢者や、相談できずにいる介護者へのアプローチ。
武蔵野地区	武蔵野コミュニティセンター	26人	<ul style="list-style-type: none"> 8050問題（50代の方にも支援が必要）。 生活困窮の課題を抱えている高齢者や若い子育て世帯が多い。 認知症の方への対応の認識不足。 若い世帯は両親共働きが多く、より子どもの居場所が必要。 高齢者も気軽に集える場が必要。

瑞穂町第4次地域保健福祉計画
令和3年度～令和7年度

令和3年3月
発行／瑞穂町
編集／瑞穂町 福祉部 福祉課

〒190-1292
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335番地
TEL:042-557-0501(代表)